

全世界
ポストコロナにおける
教育協力検討のための
情報収集・確認調査

業務完了報告書
(不就学者（児童労働を含む）)

2022年2月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター

人間
JR
22-031

目次

要約	iii
略語表	v
はじめに	1
<hr/>	
第1部 不就学者（児童労働を含む）分野の国際協力の潮流と JICA 協力方向性の提案	
<hr/>	
第1章 不就学者（児童労働を含む）分野の課題と国際的な取組の概観	3
1-1 不就学者（児童労働を含む）に関するグローバルな現状と課題	3
1-2 不就学者に関する課題の主な要因	6
1-3 不就学者支援に関する主要ドナーの対応	8
第2章 不就学者（児童労働を含む）分野における日本の取組	12
2-1 日本の開発協力政策と不就学者（児童労働を含む）	12
2-2 不就学者（児童労働を含む）に関する JICA の取組み	12
第3章 不就学者（児童労働を含む）分野に関する JICA の協力方向性の提言	14
3-1 コロナ禍を踏まえた基礎教育協力の方向性（STEPS）の提案	14
3-2 STEPS アウトカム指標の提案	15
3-3 不就学分野の STEPS アウトプット・活動の協力ニーズ分析方法の提案	17
3-4 JICA の協力事業の一環としての不就学者分野の STEPS の提案	20
<hr/>	
第2部 事例国の現地調査結果と JICA 協力方向性の提案	
<hr/>	
第4章 国別の焦点の当て方	24
第5章 ガーナ	27
5-1 現地調査概観	27
5-2 基礎教育における政策と現状～不就学者（児童労働を含む）に着目して～	28
5-3 不就学者（児童労働を含む）支援のマルチセクター連携	40
5-4 主要ドナーの支援状況～不就学者（児童労働を含む）に着目して～	42
5-5 日本/JICA の基礎教育分野と不就学者（児童労働を含む）削減に関する支援状況	43
5-6 JICA の協力方向性・具体的な協力アプローチへの提言	45
添付 5-1 面談先・訪問先リスト	49
添付 5-2 主な参考資料リスト	50
添付 5-3 子どもの保護にかかるセクター横断業務手順書（ガーナ政府）	52
第6章 ヨルダン	56
6-1 現地調査概観	56
6-2 基礎教育における政策と現状～不就学者（児童労働を含む）に着目して～	57
6-3 不就学者（児童労働を含む）支援のマルチセクター連携	67
6-4 主要ドナーの支援状況～不就学者（児童労働を含む）に着目して～	68
6-5 日本/JICA の基礎教育分野と不就学者（児童労働を含む）削減に関する支援状況	69
6-6 JICA の協力方向性・具体的な協力アプローチへの提言	70
添付 6-1 面談先・訪問先リスト	73
添付 6-2 主な参考資料リスト	74

第7章 カンボジア	77
7-1 現地調査概観	77
7-2 基礎教育における政策と現状～不就学者（児童労働を含む）に着目して～	78
7-3 不就学者（児童労働を含む）支援のマルチセクター連携	89
7-4 主要ドナーの支援状況～不就学者（児童労働を含む）に着目して～	90
7-5 日本/JICAの基礎教育分野と不就学者（児童労働を含む）削減に関する支援状況	91
7-6 JICAの協力方向性・具体的な協力アプローチへの提言	93
添付 7-1 面談先・訪問先リスト	96
添付 7-2 主な参考資料リスト	97

添付

A 1 STEPS 共通アウトカム指標「10の数学基礎スキル」（暫定案）の補足情報	99
A 2 開発コンサルタント等を対象にしたセミナー結果	112
B 1 主な参考文献リスト（第1部に関する資料）	115
B 2 不就学者（児童労働を含む）に関する本邦 NGO・企業の途上国における取り組み事例	117
B 3 不就学者支援に関する日本国内の政策・事例	121

要 約

「全世界ポストコロナにおける教育協力検討のための情報収集・確認調査」（以下、本調査）の目的は、女子教育、不就学者（児童労働を含む）、ICTという対象3分野について、基礎教育に対する今後5年間のJICAの協力方向性と支援策の提言を行うことである。途上国における従来からの教育課題がコロナ禍によって更に深刻化しているという調査結果をもとに、JICAがSDGポジショニングペーパーにおいて重点的に取り組むとしているSDGターゲット4.1「2030年までに、全ての子どもが女男の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする」に向けた協力方向性に関し、国際的な議論や主要ドナーの動向、及び日本の取組を踏まえ検討した。本報告書は、「不就学者（児童労働を含む）」についてまとめたものである。

Education for Allを掲げるMDGs（ミレニアム開発目標）の推進によって、2000年以降、特に初等教育における就学率の改善がみられた。しかし、UNESCO（2021/22）によれば、コロナ禍前（2019年時点）でも、就学年齢児童の約1割にあたる2億5,840万人が未だに不就学であり、サブサハラアフリカでは、2010年以降、初等教育における不就学者は増加している。さらにコロナ禍では学校閉鎖により学びの損失が生じたことで、「学びの貧困」状態にある児童数が増加している。経済的に困窮する世帯で、子どもの家事労働や経済活動に対する需要が増大した結果、児童労働に従事する子どもは増加すると推計されている。「学びの貧困」や児童労働は、不就学となるリスク要因の一つでもある。

コロナ禍による学校閉鎖中の遠隔学習（紙ベース、ラジオ、テレビ、インターネット等を介した学習）及び学校再開時の復学においても、生徒間の学びの格差は広がり、不公平なものとなっている。「学びの貧困」状態にあると定義される児童（10歳の時点で、年齢に応じた簡単な文章を読むことや理解することができない児童）の割合は、女子と男子を合わせてコロナ禍以前の50%を超え、70%にも及ぶのではないかと危惧されている。

国際社会は、ポストMDGsとして、2015年からSDGsに取り組んできた。MDGsでは「初等教育就学率」の向上を掲げていたが、不就学者の課題が残る一方で、就学しても基礎的学力を獲得していない児童の課題がより明らかになってきた。そのため、教育SDGsの第1のターゲットであるSDG4.1では、「読解と数学に関する最低限の習熟度」、そして「修了率」という二つの指標を設定し、女男別にモニタリングを行うこととしている。

国際機関や主要ドナーも、学習改善への取組とモニタリングを強化しながら、不就学児童、及び中途退学の危険のある就学中の児童を支援しており、コロナ禍を踏まえて、学校再開と再就学を促進するとともに、遠隔学習も含む多様な学びの場や学習方法への支援に取り組んできている。対象年齢や地域に応じて、母語での教育や公教育を補完するノンフォーマル教育の促進や就学条件付き現金給付による支援も行っている。

他方で日本政府も質の高い学びやアクセスの改善、インクルーシブな教育への支援を掲げているが、不就学率の改善を主目的とする支援は限定的であった。退学の危険にある子どもの支援や一度も就学したことのない子どもの就学を直接の目的とした支援実績は乏しい。

コロナ禍を受け、不就学者への支援も含めたSDG4.1へのグローバルな取組の必要性和緊急性が高まっている。そのため、JICAも協力を強化しつつ、見える化することで、途上国政府と開発パートナーと共通のゴールに向けた協働性を強めて、コレクティブインパクトへの貢献度を高める必要がある。よって、JICAの今後5年間の協力方向性として、SDG4.1への道筋を明確に打ち出す「一人一人の生徒に応じた教育とスキルの証明（Student Tailored Education and Proof of Skills）【STEPS】」と名付けた枠組みに沿って、案件形成（必要に応じた実施中の案件の変更も含む）や実施モニタリングを行っていくことを提案する。

具体的には、コロナ禍を踏まえ、今まさに学びを必要としている「一人一人の子どもの日常と成長に沿った」視点を強化しながら、教育政策の改善と実践を通じて、「全ての子どもに日々の学習を提供し、彼らの学びの進捗を確認」した結果、「全ての子どもが基礎学力を得て、初等教育の修了資格を得ていく」という、SDG4.1.1（最低限の習熟度）と SDG 4.1.2（修了）の両方の達成に向けた協力を強化し、見える化していくことを提案する。コロナ禍の影響と日本の優位性を反映し、特に初等教育の基礎的な数学力に係る指標（共通アウトカム「10の数学基礎スキル」）と学年別の就学生数の女男別指標といった簡易指標（暫定版）も提案する。

こうした指標を複数の JICA 事業の共通指標として、協力の対象地域の状況を把握し、案件実施による進展を継続的にモニタリングしていくことを通じて、SDG4.1 に向けた取組（活動、アウトプット）の内容に係る相手国政府や開発パートナーとの建設的な対話も可能になると考える。また、この取組みにより、日本国民に対してより迅速に継続的に教育 ODA の効果に係る説明責任を果たすことができ、ひいては今後コロナ禍に伴う更なるニーズに応えるための教育 ODA の予算配分において日本国民の支持を得ることに寄与し得ると考える。

子ども達の SDG4.1 に向けた道のりを支援する途上国政府に対して JICA が協力できる活動は、これまでの実績を見ても多数ある。学校建設、ICT 機器等の機材供与、コミュニティ参加型学校運営への能力強化、教科書や教材の開発や教員研修、インクルーシブ教育や緊急・復興期の教育支援の促進などにつき、技術協力、無償資金協力、有償資金協力などあらゆる援助形態で制度面と実践面における協力が行われてきた。

本報告書では、こうした JICA の協力可能性の範囲を念頭に、ガーナ、ヨルダン、カンボジアという三つの事例国の調査を行い、今後 5 年間の JICA の協力方向性と具体的な支援に関する提言を行う。不就学支援においても、一人一人の子どもの日常と成長の中に「学び」の活動が位置付けられ、それが継続されるためには、様々な阻害要因への働きかけにおいて教育行政以外との連携の必要性が高い。例えば、公教育を補完するノンフォーマル教育は、教育省が主管している国と社会保障関連の省庁や地方自治体が主管している国がある。職業訓練校は労働関連の省庁が担当している国が多い。成人も対象とする識字教育などのインフォーマル教育は社会保障関連の省庁の主管の元、NGO が中心に提供している国がある。このように、多様な学びの場を提供する主体は、教育省に限定されておらず、教育省と他の提供主体との連携により、一人一人の子どもに学びの機会を提供することが可能となる。さらに、一度も就学していない子どもに就学の機会を提供するには、そうした子どもを特定することから始めなければならない。まず出生登録が適切になされるべきであり、その上で就学年齢での就学が促進されなければならない。このためには、出生登録を管轄する法務省や地方行政との連携も検討の必要がある。児童労働への従事により継続的に就学できない子どもや、家庭の問題から欠席しがちな子どもには、学校運営委員会（SMC）を通じたコミュニティとの連携による見守りが必要であり、子どもの保護を主管する社会保障関連省との連携が不可欠である。マルチセクショナルな連携は、これまでの JICA の支援では実績が少ないが、SDG4.1 の具体的な目標と取組の進展を継続的にモニタリングしていくことで、他事業の貢献度と合わせて見える化できる可能性が高まると考える。

今から 5 年後の 2028 年には不就学率が改善し、女子も男子も数学の最低限の習熟度を獲得できた子どもが「これほどに」増えた、初等教育の修了者数も増えたと、相手国政府と開発パートナーと確認できるように、子ども達全員を到達させたいゴールを具体化し、ゴールへ行きつく方法を関係者全員で考えるようなプロセスを形成していくことを提案している。

略語表

略語	正式名（英語または仏語）	日本語（本文中で略語のみを使用している場合は空欄）
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AFD	Agence Française de Développement	フランス開発庁
ALP	Accelerated Learning Program	速習法プログラム
AQAL	Advancing Quality Alternative Learning Project	オルタナティブ教育推進プロジェクト
CCT	Conditional Cash Transfers	条件付き現金給付
CRAN	Cours de remise a nivear	再教育コース
DAC	Development Assistance Committee	開発援助委員会
DFID	Department for International Development	国際開発省
DOL	Department of Labor	米国労働省
ECED	Early Childhood Education and Development	幼児教育および開発
EGMA	Early Grade Mathematics Assessment	低学年数学能力アセスメント
EU	European Union	欧州連合
FCDO	Foreign, Commonwealth and Development Office	外務・英連邦・開発省
FE	Formal Education	公教育
GPE	Global Partnership for Education	教育のためのグローバル・パートナーシップ
GPI	Gender Parity Index	ジェンダーパリティ指標
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
ILAB	Bureau of International Labor Affairs	国際労働局（米国）
ILO	International Labour Office	国際労働機関
IDA	International Development Association	国際開発協会
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
KPI	Key Performance Indicator	キーパフォーマンス指標
MBS	Minimum Basic Skills	最低限の基礎スキル
MICS	Multiple Indicator Cluster Surveys	複数指標クラスター調査
MPL	Minimum proficiency level	最低限の習熟度
NFE	Non-Formal Education	ノンフォーマル教育
NGO	Non-Governmental Organizations	非政府組織
NPO	Nonprofit Organization	非営利団体
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organization for Economic Cooperation and Development	経済協力開発機構
OOSC	Out-of-School Children	不就学児童／不就学者
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PTA	Parent-Teacher Association	(PTA)
SBM	School-Based Management	自律的学校運営
SDG	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SIP	School Improvement Plan	学校改善計画
SMC	School Management Committee	学校運営委員会
STEPS	Student Tailored Education and Proof of Skills	生徒に応じた教育とスキルの証明
STR	Student-teacher ratio	先生一人当たり生徒数
UNDP	United Nations Development	国連開発計画

UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国際連合教育科学文化機関
UNICEF	United Nations Children's Fund	国際連合児童基金
USAID	U.S. Agency for International Development	アメリカ合衆国国際開発庁
WASH	Water Supply, Sanitation, and Hygiene	(WASH)
WFP	World Food Programme	国際連合世界食糧計画
ガーナに関する略語		
BECE	Basic Education Certificate Examination	基礎教育資格試験
CBE	Complementary Basic Education	(CBE)
COMPASS	Project for Improving Learning Outcomes through Community Participation for Sustainable School for All)	みんなの学校：コミュニティ参加型学習改善支援プロジェクト
ESP	Education Strategy Plan	(ESP)
GALOP	Ghana Accountability for Learning Outcomes Project	(GALOP)
GES	Ghana Education Service	(GES)
MoE	Ministry of Education	教育省
MoELR	Ministry of Employment and Labuor Relations	(MoELR)
MoGCSP	Ministry of Gender, Children, and Social Protection	(MoGCSP)
ヨルダンに関する略語		
DCU	Development Coordination Unit	(DCU)
EDC	Education Development Council	学校開発評議会
FD	Field Director	(FD)
MoE	Ministry of Education	教育省
MoL	Ministry of Labour	労働省
MoSD	Ministry of Social Development	社会開発省
PTC	Parents and Teachers Council	(PTC)
RAMP	Early Grade Reading and Mathematics Project	(RAMP)
カンボジアに関する略語		
BEEP	Basic Education Equivalency Programme	(BEEP)
CLC	Community Learning Center	コミュニティラーニングセンター
DoE	District Education Office	郡教育事務所
E-TEC	The Project for Establishing Foundation for Teacher Education Collage	教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト
MoEYS	Ministry of Education, Youth and Sports	教育・青年・スポーツ省
MoSAVY	Ministry of Social Affairs, Veterans, and Youth Rehabilitation	(MoSAVY)
MoLVT	Ministry of Labour and Vocational Training	(MoLVT)
PoE	Provincial Education Office	州教育事務所
SVA	Shanti Volunteer Association	シャンティ国際ボランティア会

はじめに

本調査の背景と目的

「全世界ポストコロナにおける教育協力検討のための情報収集・確認調査」（以下、本調査）は、JICA からの委託調査として特記仕様書に基づき実施された。新型コロナウイルス感染拡大（以下、コロナ禍）は、それ以前からの教育課題であった学びの危機や不就学者問題を深刻化させ、遠隔学習の機会や情報通信技術（以下、ICT）の活用における格差拡大をもたらしている。

日本政府は、「持続的な未来実現のための『教育×イノベーション』イニシアティブ」（2019）や「平和と成長のための学びの戦略」（2015）にて、質の高い教育へのアクセスを高めるとともに、女子や脆弱な立場にある人々への包摂的な教育機会を確保することを打ち出している。コロナ禍により、こうした政策を実現する重要性は一層高まっており、女子や不就学者への対応や ICT を活用した教育を推進する具体的方法を検討する必要がある。

したがって、本調査の目的は、特に①女子教育、②不就学者（児童労働を含む）、③ICT という対象 3 分野について、ポストコロナを見据え、基礎教育に対する今後 5 年間にわたる JICA の協力方向性と支援策の提言を行うことである。コロナ禍以前からの課題がコロナ禍により深刻化したことを踏まえて、JICA が SDG ポジショニングペーパー（2015）において重点的に取り組むとしている SDG ターゲット 4.1（2030 年までに、全ての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする）に向けた協力方向性に関する提言を行う。

なお、本報告書では、上記対象 3 分野のうち「②不就学者（児童労働を含む）」についてまとめたものである。

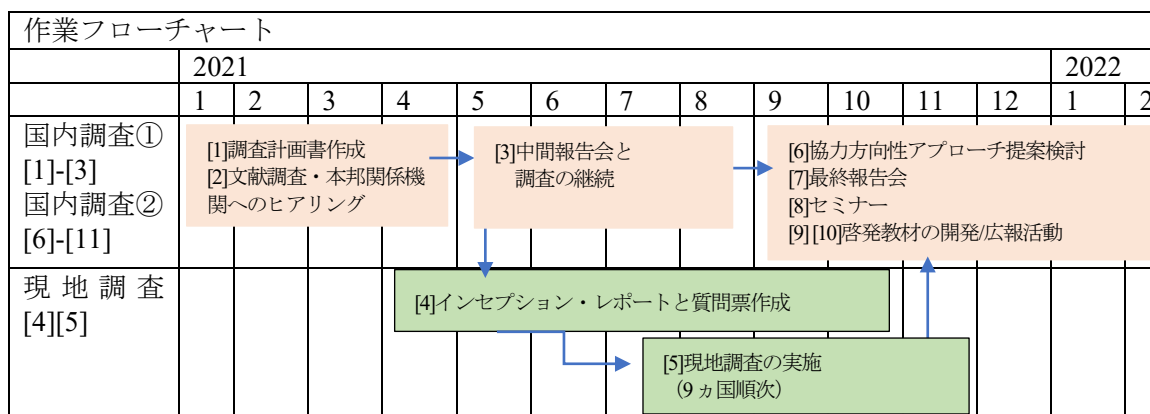
本調査の範囲と体制

本調査では対象3分野別に、主に以下の情報収集を行った。

- (1) 開発途上国における課題の現状と対策に関する国際的な議論に関する情報
- (2) 主要ドナーや国際的イニシアティブによる支援方針に関する情報
- (3) 日本の政策や取組事例（日本企業・NPO等を含む）に関する情報
- (4) 現地調査対象国3カ国の課題の現状や取組に関する情報

不就学者（児童労働を含む）分野の現地調査対象国は、ガーナ、ヨルダン、カンボジアである。地域的なバランス（アジア、中東、東アフリカ、西アフリカ）と JICA の協力実績や今後の展望を踏まえ JICA によって提案された。対象サブセクターは、基礎教育（初等/前期中等教育）としたが、適宜、他のセブセクターも分析対象とした。

本調査の実施期間は、2021 年 1 月 8 日から 2022 年 2 月 28 日であった。業務全体の流れは以下のフローチャートのとおりである。



本調査の要員配置は以下のとおりである。

担当分野・国	氏名	所属先
業務主任者/教育政策1/女子教育1/対象 3分野共通	結城 貴子	(株) 国際開発センター
副業務主任者/教育政策2 女子教育2 (パキスタン担当)	大口 修平 原 典子	(株) 国際開発センター (補強：(株) かいほつマネジメン ト・コンサルティング)
女子教育3 (マダガスカル担当)	尾形 恵美	(株) 国際開発センター
女子教育4 (エジプト担当)	渡辺 真美	(株) 国際開発センター
女子教育5 (広報/啓発教材) /セミナー	玉懸 光枝	(株) 国際開発センター
不就学者1 (主担当兼国担当：カンボ ジア、ヨルダン、ガーナ)	河西 (小松原) 庸子	(株) 国際開発センター
不就学者2 (児童労働：ガーナ)	馬場 (白木) 朋子	(株) 国際開発センター (補強：特定非営利活動法人 ACE)
ICT1 (主担当兼国担当：モザンビーク、 ナイジェリア、PNG)	佐藤 幸司	(株) 国際開発センター
ICT1 (国担当：モザンビーク、ナイ ジェリア) *	高澤 直美	(株) 国際開発センター
ICT2 (IT システム：モザンビーク、 ナイジェリア)	那須田 智生	(株) 国際開発センター (補強：(株) デジタル・ナレッジ)

(注) *佐藤の担当業務を一部分交代。自社負担の本調査メンバーは次の通りである。小野里宏代 (女子教育ドナー分析)、田中清文 (女子教育パキスタン)、伊藤大悟 (カンボジアの不就学者、女子教育奨学金レビュー)、古村圭加 (女子教育啓発教材)、濱良枝 (女子教育定性指標、既往動画レビュー)、沼尻卓也 (分野共通数学指標)。

なお、情報収集及びそれらを踏まえた今後の JICA の協力方向性や支援策の検討は、対象 3 分野別の JICA 内タスク (職員や国際協力専門員の方から構成) 及び事例国等の JICA 関係者 (事務所、本部、専門家、コンサルタント等) の協力を得ながら実施した。また、本調査の広報活動として、日本の開発コンサルタント等を主な対象とする対象 3 分野に係る理解促進セミナーを実施した。女子教育分野については、啓発教材を作成した。

以下、第 1 部では、不就学者 (児童労働を含む) に係る国際的な議論や主要ドナーの動向、および日本の取組みを踏まえ、JICA の今後 5 年間の基礎教育における協力方向性を提案した。第 2 部では、事例国における不就学者 (児童労働を含む) に関する調査結果を提示し、JICA の協力方向性を提案した。

第1部 不就学者（児童労働を含む）分野の国際協力の潮流と JICA 協力方向性の提案

第1章 不就学者（児童労働を含む）分野の課題と国際的な取組の概観

本調査報告書では、不就学者、児童労働、退学について次のように定義する。

不就学者： どの教育段階（就学前から高等教育まで）にも、就学していない学齢児童。過去に就学歴があっても、データが対応する時点では就学していない児童を含む（UNESCO の SDGs4.1.4 の指標における定義¹⁾）

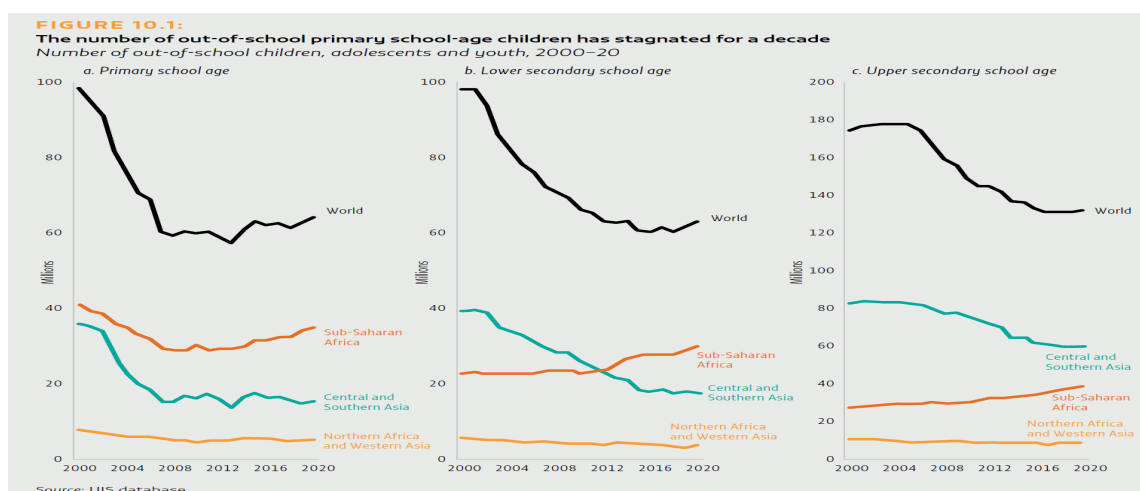
児童労働： 一定時間以上の経済活動あるいは家事労働に従事する 5~17 歳の子ども。労働時間の上限は、年齢及び労働の種類（経済活動か家事労働か）によって異なる（ILO の定義²⁾）

退学： 学校に通わなくなった児童。UNESCO 統計では、ある t 年度の g 学年の退学者数について、t 年度の総就学者数から、t+1 年度に g+1 学年に進級した生徒数と g 学年に留年した生徒数を差し引いた生徒数としている（UNESCO の定義³⁾）

1-1 不就学者（児童労働を含む）に関するグローバルな現状と課題

(1) 教育への参加

不就学者の数は 2000 年以来、全体的には減少傾向にあった。しかし、コロナ禍前の 2019 年でも、未だに約 2 億 5,840 万人、就学年齢の約 10%が不就学であった。不就学者数は、初等教育と前期中等教育ではサブサハラアフリカで多く、後期中等教育では中央・南アジアが多い。サブサハラアフリカでは、全ての教育レベルにおいて、2010 年以降不就学者が増加していた。コロナ感染拡大後、サブサハラアフリカの不就学数はさらに増大し、他の地域の不就学数も増加した可能性がある（UNESCO 推計 2021/22）。



出典：UNESCO GMR 2021/22

図 1-1 不就学者数の推移

¹ <http://uis.unesco.org/en/glossary-term/out-school-rate-1-year-primary-primary-education-lower-secondary-education-upper>

² 詳しくは「2-3：不就学者支援に関する主要ドナーの支援方針と事例」を参照

³ <https://learningportal.iiep.unesco.org/en/glossary/dropouts>

(2) 学びの貧困 (learning poverty) とコロナ禍による学びの損失 (learning loss)

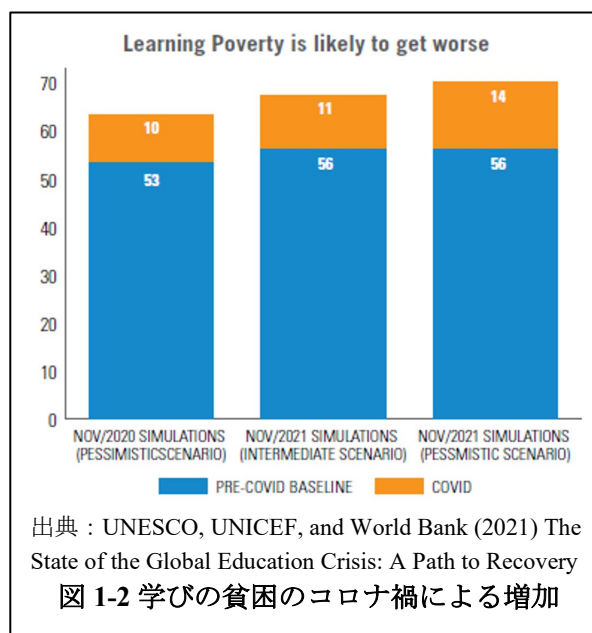
コロナ感染拡大以前から、就学率の改善の一方で「学びの貧困」が課題とされていた。「学びの貧困」とは、10歳の時点で、年齢に応じた簡単な文章を読むこと、理解することができない状態を示す⁴。学力不足は、就学者が不就学者となってしまうリスク要因の一つでもある⁵。

表 1-1 就学を再開しないリスクにある児童数の推計 (コロナ禍の影響)

Education level	Female		Male		Total	
	# at-risk students ('000)	% increase of at-risk students	# at-risk students ('000)	% increase of at-risk students	# at-risk students ('000)	% increase of at-risk students
Pre-primary	2,440	2.84%	2,573	2.75%	5,013	2.79%
Primary	976	0.27%	1,074	0.28%	2,050	0.27%
Lower secondary	2,106	1.30%	2,326	1.32%	4,431	1.31%
Upper secondary	2,114	1.73%	2,306	1.71%	4,420	1.72%
Tertiary	3,626	3.06%	4,242	3.91%	7,868	3.47%
Total	11,261	1.32%	12,521	1.39%	23,782	1.36%

出典 UNESCO COVID-19 Education Response, How many students are at risk of not returning to school? Advocacy Paper 30 July 2020

コロナ禍における学校閉鎖によって学びの損失が生じ、「学びの貧困」状態にある児童数が増加している。1億6,800万人の子どもが学校閉鎖により登校できなかった (UNICEF 2021)。経済的影響によって、2,378万人の子ども (就学前教育から高等教育まで) が退学、あるいは学校に戻れない可能性があり (表 1-1)、この傾向は南西アジア、次いでサブサハラアフリカで強い可能性がある⁶。低中所得国では、学びの貧困率⁷がコロナ禍以前の56%から70%までも増えている可能性がある⁸ (図 1-2)。



⁴ 詳しくは、World Bank (2019) "Ending Learning Poverty: What Will It Take?" 参照。

⁵ UNICEF/UNESCO (2015) Global Out-of-school Children Initiative Operational Manual.

⁶ UNESCO COVID-19 Education Response, How many students are at risk of not returning to school? Advocacy Paper 30 July 2020

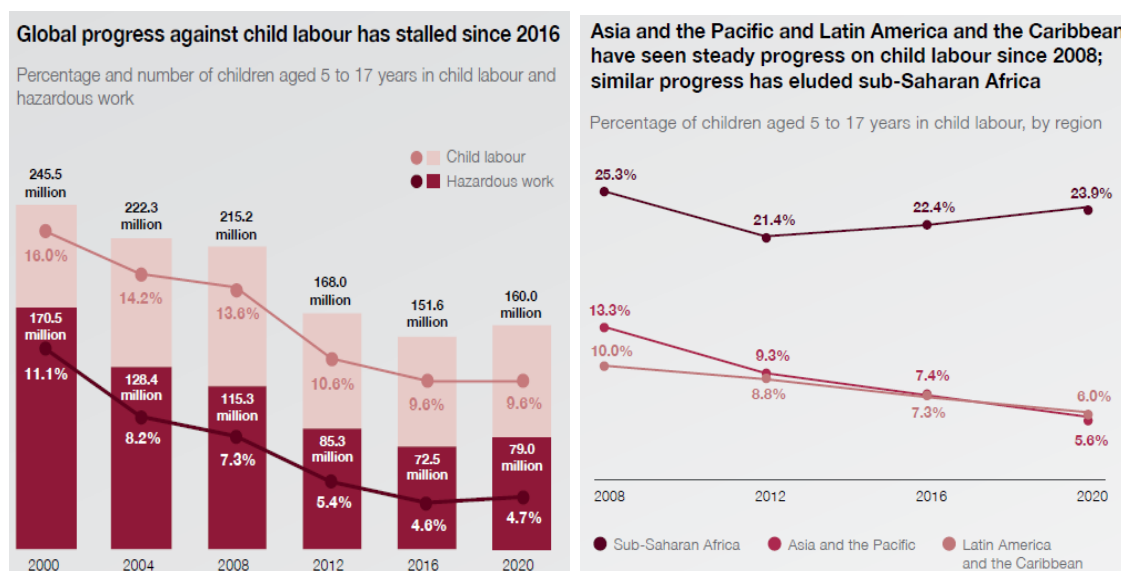
⁷ 脚注 4 に同じ。The Learning Poverty indicator brings together schooling and learning indicators: it begins with the share of children who haven't achieved minimum reading proficiency (as measured in schools) and is adjusted by the proportion of children who are out of school (and are assumed not able to read proficiently).

⁸ UNESCO, UNICEF, and World Bank (2021) "The State of the Global Education Crisis: A Path to Recovery."

(3) 教育と児童労働

教育と児童労働の関係は、2000年代初めより世界銀行やILO、国連機関によって議論されてきた⁹。児童労働については、2000年12月に、ILO、UNICEF、世界銀行の共同によるプロジェクトが立ち上げられた¹⁰。プロジェクトでは、教育と児童労働についても分析が行われ、「教育は児童労働を防止するための重要な要素だが、それと同時に児童労働は「万人のための教育」(EFA: Education for All)を阻む主要な要因のひとつ」とされた¹¹。このように教育と児童労働は、相互に関連している。不就学と児童労働は、どちらか一方が原因となり引き起こされるわけではない。不就学者の中には、無給の家事サービスに従事しているもの、経済活動に従事しているもの(以上の2つは児童労働と見做される可能性がある)、そして働いてはいないものもある。同時に、児童労働に陥っている児童は、児童労働をしていない児童に比べ、就学率が低い傾向がみられる¹²(ILO 2019)。

ILOは、2000年より児童労働のモニタリングを開始し、以来、2016年までに児童労働は急速に減少した。しかし、減少のペースは近年大幅に鈍化し、2025年までに児童労働を終わらせるという世界的な取組の達成は脅威に晒されていた(ILO 2016)。2021年は児童労働撤廃国際年で、ILOとUNICEFによって児童労働推計が更新され報告書が公表された¹³(ILO/UNICEF2020)。2020年の推計は、児童労働に対する世界的な進展が2000年以来初めて停滞していることを示している。過去4年間において、アジア大洋州、ラテンアメリカ、カリブ海諸国では、割合と絶対値の両方で減少しているが、サブサハラアフリカでは増加している。年齢層別では、5歳から11歳の幼児の児童労働が増加している。さらに、同報告書は、児童労働に従事する5~11歳の子どもの4分の1以上、12~14歳の子どもの3分の1以上は、不就学の状況にあるとしている。



出典：ILO/UNICEF, Child Labour Global Estimates 2020, Trends and the Road Forward (2021)

図 1-3 児童労働推移と動向

⁹ WB (2004) Child Labour, Education and Children's Rights, Social Protection Discussion Paper Series, UNESCO/UNICEF (2005) Children Out of School: Measuring Exclusion from Primary Education, ILO (2013) Marking progress against child labour - Global estimates and trends 2000-2012 など

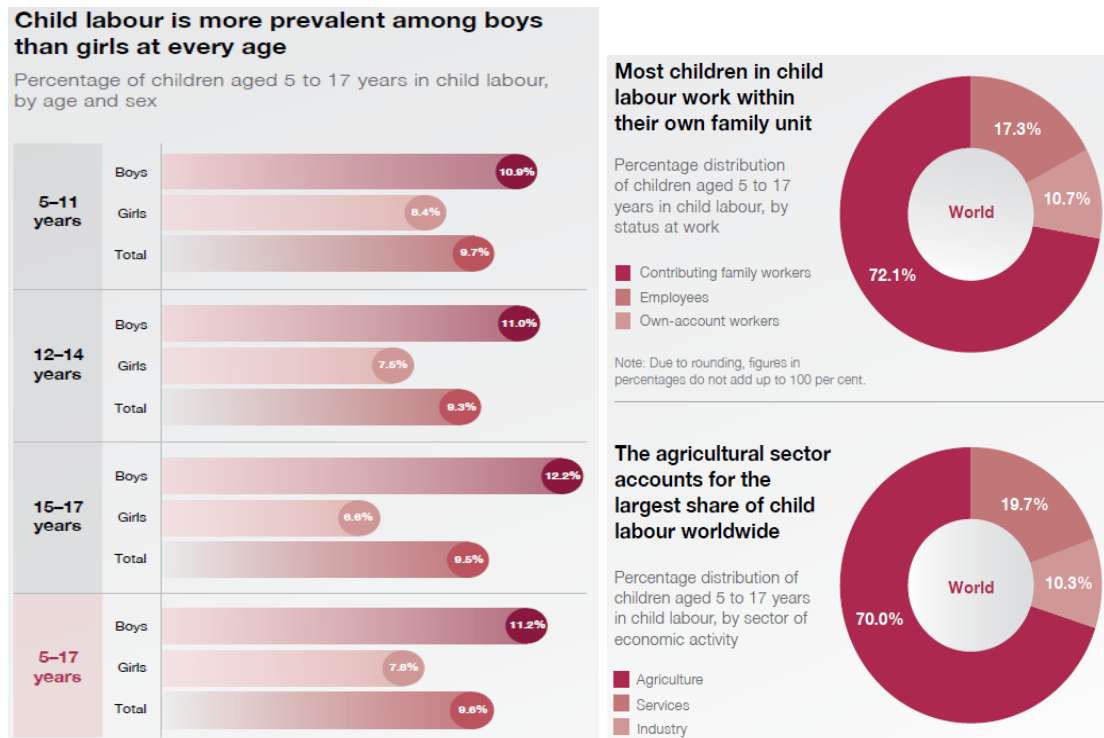
¹⁰ Understanding Children's Work (UCW) Project, An Inter-Agency Research Cooperation Project (ILO, UNICEF, and World Bank)

¹¹ UCW (2006, 2008 revised) Child labour and Education For All: an issue paper

¹² ILO (2019) National Child Labour Survey Report Timor-Leste,

¹³ ILO/UNICEF (2021) Child Labour Global Estimates 2020, Trends and the Road Forward

ILO/UNICEF は、「COVID-19 の危機は、子どもの家事労働と経済活動の需要を増大させている」と警告し、「緊急の緩和策が講じられない限り、パンデミックによる貧困の増加の結果として、2022 年末までにさらに 890 万人の子どもが児童労働に従事する」と推計している (ILO/UNICEF 2021)。



出典：ILO/UNICEF, Child Labour Global Estimates 2020, Trends and the Road Forward (2021)

図 1-3 児童労働推移と動向（続き）

1-2 不就学に関する課題の主な要因

子どもが学校に通っていない、または学んでいない理由は、コミュニティ、世帯、子どもによって様々であるが、既往文献及び本調査から得られた情報から、需要側と供給側の要因に分けて典型的な状況と指標例を示す（表 1-2）。不就学に関連する要素を分析することは対策を考えるヒントとなる。不就学の要素には地域社会や個人に特有のものもあり、要素自体を取り除くことは困難なものもある。さらに、不就学に繋がる要素は 1 つではなく、複数の領域・要素が複合的に関連している。

表 1-2 不就学の要因または解決策を反映する指標の例

領域・要素	具体的な状況例と指標例
Demand-side	
貧困	状況： <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育は無償という政府の政策はあるが、制服、補助教材、文具代等は有償であり、自己負担する余裕はない ・給食がない学校が多く、昼食代を負担する余裕はない ・学校までの交通費が負担になる ・家計を助けるために労働（児童労働含む）をしている子どもがいる ・コロナ禍の経済的困窮から貧困による不就学が増加する可能性がある

	<p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯収入が貧困ライン以下にある世帯の割合 ・基礎インフラやサービス（電気、安全な水、保健等）にアクセスできない世帯の割合 ・学校に行っていない子どもの割合 ・児童労働に従事している学齢期（5~14歳）の子どもの割合 ・週21時間以上家事労働に従事している学齢期の子どもの割合
社会・文化的 規範・価値 (移動を含む)	<p>状況：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育に対する関心が低い ・教育費用と労働収入との比較から教育への投資価値を見出さない ・女子の教育に価値を見出さない ・女子の早婚を許容 ・遊牧民の移動・移住 <p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校に通っていない子どもの割合 ・児童労働に従事している学齢期（5~14歳）の子どもの割合 ・週21時間以上家事労働に従事している学齢期の子どもの割合 ・18歳以前に結婚した女性（20~24歳）の割合
家庭の事情 (移動を含む)	<p>状況：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯収入確保のための移動・移住（農業収穫時・収穫場所の移動に伴う移動。短期間に移動する場合、転校手続きが適正に行われない等 ・保護者の通勤時に子どもを同伴することによる不登校・不就学 ・親の離婚。家庭内暴力 ・教育・子どもに対する保護者の関心が低い <p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の居住場所の有無、居住期間の長さ ・保護者の勤務状況に応じた児童保護施設の有無 ・保護者の存在、保護者の資質
健康、障害	<p>状況：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気等による長期休学 ・障害による就学・通学の困難 <p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期休学の支援制度の有無、利用者数 ・インクルーシブ教育の実践校の数、利用者数
子どもの関心	<p>状況：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが学校に行きたくない ・子どもが勉強に関心がない <p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが学校を楽しんでいる、行きたいと感じている割合 ・子どもが勉強を楽しんでいると感じている割合 ・子どもが学校で自分の意見を言えると感じている割合
(児童)労働	<p>状況：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不就学の子どもの労働をしているケースがみられる ・コロナ禍の学校閉鎖中に労働を始めた子どもがいる。一度就労すると、労働を辞めにくい ・農繁期等で家事の手伝いが多くなる時期と試験の時期が重なる ・コロナ禍で労働する子どもの数は増加している可能性がある <p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童労働に従事している学齢期（5~14歳）の子どもの割合

	<ul style="list-style-type: none"> ・週 21 時間以上家事労働に従事している学齢期の子ども割合 ・子どもの decent work に配慮した学びの提供
Supply-side	
憲法、教育法、 子どもの権利法 関連政策	<p>状況：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約を批准・加入し、児童の権利や児童保護に関する法律は制定されているものの、児童保護に関するセクター横断的なモニタリング体制が構築されていない/体制はあるが機能していない ・100%にならない出生登録率、就学キャンペーンの不足 <p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの教育の権利を明示化した法律の制定 ・法に基づく不就学者に配慮した政策の策定と実施 ・児童保護に関する全セクター横断的モニタリング制度が機能 ・出生登録率、学齢児童の名簿の整理と周知
学習環境 (質-アクセス： ソフト面)	<p>状況：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験偏重の画一的な教育 ・ノンフォーマル教育に対するフォーマル教育の教師の認識不足 ・安全な学校が確保できない（学校での暴力、体罰、いじめ等） ・コロナ禍による学びのロスの拡大、家庭での学習機会の増大 ・学びの継続に関する相談件数の増加 <p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人1人の能力に応じた学習の提供。学びのロスの解消 ・ポートフォリオ教育の導入 ・全人教育、特活の導入 ・教師の能力向上 ・フォーマル・インフォーマル教育の連携 ・ノンフォーマル教育の充実 ・スクールカウンセリングの充実 ・SMC、PTA との連携強化 ・他セクター（児童労働・児童保護等）との連携 ・不就学支援・ノンフォーマル教育に関する予算
学習環境 (アクセス： インフラ面)	<p>状況：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校が遠い、通学路の安全が不安 ・学校の老朽化、教室不足、無電化、ネット回線が無い・弱い ・学校の安全（耐久性、防災面、WASH・衛生面）が確保できない ・特別なニーズのある児童に応じた学校施設になっていない <p>指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くて安全にアクセスできる学校施設の割合 ・安全が確保できる学校施設の割合 ・ユニバーサルデザインの学校施設の割合 ・特別なニーズのある児童に応じた学校施設の割合
外部要因	紛争、難民危機、気候変動、自然災害

出典：OCHA のリストを基に調査団作成¹⁴

1-3 不就学者支援に関する主要ドナーの対応

不就学（児童労働を含む）は、国際的なドナーの援助政策と支援においても強調されている。特に、UNESCO/UNICEF の Global Out-of-School Children Initiative (2010) は、不就学者支

¹⁴ <https://reliefweb.int/report/world/20-reasons-why-2020-there-are-still-260m-children-out-school>

援を考える際の有用な示唆を提示している（図 1-4）。児童労働に関する ILO のモニタリング指標も下表に示す。

ドナー	要点
UNESCO	<p>“<u>International Commission on the Futures of Education</u>” (2020) では、明日の教育を前進させるための今日の具体的な行動として 9 つのアイデアが書かれている。(1) 共通の利益としての教育の強化、(2) 教育を受ける権利、(3) 教職と教師の協力、(4) 生徒、若者、子ども達の参加と管理、(5) 学校が提供する社会的空間、(6) 教師と生徒が利用できる料金とオープンソース技術、(7) カリキュラム内の科学的リテラシー、(8) 国内及び国際的な資金調達、(9) 現在の不平等を終わらせるための世界的な連帯 (UNESCO (2020) Education in a post-COVID world: Nine ideas for public action)</p>
世界銀行	<p>世界銀行のグローバルな教育戦略である “<u>Realizing the Future of Learning: From Learning Poverty to Learning for Everyone, Everywhere</u> (2020)” では、コロナ禍の影響を踏まえ、“<u>Learning with Joy, Purpose, and Rigor For Everyone, Everywhere</u>” をゴールとし、以下 5 つの関連し合う要素 (pillars) を掲げている。</p> <p>(1) 学習者が学んでいること (各人に応じた学び) (2) 教員が学びをファシリテートしていること (3) 学習リソースが十分で多様であること (4) 学校が安全でインクルーシブであること (5) システムが健全に管理されていること</p> <p>Pillar 毎に Key policy Actions が提示されているが、不就学の関連では以下のような点がハイライトされている。</p> <p>Pillar 1: 需要側の障壁を取り除くこと (村落部児童、障害児等) Pillar 4: 全ての学習者が歓迎されていると感じ質の高い学習経験を得ることができるように学校の包括性を高めること (女子を含む退学の危険にある児童にとっての通学の安全さ、学費の妥当さ、社会的なコストなどに留意する。妊娠や結婚を経験した女子の通学継続や再入学機会も支援していくとしている)。</p> <p>また、5 つの “<u>Core Principles to Guide Reform Efforts Toward the Vision for the Future</u>” を挙げているが、そのうちの 1 つは、”Focus on equity and inclusion, and equity, through a progressive path towards universalism of learning” であり、ジェンダー、居住地、障害の有無に関わらず全ての生徒が学ぶために必要な支援を受けるべきと述べている。コロナ禍を踏まえて、学校以外の場での学び、子どもに応じた学びの必要性も強く意識した戦略となっている。</p>
UNESCO/ UNICEF	<p><u>Global Out-of-School Children Initiative</u> (2010～) では、不就学者を「排除の 5 つの側面」から分類し、学校に通っていない子どもや中途退学の危機にある子どもの状況を分析するための核となるモデルを提示した。就学していても中途退学の危険がある児童生徒をケア、モニタリングする重要性を喚起している。同時に、学校の外にいて就学していない見えない子どもを可視化して、支援に繋げる重要性も指摘している。</p>

TABLE 2. VISIBILITY MODEL AND THE 5DE

DIMENSION	GROUPS OF CHILDREN BY EXPOSURE TO EDUCATION:	GROUP OF VISIBILITY THESE CHILDREN MAY BELONG TO:
Dimension 1: Pre-primary-age out-of-school children	Have not entered school	Semi-invisible and Invisible out-of-school children
Dimension 2: Primary-age out-of-school children	Dropped out	Visible out-of-school children
Dimension 3: Lower secondary-age out-of-school children	Unregistered dropouts	Semi-invisible out-of-school children
Dimension 4: At risk of dropping out from primary school	In school	May be visible at the school level, but invisible at regional and national level
Dimension 5: At risk of dropping out from lower secondary school		

出典 : UNICEF/UNESCO, Global Out-of-school Children Initiative Operational Manual (2015)

図 1-4 不就学者の可視化モデル

UNICEF	<u>Early Warning Systems for Students at Risk of Dropping Out (2018)</u> では、退学の危険にある子どもの早期発見のためのモニタリングの視点を提示している
UNESCO, UNICEF, 世銀、OECD	“ <u>What’s NEXT? Lessons on Education Recovery: Findings from a Survey of Ministries of Education amid the COVID-19 Pandemic (2021)</u> ”では、学校閉鎖のインパクトの緩和戦略として以下が挙げられている。 （1）遠隔学習モードと有効性、（2）遠隔学習へのアクセス、（3）教師の管理または採用、（4）教師のサポート、（5）意思決定、（6）健康プロトコル、（7）資金調達、（8）早期退学防止
ILO, UNICEF	“ <u>Child Labour; Global Estimates 2020, Trends and the Road Forward</u> ”は、所得支援と新学期キャンペーンの拡大、及び強化された学習改善を通じて、児童労働を引き起こす可能性のある学びのロスを補うための Road Forward を示している。Road Forward は、（1）証拠に基づく政策ロードマップ、（2）社会的保護の普遍化、（3）子どもの教育の保護及び促進、（4）全ての子どもの出生登録、（5）ジェンダーの規範と差別の終焉、（6）予防と対応を中心とした児童保護システムの方向付け、（7）ディーセントワークの拡大と形式への移行の加速、（8）農村部の生活の改善、（9）国内及び世界のサプライチェーンにおける児童労働のリスクの高まりの軽減、（10）紛争、災害、その他の危機における児童労働への取組、（11）適切な法的枠組みの採用と、コンプライアンスの促

	進、(12) 国際協力とパートナーシップの約束を実現、そして、(13) 児童労働を終わらせるための行動を取り戻す、である。
ILO	<p>児童労働は、1973 年採択の「就業が認められるための最低年齢に関する条約」(ILO 第 138 号)、1999 年採択の「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」(ILO 第 182 号) 等の国際条約で禁止されている。以上の条約を踏まえて次のように児童労働のモニタリング指標を設定している。</p> <p><SDGs8.7 の児童労働のモニタリング指標></p> <p>Indicator 1: Proportion and number of children aged 5-17 years engaged in economic activities at or above age-specific hourly thresholds (SNA production boundary basis) <i>Child labour for the 5 to 11 age range:</i> children working at least 1 hour per week in economic activity; <i>Child labour for the 12 to 14 age range:</i> children working for at least 14 hours per week in economic activity; <i>Child labour for the 15 to 17 age range:</i> children working for more than 43 hours per week in economic activity.</p> <p>Indicator 2: Proportion and number of children aged 5-17 years engaged in economic activities and household chores at or above age-specific hourly thresholds (general production boundary basis): <i>Child labour for the 5 to 11 age range:</i> children working at least 1 hour per week in economic activity and/or involved in unpaid household services for more than 21 hours per week; <i>Child labour for the 12 to 14 age range:</i> children working for at least 14 hours per week in economic activity and/or involved in unpaid household services for more than 21 hours per week; <i>Child labour for the 15 to 17 age range:</i> children working for more than 43 hours per week in economic activity</p>
米国	<p>米国労働省 (DOL) の下部機関である国際労働局 (ILAB) のマニフェストは、貿易の取決めを実施し、労働基準を強化し、国際的な児童労働、強制労働、人身売買と戦うことにより、米国及び世界中の労働者のための公正な世界的競争の場を促進することである。ILAB は地域の専門家を任命し、児童労働に対処するために 131 カ国で構成される「児童労働報告書」と、児童強制労働で作られた 77 カ国の 155 の商品を更新している。DOL は、ILO 技術アシスタントプログラムの主要ドナーである。</p>

第2章 不就学者（児童労働を含む）分野における日本の取組

2-1 日本の開発協力政策と不就学者（児童労働を含む）

日本政府は、2015年に「開発協力大綱」を策定し、ODAのみならず民間企業や非政府組織（NGO）などの様々な力をこれまで以上に結集して開発課題に対処することを表明している。同年、教育分野の課題別政策として「平和と成長のための学びの戦略」が策定され、不就学に関連する支援も包括的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力の一環として掲げられた。G20大阪首脳宣言においてもインクルーシブ教育に対する政府のコミットメントが発表されている。

表 2-1 不就学の国際協力に係る日本政府の政策

政策	備考
「平和と成長のための学びの戦略」（2015年9月）	この戦略の3つの優先分野の1つは「包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力」であり、不就学児童への協力（質の高い教育へのアクセスを奪われている社会から取り残された人々への支援）を掲げている。
G20大阪首脳宣言（2019年6月） 持続可能な開発のための人的資本投資に関するG20イニシアチブ	「持続可能な開発とインクルーシブな成長を達成するための質の高い教育」と「回復力のあるインクルーシブな未来のための教育」のセクションに、質の高い教育とインクルーシブな教育が含まれている。

2-2 不就学者（児童労働を含む）に関するJICAの取組み

JICAの教育におけるポジションペーパー（2015）¹⁵は、5年間の教育協力におけるJICAの運営戦略を提示している。ポジションペーパーによると、JICAは、46カ国に5,500を超える小中学校を建設することでアクセスの改善に貢献してきた。また、「不就学児童と青少年の数はほぼ半分に減少した」と同時に「初等教育へのアクセスが大幅に改善されたのにもかかわらず、世界で5,800万人の子供たちがまだ学校に通っていない」と認識している。JICAの重点分野としては、次の声明が含まれていた。「JICAは、南アジア諸国など、不就学や成人の非識字などの教育の課題に直面している国で、識字能力、ライフスキル、オルタナティブ教育プログラムなどのノンフォーマル教育の機会を提供する。」

JICAのSDGsポジションペーパー「ゴール4の達成に向けたJICAの取組方針」では、下表のようにSDG4のターゲットへの注力度合いを提示している。

表 2-2 JICAの注力するSDG4のターゲット

注力度合い	SDGターゲット
JICAの強みを踏まえ重点的に取り組むターゲット	SDGs 4.1、4.3
子どもの長期的発達への重要性をふまえ、意欲的に取り組むターゲット	SDGs 4.2
全ての事業において横断的に取り組むターゲット	SDGs 4.5、4.7
国・地域の課題に応じて取り組むターゲット	SDGs 4.4、4.6

アクセスの改善や教育の質の向上、参加型学校運営の強化を通じて、不就学者削減に寄与する案件を複数実施してきている。特筆すべき技術協力プロジェクトとして、以下が挙げられる。

¹⁵ https://www.jica.go.jp/english/our_work/thematic_issues/education/c8h0vm0000am7dbv-att/position_paper.pdf

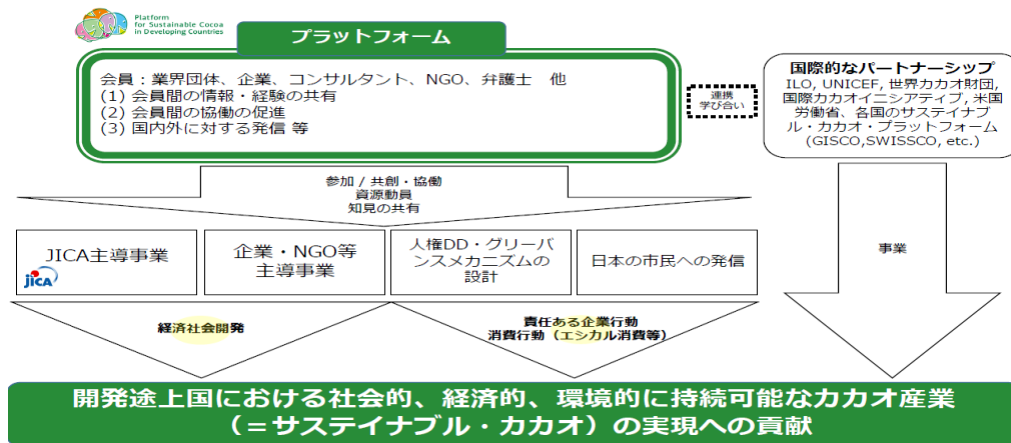
(1) 「みんなの学校」プロジェクト

アフリカ 8 カ国（ニジェール、セネガル、マリ、ブルキナファソ、コートジボワール、マダガスカル、ジブチ、ガーナ）において、コミュニティを中心とする学校運営委員会（SMC）を民主的な選挙で設立。住民の合意が得られた場合、就学年齢の児童を主な対象として就学キャンペーンを実施。放課後を活用した補習授業等を行い退学の低減という成果が発現している。マダガスカルでは、通常学校に加え、不就学児童の復学準備を目的とした CRAN と呼ばれる「サマースクール」での学びの改善にも協力を開始している¹⁶。

(2) オルタナティブ教育推進プロジェクト（AQAL）フェーズ1：2015～2020年、フェーズ2：2021～2025年

不就学児童数が世界で2番目に多く、識字率（10歳以上）が58%に留まる等¹⁷、基礎教育が低い水準にあるパキスタンにおいて、教育普及の阻害要因とされる地理的要因（学校と家の距離、安全でない通学路）、家庭的要因（家庭の生計や価値観等）、教育的要因（学校教育内容や教員の資質等）に有効とされる、公教育（Formal Education）のオルタナティブ（代替）教育として位置づけられるノンフォーマル教育（Non-Formal Education）の推進を目指す。地理的要因と家庭的要因は、通常の学校教育のみからのアプローチで改善を行うことは極めて難しいとされ、NEFによる公教育の補完が期待されている。AQAL フェーズ1では、初等教育レベルの速習型学習プログラム（Accelerated Learning Program）が開発され、不就学児童生徒や学齢期を過ぎた青年や成人に学びの機会を提供している。

尚、「ゴール8（経済成長・雇用）の達成に向けた JICA の取組方針」¹⁸では、児童労働に関連するターゲット 8.7 は JICA が注力するターゲットには含まれていない。ゴール5（ジェンダー）、ゴール10（不平等の是正）で対応するとされているが、児童労働について直接的に言及はされていない。他方、児童労働対策に対する JICA の取組例として、2020年1月、JICA は、児童労働と闘うために、業界団体、民間企業、市民社会組織と協力して「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を設立した（図2-1）。また、JICA は ILO 等と協力して、児童労働問題に焦点を当てたビジネスと人権に関する理解を促進するための意識向上セミナーを開催している。さらに、「ガーナ国カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査（2020～2022年）」を実施し、コミュニティにおける児童労働の削減をマルチセクタールの連携から促進するパイロット事業を展開している。



出典：JICA web (<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/platform/index.html>)

図 2-1 開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム

¹⁶ 本調査の女子教育分野の報告書も参照（マダガスカルは女子教育分野の事例国）。

¹⁷ AQAL フェーズ1 終了時評価調査結果要約表、及び AQAL フェーズ2 プロジェクト概要 <https://www.jica.go.jp/project/pakistan/008/outline/index.html>

¹⁸ https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/ku57pq00002e2b2a-att/goal08_j.pdf

第3章 不就学者（児童労働を含む）分野に関する JICA の協力方向性の提言

3-1 コロナ禍を踏まえた基礎教育協力の方向性（STEPS）の提案

SDG ターゲット 4.1（2030 年までに、全ての子どもが女男の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする）に向けた取組の必要性が、コロナ禍による学びの損失によって女子にも男子にも更に高まっている。グローバルな国際機関の調査や後述の事例国に係る調査に基づく、学校閉鎖中の遠隔学習や学校再開時の復学において生徒間の格差も広がっている。

国際機関や主要ドナーは、コロナ禍以前から学びの損失への取組、不就学者への取組を行ってきている。さらに、コロナ禍を踏まえ、世界銀行の教育戦略のように、学校と他のあらゆる場（everywhere）において、全ての児童に学びを柔軟に提供するための支援を展開しようとしている。学びの損失の規模と格差は広まっており、日本政府も、JICA も SDG4.1 に向けた協力を更に展開していく必要性が高い。また、その際には、脆弱層へのターゲットの強化と成果の見える化を行い、日本の ODA に関する国際的なプレゼンスを高めることも、広義の日本の国益という観点で必要であり、ひいては ODA 予算の教育分野への配分に係る日本国民の指示を得ることにも寄与すると考える。

したがって、コロナ禍を踏まえた、基礎教育に対する今後 5 年間の JICA の協力に関し、全ての子どもの SDG4.1.1（最低限の習熟度）と SDG 4.1.2（就学と修了）の達成に向けた協力を強化し、見える化することを提案する。具体的には、下図のとおり、“Student Tailored Education and Proof of Skills”【STEPS】（生徒に応じた教育とスキルの証明）と名付けた枠組みを提案する。今まさに教育を必要としている「一人一人の子どもの日常と成長に沿った」視点を強化しながら、教育政策の改善と実践を通じて、「全ての子どもに日々の学習を提供し、彼らの学びの進捗を確認」した結果、「全ての子どもが基礎学力を得て、初等教育を修了する」ことに貢献していく提案である。「教育サービスを作ってから（不特定の）生徒に提供する」という発想ではなく、対象生徒が学びを得るという明確な行先に向けた JICA 協力をカウンターパートと形成し実施し、必要に応じて実施中案件も見直しながら、継続的なモニタリングと事業改善を行っていくことを提案する。

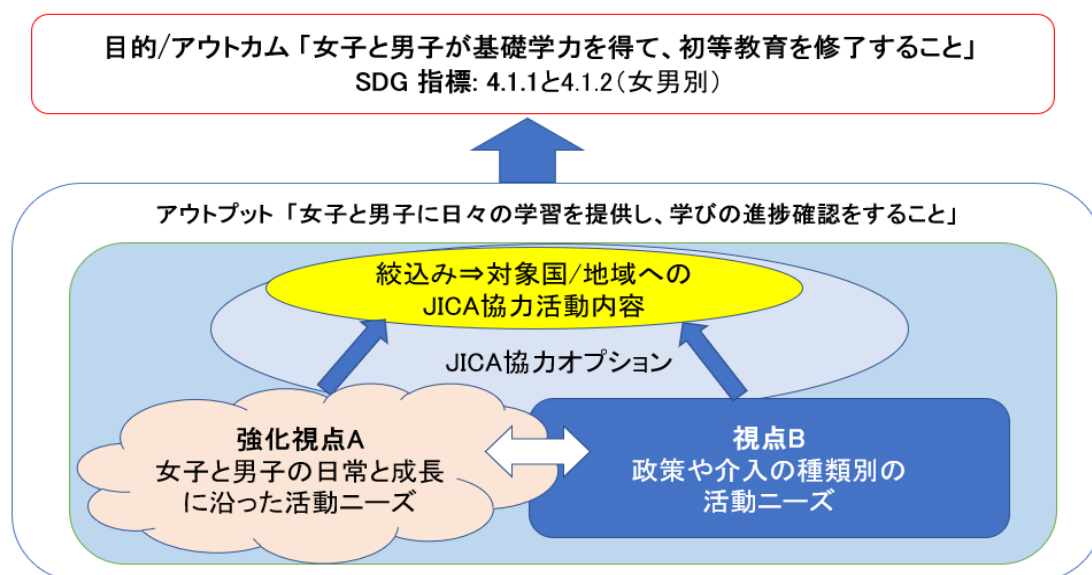


図 3-1 STEPS 枠組みの概観

3-2 STEPS アウトカム指標の提案

(1) 定量的指標（共通アウトカム指標）

STEPS の共通アウトカム指標として、下表のように SDG ターゲット 4.1 の 2 つの主要指標（4.1.1 と 4.1.2）に焦点を当て簡略化した指標を提案する。これらの指標に照らし、JICA 基礎教育協力事業の「対象地域（対象校）」に関して、女男別に現状を把握し、定期的・継続的なモニタリングを検討することを提案する。

表 3-1 SDG4.1 の指標と STEPS の焦点

SDG ターゲット	SDG 指標（内、囲みが STEPS の焦点）
4.1：2030 年までに、全ての子供が女男の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	4.1.1：(i)読解 (reading)、(ii)数学(math)について、最低限の習熟度(Minimum Proficiency Level: MPL)に達している次の子供や若者の割合(性別)：(a)2～3 学年時、(b)小学校修了時、(c)中学校修了時
	4.1.2：修了率（初等教育、前期中等教育、後期中等教育）

SDG4.1.1 の簡略化については、表 3-2 のとおり、数学¹⁹の低学年レベル（第 2～3 学年相当）の MPL として「10 の数学基礎スキル（10 basic skills for math）」を暫定的に定義した。教育 SDG4 の進捗モニタリングに対する国際的なタスクフォース（Global Alliance to Monitor Learning）の活動として UNESCO、世界銀行、USAID などが協同で作成した Global Proficiency Framework（GPF）for Mathematics を参照しながら、最も基礎的スキルのベンチマークと考え得る項目を JICA 関係者からの助言も踏まえ選定した（GPE の概観は添付 A-1 を参照）。更に、その内の最初の 1 から 5 までのスキルを「5 の最低限の数学基礎スキル（5 minimum basic skills for math: MBS）」とし、小学 3 年生以上の学年の生徒（及び相当するノンフォーマル教育の生徒）が全員、完全に習得することを、JICA 協力の優先目標として検討することを提案する。その際、必要に応じて、MBE を含む「10 の数学基礎スキル」の変更、優先度、及び具体的な計測方法等も併せて、より広い JICA 関係者にて検討されることを提案する。

表 3-2 STEPS アウトカム指標「10 の数学基礎スキル(暫定案)」

10 の数学基礎スキル*		数学の GPF*
1	1 から 30 までの数（具体的数量を数として理解）**	G2: N1.2.1_M
2	1 から 100 を比べ順番に並べる	G2: N1.1.2_M
3	解が 100 までの足し算（繰り上がりなし、繰り上りありを含む）	G3: N1.3.4_M(addition)
4	引かれる数が 100 までの引き算（繰り下がりなし、繰り下がりありを含む）	G3: N1.3.4_M(Subtraction)
5	解が 100 までの掛け算（10 x 10 まで）	G3: N1.3.3_M
6	割られる数が 100 までの割り算（余りなし、100 ÷ 10 まで）	G3: N1.3.3_M
7	分母が 12 までで分子が 1 の分数	G3: N2.1.1_M
8	時計の読み取り（30 分区切り）	G4: M2.1.2_M
9	棒グラフの読み取り（4 つまでの分類間の大小等の特徴を比較）	G3: S1.1.2_M
10	図形認識（回転された同じ形の認識）	G2: G.1.1.9_M

注：*GPF の項目の定義及び数学の問題例は添付 A-1 を参照。G(Grade)は GPF での目安の学年（G2 は第 2 学年を示す）。学年の後の頭文字の意味は N (Number)、M (Measurement)、S (Statistics)、G(Geometry)を示す。学年は目安であり、対象地域によって前後することが想定される。**類似定義で「100 までの数」は GPF には含まれない。

¹⁹ 本報告書では、Mathematics の訳として「数学」を使用する。但し、教材の名称など固有名詞の性質がある場合には「算数」と記載している。

SDG4.1.1 の対象学力である「(i)読解 (reading) 、(ii)数学(math)」のうち数学に焦点を当てる理由は、日本は TIMSS 等の国際アセスメントにて数学の習熟度における上位国であるため、また、日本の教育協力政策においても理数科教育として重点分野に含まれているためである。また、JICA は 2021 年度に今後の教育協力における数学カリキュラム改訂、教科書・学習教材開発等の素材として「小学校算数科問題素案集」(和文・英文版)の開発を実施している。更に、補習教材として算数数学問題のアプリも開発し、今後の本格活動の検討に向けエジプト・ラオス・ネパールでトライアルを実施中である。こうしたツールを数学アセスメント(テスト)問題としても活用し得る。

SDG4.1.1 の対象学年である「(a)2~3 学年時、(b)小学校修了時、(c)中学校修了時」のうち低学年レベルに焦点を当てる理由は、この段階を十分に習得できていない児童の多さが就学・不就学に限らずコロナ禍以前から問題になってきていたこと、コロナ禍によって学校閉鎖や短縮授業で学習不足の生徒が増えている可能性が高いことを踏まえ、高学年になっても低学年レベルの基礎スキルが習得できていない生徒が増加していると考えられるためである。従って、女男を問わず全ての子どもが SDG4.1 を達成するに当たり、全ての子どもが低学年レベルを習得することが、最も優先度が高いと考えられる²⁰。

SDG4.1.2 については、少なくとも対象地域における学年別(1年生から最終学年まで)の女男別の生徒数と女子の割合を定期的にモニタリングすること、また、学齢人口データが入手可能な場合には就学率や修了率を女男別にモニタリングすることを提案する。

なお、不就学児童も調査対象に含む家計調査については、各国に共通の質問票を JICA が独自に作成し実施するという提案は本報告書では行っていない。但し、当該国政府及び開発パートナーの支援で、Multiple Indicator Cluster Surveys (MICS) 等の家計調査が計画されている場合は、状況に応じて JICA の対象地域をサンプルに含める可能性、及び同じツールの関連度の高い部分(教育に係るモジュール・質問票)を用いての実施可能性なども検討することを提案する²¹。この際、SDG8.7.1 に関する児童労働に従事する女男別数に関しても、不就学や学習時間不足の児童を把握するための重要な指標として、併せて収集することを提案する。

いずれの指標(暫定案)についても、JICA 事業のカウンターパート及び開発パートナーと共に既存や計画中の各種調査(試験を含む)やモニタリング情報システムを活用して、定期的で継続的なデータ収集が可能となる方法を協議することを提案する。1年に1回など定期的に情報収集・整理し、対象地域の集会やドナー会合などで報告するとともに、当該地域や当該分野での活動の改善に情報を活用していくことを提案する。さらに、その結果について、表 3-3 のように複数事業の総括表のようにまとめ、進捗のモニタリングを通じて、対象国内及び類似の開発課題を抱える他の STEPS 対象国・地域での優良事例や課題などの経験共有をグローバルに促進することも提案する。例えば、数学の定量的指標については、習熟度の変化(または子ども達の間違い)において対象地域や国の間に共通性があるか、より進捗が確認できた対象地域の優良事例(学びの支援方法等)からの教訓を他地域でも生かすことができるか等の議論も更に行うことも可能になると考える。

²⁰ そのうえで、対象地域や国の状況に応じて、次の段階の小学校修了時、中学校終了時も目標値としてモニタリングしていくことが望ましい。

²¹ カウンターパートが他の開発パートナーと共に、ある一定規模の家計調査や学校調査を計画しているときは、これらの時期、対象地域、サンプリング方法、質問票などが現地の教育グループ(教育省と開発パートナーなどから構成)で共有される場合がある。計画の早い段階で、情報を得ることができれば、日本が追加の資金または技術協力を同調査に投入することで、対象地域やサンプルを増やしたり、質問票に一部新たな質問を加えたり(その地域に限って)可能性がある調査もある。

表 3-3 STEPS アウトカムへのモニタリングシートの総括表のイメージ例

	A 国：事業-1		A 国：事業-2		B 国：事業-1		C 国：事業-1	
SDG 4.1.1: 「5 の最低限の数学基礎スキル (minimum basic skills for math: MBS)」								
対象	女	男	女	男	女	男	女	男
	○校 (○～○年生)		○NFE センター		○校		○村○家計	
人数	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人
年/月	2022/04		2022/06		2021/12		2022/5	
MBS 1	80%	75%						
MBS 2	70%	72%						
MBS 3	50%	53%						
MBS 4	50%	45%						
MBS 5	40%	42%						
1～5 まで	35%	38%						
SDG 4.1.2: 女男別生徒数 (括弧内は GPI)								
年/月	2022/06		2022/06		2022/03		2022/03	
1 年生	600 (0.8)	750						
3 年生	500(0.7)	714						
最終学年	450(0.7)	642						
修了者	400(0.66)	600						

3-3 不就学者分野の STEPS アウトプット・活動の協力ニーズ分析手法の提案

優先的なアウトカムに向けて JICA による協力（強化）ニーズが高い活動内容（アウトプット）を検討するにあたって、2 種類のチェックリスト（暫定案）の活用を提案する。

- チェックリスト A（表 3-4）：学びの主役であり教育サービスの受け手である全ての子どもたちの日常と成長に沿った調査分析を意識的に行う。主に、校長、教員、保護者、生徒へのインタビューまたは授業観察を通じた教育サービスの現状と、関連する法令ガイドライン等の調査における活用を意図している。
- チェックリスト B（表 3-5）：受益者目線による調査を踏まえながら、政策や介入分野別の分析を統合しながら、不就学者の課題に配慮して実施する。主に、中央・地方行政や開発パートナーへのインタビューを通じた政策意図と実践状況の調査における活用を意図している。

これらを併せて、対象国・地域の現状と協力（強化）ニーズを包括的に相手国政府（また開発パートナー）と共に把握しながら、JICA による支援の強化・改善のニーズ度合いを検討していく。当該国・地域に関し、既存情報や JICA による支援の可能性の範囲によっても、チェックリストの用いる範囲や詳細さに濃淡をつけて活用されることを想定している（すべての国に対して同様の調査を提案しているわけではない）。

表 3-4 STEPS チェックリスト A：不就学者（児童労働を含む）への対応（暫定案）

「子どもの成長と日常に沿った」段階（学校や行政サービスがどの程度どのように実施されているか等の現状と JICA 協力ニーズ把握用）	不就学者や退学リスクのある生徒への対策をチェックする視点例
A1：就学（開始/再開）の機会と時期が保護者に伝えられているか	
1.1：「児童」の基礎情報（性別、生年月日、住所、就学経験の有無等）を地方教育行政が把握しているか	・退学してしまった子ども(never enrolled, but dropped out)に学校に戻る機会（ノンフォーマル教育、学力認定制度、通常

1.2: 「学校」の基礎情報（性別教員数、生徒数、施設等）を地方教育行政が把握しているか	<p>学校への編入制度等）の制度があり、提供しているか、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不就学者（never enrolled）を特定するシステムがあるか、マルチセクトラルな連携体制が機能しているか、学びの機会を提供しているか
1.3: 「児童」と「学校」の情報に基づき、（女子も男子も）各学齢児童の就学可能な学校、（再）就学準備方法及び行政の支援内容について地方教育行政が保護者に伝えているか	
1.4: 学年開始日や学期開始日（学校休暇明け日）について事前に地方教育行政や学校が保護者や地域住民に伝えているか	
A2: 日々の学びの提供と確認が行われているか	
2.1: 学年や学期の開始時に学習教材や（年間）予定表を学校から生徒や保護者が受け取っているか	<ul style="list-style-type: none"> ・欠席しがちな子どもに対するカウンセリングが行われているか。必要に応じて保護者との会話、保護者を交えた会話が行われているか。 ・退学の危険にある子どもが安心して学校に通えるために、マルチセクトラルな連携体制ができていますか。
2.2: 毎日の授業開始時に生徒の出席を教師が記録し、欠席者へのフォローアップを行っているか（担当教師が欠席の場合は代理が行っているか）	
2.3: 生徒が通い学び続けたいような授業と学校環境が提供されているか	
2.4: 定期的（毎週、毎単元、毎月、毎学期等）に生徒の学びの進捗を確認し、教師が生徒や保護者にフィードバックやフォローアップが行われているか	
2.5: 学校休暇中の学び方や内容について学校が生徒と保護者に伝えられているか	
2.6: 必要に応じて通常クラスとは別の学びの場を提供しているか	
A3: 進級に向けた学習アセスメントと次年度の準備が行われているか	
3.1: 学年末の学力アセスメントが行われているか	<ul style="list-style-type: none"> ・出席日数が不足していても、学びのキャッチアップなどで進級することが可能な制度があり、実践されているか
3.2: 学力が十分ではない生徒に対しても学校や地方行政がフォローアップしながら進級を促しているか（自動進級制度の場合でも）	
3.3: 学年末に学習結果を学校が保護者に伝えられているか	
3.4: 新学年の開始予定と準備の仕方を保護者に学校から伝えられているか	
3.5: 新学年の生徒見込み数（性別等）に備えて地方行政と学校が学級分けや教員配置や教材備品等の準備を事前に行っているか	
A4: 進学や次のステップに向けた準備を行っているか	
4.1: 進学や就業に関する情報を地方行政や学校から事前に保護者や生徒に提供されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校卒業後に改めて中学に進学を希望する場合、出身学校や行政から進学に係る情報や支援を受けることが可能な制度があり、実践されているか
4.2: 進学に向けて学校から生徒（や卒業生）が直接支援されているか（試験対策、推薦状等）	
4.3: 進学に向けて地方行政が保護者や生徒（や卒業生）が支援されているか（費用面等）	

4.4:生徒の情報（成績等）を進学先の学校に伝えられているか

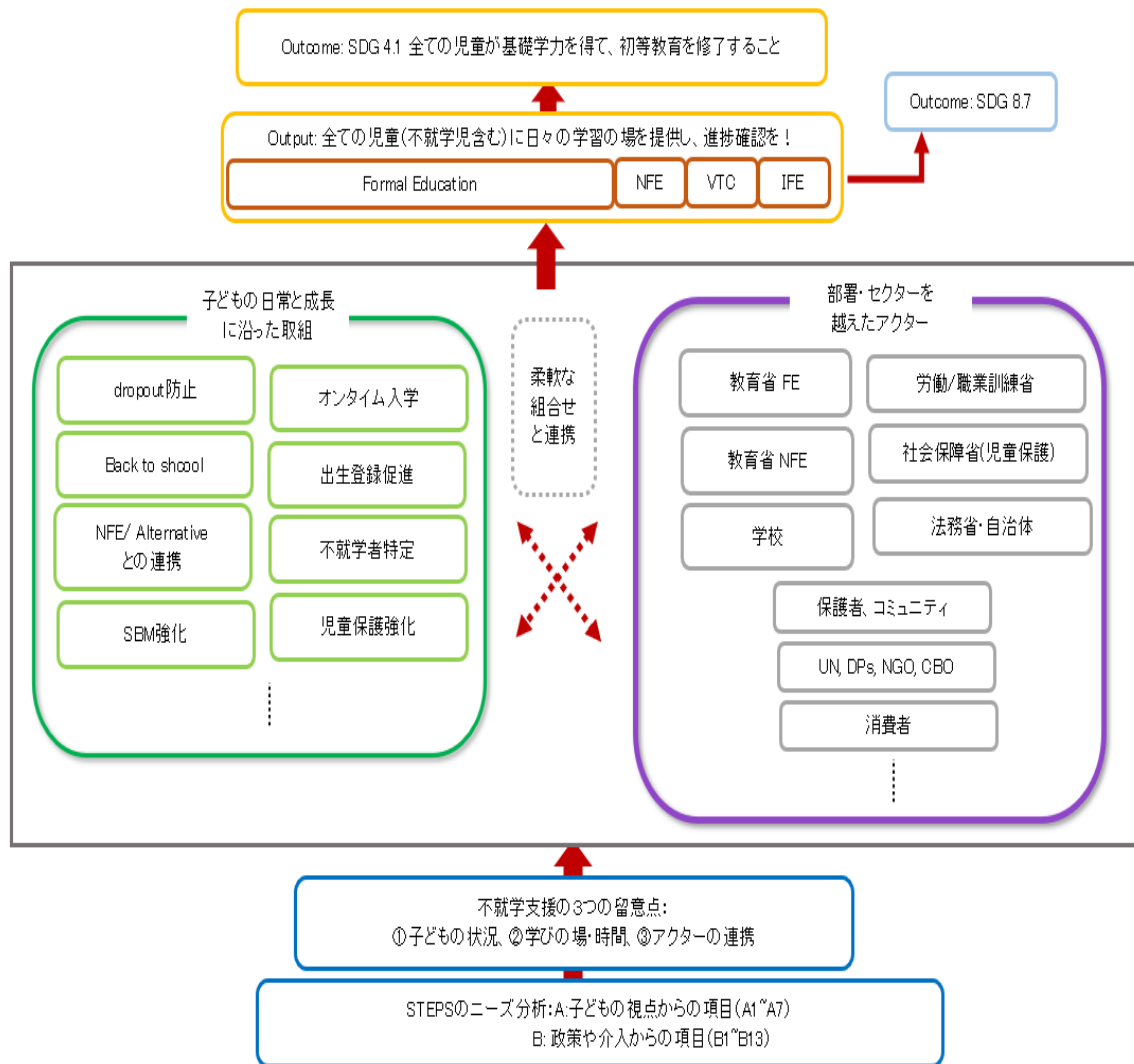
表 3-5 STEPS チェックリスト B（暫定案）

	政策や介入分野	不就学者（児童労働含む）への取組をチェックする視点例
全般	B1 教育計画と行政	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての子どもへの無償の義務教育・教育を受ける権利が法令で定められているか • 退学／不就学防止の成果目標が明示してあるか • 退学／不就学の顕著な地域では改善を目指す目標値・施策・予算が含まれているか • 計画策定やモニタリングのプロセスにおける貧困世帯や少数民族等の脆弱層の参加は確保されているか
参加型学校運営	B2 学校運営・学校活動	<ul style="list-style-type: none"> • 退学／不就学者の顕著な地域では改善に向けた学校や学級レベルの活動が促進されているか • 保護者やコミュニティが参加する活動が促進されているか • 学校運営委員会が民主的に設立されているか • 学校リーダーシップ（校長や教頭等）や学校運営委員会における貧困世帯や少数民族等の脆弱層のプレゼンスは確保されているか • 各アクター間（学校と行政、教員間、学校と保護者）の連絡方法（携帯電話等の ICT 含む）において貧困世帯や少数民族などの脆弱層が不利になる場合は対策がとられているか • 学校や学級活動における脆弱層のプレゼンスは確保されているか（特定の人やグループ優位になっていないか）
学びの質	B3 教師（授業内外）	<ul style="list-style-type: none"> • 退学／不就学者の顕著な地域では改善に向けた教員配置がなされているか（少数民族の母語で授業を行える教員の配置を含む） • 教員の言動によって（意図せずとも）生徒の進路や選択科目（理系文系等）において学びの機会の継続を損なわないような対策が取られているか • 農村部や辺境地等にも適正な数・質の教師が配属されるよう対策が取られているか
	B4 カリキュラム・教材	<ul style="list-style-type: none"> • 学校や家庭で教材やその他の教育玩具や機器（ICT 含む）へアクセスしにくい脆弱層がいる場合対策がなされているか • 教材などの内容・言語・形態等が脆弱層に配慮したものになっているか
	B5 アセスメントと進級進学制度	<ul style="list-style-type: none"> • 進級や進学の見込や資格要件などが脆弱層に不利になることがあるか（その場合は対策がなされているか） • 妊娠や結婚に伴う女生徒の休学と再入学が許可されない場合があるか
アクセス	B6 施設・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> • 通学路の長さや環境が登下校の継続を困難とする傾向がある（季節や時間帯の影響に鑑み）場合は対策がなされているか • 学校施設・備品・メンテナンス（トイレを含む）が脆弱層の学校生活を不利にする傾向がある場合は対策がなされているか

	B7	費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 退学／不就学者の顕著な地域では改善に向けた各種直接費用・間接費用の軽減措置がとられているか ● 教育省以外（社会福祉省や自治体等）の財源での児童手当や現金給付などで子どもの就学・進学に条件付きの施策があるか
公立 小学校 内外の 連携	B8	ECED（幼児教育及び開発）	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学前教育・保育園・保健サービス・栄養サービスにおいて脆弱層が不利になる傾向があるか（その場合は対策がなされているか）
	B9	非政府・民 営学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 質が比較的高い私立校（進学や就職において有利な学校）では、費用・立地条件等から貧困家庭や障害児等の脆弱層の割合が少ない傾向があるか ● 教育環境が比較的低い民営学校（NGO 運営校含む）では脆弱層の割合が多い傾向があるか
	B10	NFE	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常学校から退学した児童、あるいは通常学校への入学年齢を超えてしまった児童への加速学習プログラム、学力認定制度、また通常学校への編入制度があるか
他 セク ター との 連携 ・ 関連	B11	健康・発 達・栄養	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化宗教的に可能な場合は性教育 (sex education) がなされているか ● 身体精神発達障害を有する児童の中でより脆弱層が就学において不利になる場合は対策がなされているか ● 身体検査に加えてメンタルヘルスに関する授業や活動やケアが行われているか
	B12	児童労働防 止	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭内労働や経済活動における児童労働の需要のために、学習時間の確保ができず子どもの学ぶ権利が侵害されている場合の対策をとるマルチセクショナルな連携がなされているか
	B13	児童保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭内暴力や育児放棄等の事由で、学びを継続することが困難な子どもへの支援を行うためのマルチセクショナルな連携がなされているか

3-4 JICA の協力事業の一環としての不就学者分野の STEPS の提案

STEPS のニーズ分析に基づく、不就学者（児童労働含む）支援のイメージ図を以下に示す。STEPS ニーズ分析においては、A.子どもの視点からの A1~A4 を携えて、B1~B13 の各取り組みを横断的に分析する。さらに、不就学者支援においては、次の 3 点への留意が重要である。①1人1人の子どもが今どのような状況にあるか（どのようにして不就学になっているのか、不就学の危険があるか）、②どのような学びの場を提供できるか、③学びの場を提供する中心的なアクターは誰か、支援を実行するために、中心的なアクターはマルチセクショナルな関係者との連携を行うことでどのような取組が可能となるか。以下にそれぞれの概要を述べる。



出典：調査チーム作成

図 3-2 不就学者（児童労働含む）支援の全体像（案）

① 不就学者と不就者予備軍と区分して状況と対策を確認

支援すべき「不就学者」をどのように捉えるかが重要となる。この点については、上記「1-3 不就学者支援に関する主要ドナーの支援方針と事例」でも示した、UNESCO/UNICEF の 5 つの Dimension が有用である（図 3-2）。なかでも、Dimension の 4 と 5 は、現在は学校（小学校と中学校）に居て、家事労働を含む児童労働や貧困、学習の遅れ、学校でのいじめ等が原因で退学の危険性にある子どもを、不就学者の予備軍として支援が必要であることを提起している。JICA の教育セクターの支援は、初等教育での学びの改善を中心に行っており、これまでの知見、アセットを十分に活かせるサブ分野である。

TABLE 2. VISIBILITY MODEL AND THE 5DE

DIMENSION	GROUPS OF CHILDREN BY EXPOSURE TO EDUCATION:	GROUP OF VISIBILITY THESE CHILDREN MAY BELONG TO:
Dimension 1: Pre-primary-age out-of-school children	Have not entered school	Semi-invisible and Invisible out-of-school children
Dimension 2: Primary-age out-of-school children	Dropped out	Visible out-of-school children
Dimension 3: Lower secondary-age out-of-school children	Unregistered dropouts	Semi-invisible out-of-school children
	Have not entered school	Semi-invisible and Invisible out-of-school children
Dimension 4: At risk of dropping out from primary school	In school	May be visible at the school level, but invisible at regional and national level
Dimension 5: At risk of dropping out from lower secondary school		

出典：UNICEF/UNESCO, Global Out-of-school Children Initiative Operational Manual (2015)

図 3-3 不就学者の可視化モデル（再掲）

他方、既に退学して数年以上経過してしまった子ども、あるいは一度も入学手続きをしていない子どもについては、最寄りの学校は子どもの情報を何も持っていない。「そのような子どもが何処にいるのかわからない」状況である。このような子どもたちへの支援は教育行政や学校を通じては困難なものとなる。

② 多様な学びの場の提供

コロナ禍における「学校閉鎖」は、「学校」という集団での学びの場の大切さを再認識させることとなった。どのような家庭環境であれ「学校」に来れば、クラスメートと同じ空間で時間を過ごせるが、家庭には学びの格差が広まる可能性がある。学校再開と同時に通学を再開できていない子どももいる。通学を再開できても退学リスクにある子どももいる。通学の再開と継続支援（退学リスク軽減）を行うことが不就学者対策・予防の優先課題と考える。通常学校に戻ってきた児童生徒間の学びの格差、また戻れなかった児童生徒や退学した児童生徒への対応のためにも、補習学級やノンフォーマル教育、加速学習プログラム等の多様な学びの場への協力が必要と考える。

③ 支援を行う中心的なアクターと他機関との連携

支援対象である子どもの状況と学びの場にどのような可能性があるのかによって、支援を行う中心的なアクターは異なる。例えば、公教育の場を提供しながら退学する児童生徒を減らすことで将来的な不就学予防を支援する際には、公教育を司る対象国の教育省を中心的なアクターと捉え、退学防止に必要な取組（B1~B13）を子どもの視点（A1~A4）に配慮しながら、連携すべきアクターを含めた分析を行っていく。

退学が起ってしまった場合には、教育省の中で、ノンフォーマル教育局との連携による加速学習プログラムの提供や、職業訓練校の紹介などを実施する。この段階でも、支援対象国によっては、ノンフォーマル教育プログラムや職業訓練校の管轄が、教育省でないこともあるため、教育省を越えた連携が必要となる。

他方、対象となる子どもが、一度も学校に入学したことがない場合には、そのような子どもを特定するという大きな支援が必要となる。この場合、これまでの教育セクターの主要なアクターであった教育省や学校はそのような子どもの情報を持っていないのが現状である。中長期的には、出生登録の促進（例：法務省、自治体、UN 等との連携）や、出生登録情報あるいは入学適齢期の子どもの情報の共有（例：自治体、教育省、学校、DPs 等との連携）が期待される。短中期的には、学校と子どもを繋ぐコミュニティを内包する活動を行っている、SBM 強化支援（例：「みんなの学校」）においては、コミュニティを通じた不就学者の発見ができる可能性がある。コミュニティと連携して、不就学者を発見していく過程において、児童労働に従事する児童生徒の発見、防止にも繋がる可能性がある。

さらに、不就学者の発見から学びの場を提供するまでを繋げるためには、1人1人が置かれている状況をさらに注意深く観察し、子どもの教育を受ける権利（provision）のみならず、子どもの権利条約に基づく、子どもの保護（protection）、さらには参加（participation）を尊重する必要がある。このような包括的な支援を行うためには、教育省に加えて、子どもの権利、児童保護を担当する機関（例：社会保障省など）との連携も不可欠となる。

第2部 事例国の現地調査結果と JICA 協力方向性の提案

第4章 国別の焦点の当て方

本調査では、事例対象国の主な教育指標、及び JICA の現在の教育協力状況、今後の大まかな見通し（JICA からの事前情報）を踏まえつつ、第4章の STEPS ニーズ調査と不就学支援の3つの留意点に配慮して現地調査の焦点の絞り方を検討した。また、この事例国の調査は、全世界を対象とした調査の一部であること、不就学者支援促進に向けた JICA の短中期的な協力方向性を検討するために短期間のうちに複数国に対して現地調査を行うものであること、1国を対象とした詳細な準備調査ではないこと、新規の協力を約束するものではないことを相手国政府関係者や開発パートナーに説明をしながら調査を実施した。

事例3カ国の共通の調査重点項目として、COVID-19による不就学及び児童労働の増加の懸念に鑑み、以下を優先した。(1) COVID-19による教育サービスの現状、(2) 各国ごとの不就学の要因、(3) 退学／不就学防止に関する政策やプログラム、(4) 学びの場の連携（公教育及びノンフォーマル教育、インフォーマル教育等）の状況、(5) 不就学者（児童労働含む）支援に関する教育省及びマルチセクターの連携状況。事例3カ国の調査の重点は次の通りである。

ガーナ（第5章）

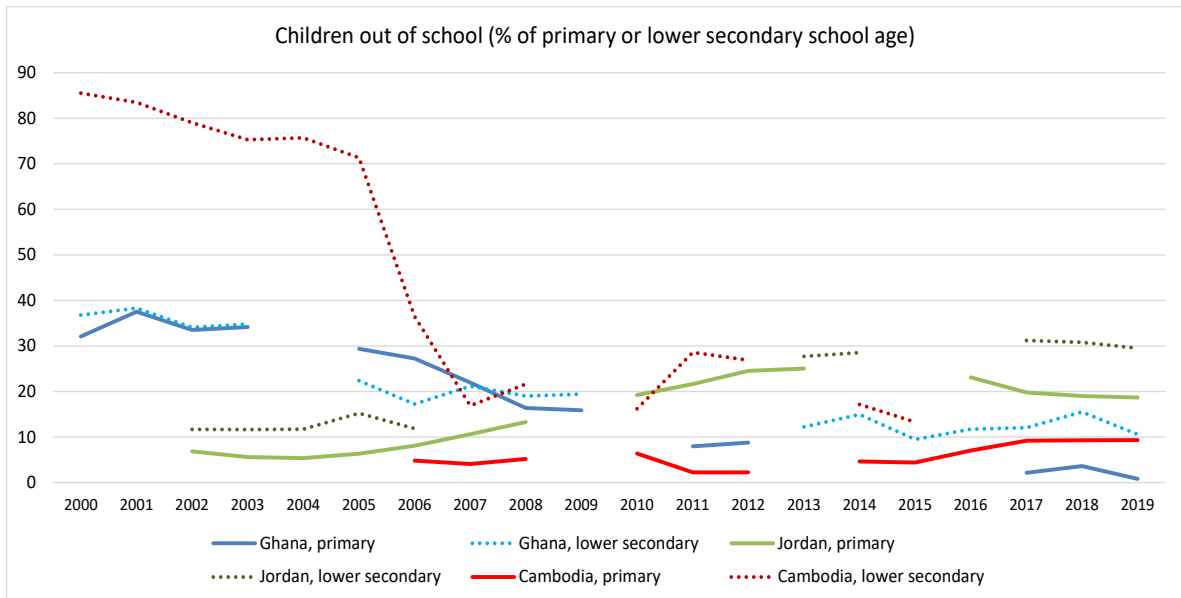
ガーナでは、図4-1が示すように2000年代初頭から後半に、基礎教育における不就学の大きな改善が見られた。しかし、その後改善幅は縮小し、農村部を中心に所得が低い世帯で不就学児童生徒が一定割合残っている。児童労働については、2012～2013年に詳しい調査が行われ²²、2017～2018年に MICS²³が実施されているが、児童労働の明確な改善は見られない。2020年調査²⁴では、児童労働の増加が見られる。

JICA はガーナにおいて教師研修を中心に長期にわたる教育分野の支援を行ってきた。2015年からは個別専門家派遣による「みんなの学校」のパイロット事業を行い、この成果を踏まえて2020年から COMPASS が開始されている。COMPASS では、算数を中心とする学習改善と SMC の再設立を支援することから、本調査では、学習支援と SMC を通じた不就学者支援を COMPASS のサブコンポーネントとして導入する可能性に焦点を当てて調査を実施した。さらに、ガーナでは、児童労働の削減を目的とする「カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査（2020-2022）」が実施され、技プロの形成も視野に入れてコミュニティにおける児童労働の削減を促進するパイロット事業を実施中である。このため、将来の新規技プロを見据えて COMPASS との連携可能性についても焦点を当てた。これらの目的のために、COMPASS の対象郡を調査対象地域とした。さらに、ガーナの児童労働削減に長年携わり、「カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査」を実施している日本の NGO である ACE の現在の支援対象郡においても情報収集を行った。

²² Ghana Statistical Service, Ghana Living Standards Survey Round 6, Child Labour Report, 2014(supported by WB, ILO, UNDP, UNICEF, and DFID)

²³ Ghana Statistical Service, Survey Findings Report, Ghana Multiple Indicator Cluster Survey 2017/18 (UNOCEF, WB, UNDP, KOICA, USAID)

²⁴ MoE, Ghana Education Fact Sheets 2020, Analyses for learning and equity using MICS data, 2020 (supported by USAID, KOICA, GPE, WB)



出典: World Bank DataBank

図 4-1 ガーナ、ヨルダン、カンボジアの不就学率

ヨルダン (第6章)

ヨルダンでは、2000年代後半から不就学の割合が増加している(図4-1)。2011/12年と2017/18年の比較では不就学の割合が29%も拡大し、この理由の多くはシリア難民の影響によると推測されている²⁵。実際、不就学児童生徒に占めるヨルダン国籍の子どもとヨルダン以外の国籍の子どもを比べると、人数では1.2倍、割合では10倍、ヨルダン以外の国籍の子どもが多い²⁶。児童労働については、2016年にILOの支援のもと詳細な調査が実施されている²⁷。この調査結果では、ヨルダン国籍の子ども(5~17歳)の内1.6%(約5万5,000人)が、シリア国籍の子どもの内3.0%(約1万人)が児童労働に従事している。

JICAはヨルダンにおいて直近10年程基礎教育に関する支援は行っていないが、不就学支援に関する技プロを予定していることが事前調査の段階で明らかになった。次期技プロの基礎調査の追加調査を中心に本調査を実施することが要望として伝えられたことから、JICAが実施した基礎調査の枠組みを重点に本調査を実施した。具体的には、不就学者の中でも学校からの退学が危惧される児童対象にその防止を目的として、(1)初等教育(1-6年生)を対象とした学びのロスへの対応、(2)学校でのカウンセリング、(3)カリキュラム外活動、である。不就学者支援で重要となる、SBMやノンフォーマル教育プログラムの状況、児童保護に関する連携状況等についても調査を行った。

カンボジア (第7章)

カンボジアでは、初等教育の不就学率は2000年代以降10%以下にある。前期中等教育でも2000年代半ばから急激に改善したものの未だ15%程度が不就学となっている。カンボジアにおいても不就学児童生徒の割合は、地方の農村部の貧困家庭を中心に高い傾向が見られる。児童労働は、2000年代半ばから低年齢の児童において改善したとの調査結果がある²⁸。しかしながら、2010年代半ばにおいても、19%の子ども(5~17歳)が経済活動に従事し、

²⁵ MoE and UNICEF, Jordan Country Report on Out-of-school Children, Middle East and North Africa Out-of-school children Initiative, Dec. 2020

²⁶ 同上

²⁷ ILO and Centre for Strategic Studies (CSS) of the University of Jordan, Jordan National Child Labour Survey 2016, 2017

²⁸ NIS, Cambodia Socio-Economic Surveys, 2004, 2009, 2014

この内の6%は危険な労働（hazardous labour）に従事している²⁹。カンボジアの児童労働は他の事例国に比べると調査が実施されておらず実態把握が困難である。

JICA カンボジアにおいて、「教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト（E-TEC）」（2017～2022年）を実施中である。E-TECでは、教員養成改革を通じて基礎教育改善を支援している。また、草の根技術協力プロジェクトやボランティア派遣を通じて小・中学校に直接的に介入・支援を行っている。このため、カンボジアにおいては、不就学の状況と不就学の要因、不就学支援に関する政府の政策・取組、ドナーやNGO等の支援状況を全般的に調査し、将来的なJICA支援の可能性を広く検討することとした。さらに、E-TECへの不就学支援に関連するサブコンポーネント追加の可能性についても検討した。

表 4-1 事例国の基礎教育に関する基本情報

基礎情報	ガーナ	ヨルダン	カンボジア
粗入学率（女子）：1年生	104%	80%	102%
粗入学率（男子）：1年生	107%	82%	103%
修了率（女子）：初等教育	95%	82%	95%
修了率（男子）：初等教育	93%	82%	88%
修了率（女子）：前期中等	79%	66%	64%
修了率（男子）：前期中等	78%	63%	52%
調和化テスト点数*：女子	306	428	—
調和化テスト点数*：男子	308	391	—
就労している児童の割合	28.7	1.2	11.5
JICA 協力：基礎教育分野において実施中 *2021年9月時点計画中			
技術協力プロジェクト	学校運営* (理数科教育含む)	退学抑止* (草の根技協による特活)	教員養成
技術協力（個別）	—	学校教育（新規技プロ専門家）	教育政策アドバイザー
無償			
有償	無	無	無
出典：統計は、世界銀行オンラインデータ（2021年6月時点） 出典：データは2018年に対応、但し*印は2017年			

²⁹ MoEYS, Global Initiative on Out-of-School Children: Cambodia Country Study, All Children learning By 2030

第5章 ガーナ

5-1 現地調査概観

ガーナにおける現地調査は、対面調査と遠隔調査の組合せで行われた。対面調査は、2021年9月16日～10月5日に実施された。現地調査の前後において、JICA関係者（本部・事務所職員、専門員、専門家）と数回にわたる面談や意見交換を行った。

ガーナでは、2020年よりJICAの「みんなの学校：コミュニティ参加型学習改善支援プロジェクト（COMPASS: Project for Improving Learning Outcomes through Community Participation for Sustainable School for All）」が実施されている。本調査では、学習支援と学校管理委員会（School Management Committee: SMC）を通じた不就学者支援をCOMPASSのサブコンポーネントとして導入する可能性について検討することとした。また、JICAは「カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査」（2020～2022年）を通じて、新規技プロの形成も視野に入れ、コミュニティにおける児童労働の削減を促進するパイロット事業を実施中であることから、児童労働削減の観点からも、JICA事業とCOMPASSとの連携可能性も模索することとした。

上記のねらいを踏まえ、COMPASSの対象州の1つである東部州（Eastern Region）の2自治体（Lower Manya Krobo市、Upper Manya Krobo郡）を現地調査での訪問対象とした。さらに、ガーナの児童労働削減に長年携わり、JICA「カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査」も実施している本邦NGOであるACEの現在の支援対象地域（Ahafo RegionのAsunafo South郡）も訪問した。訪問した5つの小学校の概要は表5-1の通りである。



地図出典：ウィキペディア
図 5-1 ガーナの現地調査対象州
 Eastern州、Ahafo州

表 5-1 訪問した5小学校の概要

州	市・郡	学校	JICA*/ 日本の支援	世銀 GALOP ³⁰	特徴
Eastern Region	Lower Manya Krobo 市	1 Odumase Akro	COMPASS 対象州・市/郡（午後3時まで授業を実施）	対象	町中の学校。幼稚園から中学校まで。教師17名のほかに5名の補助教員（National ServiceやNBC）。生徒数530名の大規模校。GALOPからLearning Grantを受領しているほか、給食プログラム対象校

³⁰ GALOP: Ghana Accountability for Learning Outcomes Project
<https://projects.worldbank.org/en/projects-operations/project-detail/P165557>

		2 Oborpah Djerkiti		非対象	無電化村、幼稚園から中学校まで。教師6名、敷地内に教員宿舎あり。NGO (Pencils of Promise) 支援の校舎。6コミュニティをカバー。遠くから1時間以上かけて通学する子どももいる。USAID 支援で、現地語の教科書受領
	Upper Manya Krobo 郡	3 Akorkoma Sisi	COMPASS 対象州 & みんなの学校パイロットの対象校	非対象	郡中心地から車で1時間、Volta 湖畔。漁村。電気有り。School Performance Improvement Plan (SPIP) 作成。SMC の支援でボランティア教員雇用。Plan 支援で CCPC 設立
Ahafo Region	Asunafo South 郡	4 Oseikrom	ACE/CRADA 支援学校・コミュニティ	非対象	無電化村、安全な飲料水無。幼稚園から小学校6年生まで。教師7名、遠くから通勤。給食無。カカオ農家、土地持ち・無で格差
		2 Kwadoma		非対象	無電化村、安全な飲料水無。幼稚園から小学校5年生まで(6年生は遠く離れた近隣村に通う)。教師4名、遠くから通勤。給食無。カカオ農家、土地持ち・無で大きな格差

* JICA と世銀との話し合いにより、2021 年下半期以降は、COMPASS の対象州内であっても、GALOP の支援対象校を JICA は支援しないとの取り決めがなされている。

なお、ガーナの教育行政は、中央レベルでは教育省 (Ministry of Education) とその傘下であり独立した実施機関であるガーナ教育サービス (Ghana Education Service) によって担われている。地方レベルでは、広域自治体である州、基礎自治体である市・郡に GES があり、中央の GES の実質的な指揮下にある。本調査では、訪問地域のすべてのレベルの行政官に対して面談を実施した。

ガーナの学制は、就学前教育 (幼稚園) 2 年、初等教育 6 年、中等教育 3 年、高等教育 3 年である。就学前教育の 2 年 (4~5 歳) を含め、初等 6 年、中等 3 年の合計 11 年間は義務教育である。本調査では、JICA 事業との関連性の高い初等教育に焦点を当てた。

5-2 基礎教育における政策と現状～不就学者 (児童労働を含む) に着目して～

本調査の不就学者、児童労働、退学の定義は第 1 章を参照されたい。

(1) COVID-19 下の教育サービスの現状

ガーナでは、COVID-19 の感染拡大に伴い、2020 年 3 月末から 2021 年 1 月までの約 9 カ月間、公立小学校は閉鎖された³¹。学校再開に際し、教育省は、小・中・高等学校の学期に

³¹ 次期進学のための試験を考慮して、中等・高等学校の最終学年だけは授業を継続する計画であったが、West African Examination Council が試験の延期を決定したため、中・高等学校も閉鎖となった。2020 年 6

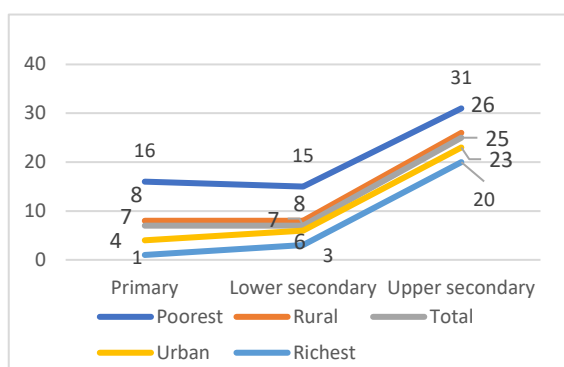
ついてそれぞれの状況に応じた臨時措置を取っている³²。学年は、通常は9月開始の3学期制（1学期：9～12月、2学期：1～3月、3学期：4～7月）であったが、COVID-19の影響で臨時的な措置が取られている。

学校閉鎖中は、教育省によって遠隔授業が行われた。幼稚園から中学校までを対象とする、iCampus: online learning platform³³が2020年5月に開始されたが、インターネット接続や必要な機器（スマートフォンやタブレット）へのアクセスがない児童生徒向けに、ラジオやテレビを通じた遠隔授業も開始された。遠隔授業のための教材が配付される計画であったが、本調査で訪問した小学校のなかには、こうした教材が全く届いていないという状況も確認された。また、ラジオ放送により遠隔授業を受けようにも、学校が無電化地域であったり、近くにラジオ放送局がなかったり、そもそもラジオを保有していないため、不可能であったという事例も確認された。このような状況の中、郡GESや校長・教師のイニシアティブにより、最低限の教材だけは紙ベースで届けたり、自宅での学習をモニタリングしたりといった努力がなされていたとのことであった。

2021年1月の学校再開後は、すべての児童生徒を1学年自動進級させるという措置が取られている。しかしながら、閉鎖期間中の学びのロスが徐々に明らかになっている。前述したように、学校閉鎖中に遠隔による授業を十分に受けられない児童がいた。通常であれば、テストを行い児童の学力を確認したうえで進級が決定される。しかし、該当年度については一律に進級となり、訪問した学校では授業について来られない児童がいるという話が訪問した学校の教師から聞かれた。ACEの活動地においても同様の声が聞かれている。後述する全国統一資格試験（Basic Education Certificate Examination: BECE）については、COVID-19感染拡大による学校の休校が一因となり、試験開始以来の最低の結果になる可能性があるとして教育省が報じている。

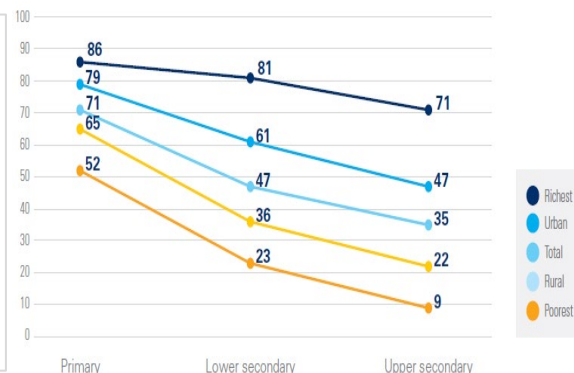
(2) 不就学の状況と要因

ガーナでは、2000年代初頭から後半に、基礎教育における不就学率に大きな改善が見られ（図5-1及び図5-2）、初等・中等教育全体では、どちらも10%以下になっている。しかしながら、子どもの経済状態や地域による格差は大きい。性別による違いは比較的小さい（図5-3）。初等教育の修了率も改善が見られるが、中等・高等教育と教育レベルが上がるにつれて顕著な低下がみられる（図5-2）。修了率は、不就学率と同様に地域差が大きい（図5-4）。



出典：World Bank DataBank

図 5-2 ガーナの不就学率



出典：MoE

図 5-3 ガーナの修了率

月に、中等・高等学校の最終学年を対象に、試験対策のためだけの対面授業を開始した。2020年10月に、中等・高等学校は完全に再開し、2019/2020年度を修了した。

³² MoE, Reopening of Schools for the next academic year, January 2021.

³³ WB, Secondary Education Improvement Project: SEIP で支援

FIGURE 41 Profile of out-of-school children, by sex

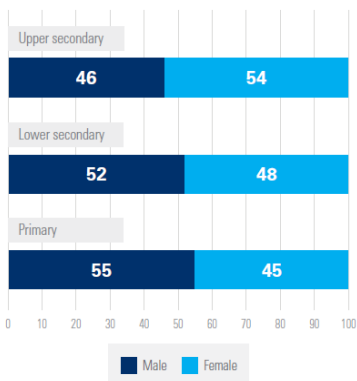


FIGURE 42 Profile of out-of-school children, by area

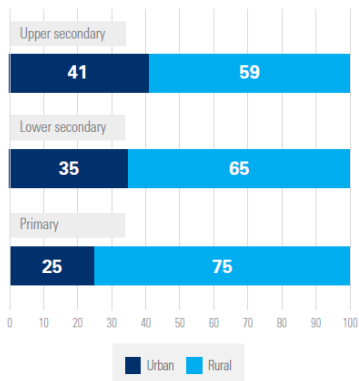


FIGURE 43 Profile of out-of-school children, by wealth quintile

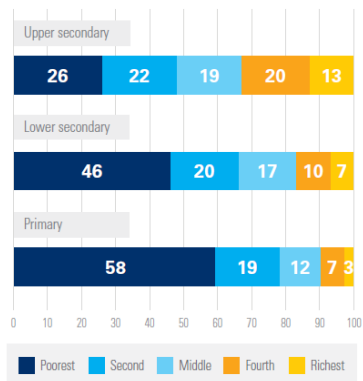


FIGURE 38 Primary out-of-school rates



FIGURE 39 Lower secondary out-of-school rates



FIGURE 40 Upper secondary out-of-school rates



出典：図 5-3 に同じ

図 5-4 ガーナの初等、前期中等、後期中等の不就学率（地域別）

FIGURE 5 Primary completion rates



FIGURE 6 Lower secondary completion rates

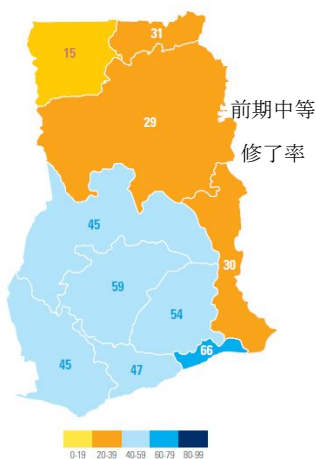


FIGURE 7 Upper secondary completion rates



出典：図 5-3 に同じ

図 5-5 ガーナの初等、前期中等、後期中等の修了率（地域別）

本報告書の第1章、表1-2で記載した一般的な不就学の要因の中で、ガーナでの調査から得られた項目は表5-2の通りである。

表5-2 ガーナの不就学の要因と具体的な状況

領域・要素	具体的な状況例
Demand-side	
貧困	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は義務教育を無償とする政策を掲げているものの、制服、補助教材、文具代等は有償であり、自己負担する余裕はない。なかでも、50~60セディ（日本円で1,000円程度）の制服が購入できないことがきっかけで不就学になるケースが多い ・給食が提供されない学校が多く、昼食代を負担する余裕はない。給食があるという理由で隣の学区に転校した児童がいる ・学校までの交通費が負担になる ・家計を助けるために労働（児童労働含む）をしている子どもがいる ・コロナ禍の経済的困窮から貧困による不就学が増加する可能性がある
社会・文化的規範・価値（移動を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育に対する関心が低い ・教育費用と労働収入との比較から教育への投資価値を見出さない ・女子の教育に価値を見出さない ・女子の早婚を許容する
家庭の事情（移動を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯収入確保のための移動・移住（農業収穫時・収穫場所の移動に伴う移動。短期間に移動する場合、転校手続きが適正に行われず、就業地のコミュニティとの接点がなく情報が遮断されている、等） ・親の離婚。家庭内暴力 ・教育・子どもに対する保護者の関心が低い
健康、障害	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの病気等による長期休学 ・子どもの障害により就学・通学が困難
子どもの関心	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが学校に行きたがらない。ガーナでは「Truancy」「Truant」（無断欠席）と言われている。理由がはっきりしないこともある。体罰、いじめ、セクハラ等人間関係が原因の可能性も ・子どもが勉強に関心がない
(児童)労働	<ul style="list-style-type: none"> ・不就学の子どもは労働をしているケースがみられる ・農繁期等で家事の手伝いが多くなる時期は学校に行かない ・町でマーケットが開かれる時は農産物や商品の運搬等を手伝う。その時は学校に行かない ・コロナ禍の学校閉鎖中に労働を始めた子どもがいる。一度就労すると、辞めにくい ・コロナ禍で労働する子どもの数は増加している可能性あり
Supply-side	
憲法、教育法、子どもの権利法関連政策	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約を批准・加入し、児童の権利や児童保護に関する法律は制定されているものの、児童保護に関するセクター横断的なモニタリング体制が構築されていない。体制はあるが機能していない ・100%にならない出生登録率、就学キャンペーンの不足
学習環境（質-アクセス：ソフト面）	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な学校が確保できない（学校での暴力、体罰、いじめ等） ・政府による給食（School feeding program）の配付が無い（地域の貧困情報等をもとに郡教育事務所が給食支給候補校のリストを作成している。分権化に伴い最終決定は郡議会事務局が行い、郡教育事務

	所と意見が異なる場合がある)、対象校の選定が不透明である ・小学校3年生までは母語による授業を行うよう規制があるが、教師不足により十分な配置ができない ・小学校4年生からは、すべての教科を英語で授業を行うよう規制があるが、教師も児童も英語の授業を十分に理解できない ・教科書が十分に配付されていない ・限定的な学校運営予算。教材やワークシート（練習帳）の遅配 ・コロナ禍による学びのロス、家庭での学習機会の増大
学習環境 (アクセス： インフラ面)	・学校が遠い、通学路の安全が不安 ・学校の老朽化、教室不足、無電化、ネット回線が無い・弱い ・特に僻地の学校では、教室不足、教師の欠員により、複式学級（教師1名）や2クラスを1教室（教師2名）で授業を実施 ・学校の安全（耐久性、防災面、Water Supply, Sanitation, and Hygiene (WASH)) が確保できない ・特別なニーズのある児童に応じた学校施設になっていない
外部要因	・気候変動や自然災害により北部から中部・南部への移住や出稼ぎが増加しており、それに伴う不就学が増加

出典：ガーナ調査をもとに調査団作成

児童労働については、2012～2013年にILO等のドナーの支援により詳しい調査が行われている³⁴。この調査では、5～17歳の子どもの21.8%という高い割合が児童労働に従事していた。2017～2018年にMICS³⁵が実施されその結果は、27.9%と明確な改善は見られない³⁶。2020年調査³⁷は、31%という結果であり増加が見られる。不就学と同様に、児童労働も経済的、地域的格差が大きいことがこれまでの3つの調査から共通に判明している（図6-5）。2020年調査では、6～17歳で児童労働に従事する子どもの就学率も調査しているが、すべての年齢において、児童労働に従事していない子どもと比較して就学率が低い状況にある。2021年に実施されたセンサスでは、児童労働に関する質問項目が含まれており、調査結果の公表³⁸が待たれる。

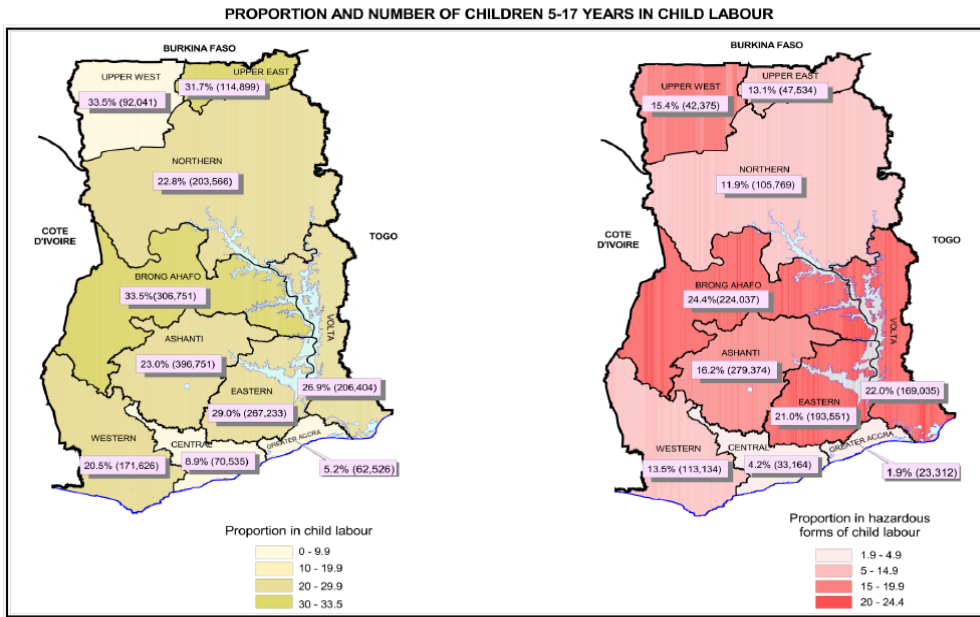
³⁴ Ghana Statistical Service, Ghana Living Standards Survey Round 6, Child Labour Report, 2014(supported by WB, ILO, UNDP, UNICEF, and DFID)

³⁵ Ghana Statistical Service, Survey Findings Report, Ghana Multiple Indicator Cluster Survey 2017/18 (UNICEF, WB, UNDP, KOICA, USAID)

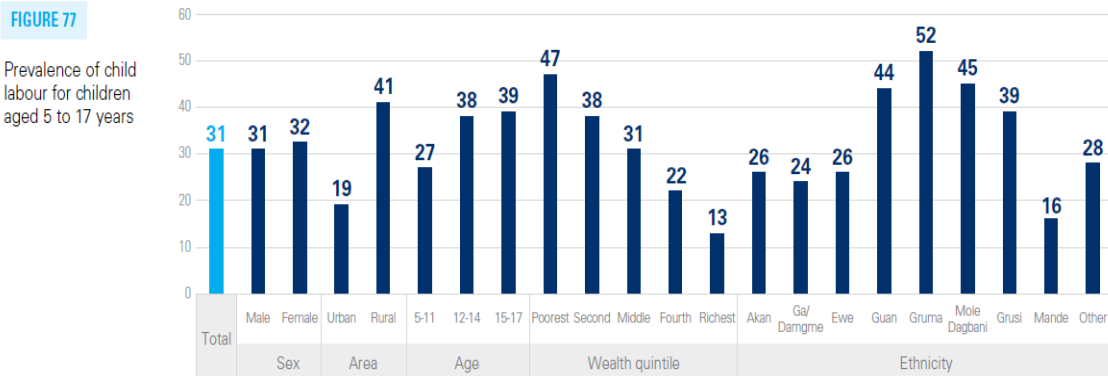
³⁶ 2018年のMICSでは、ガーナの実情に合わせて年齢グループごとの働く時間に修正を加えているため、2012～2013年調査との単純比較はできない

³⁷ MoE, Ghana Education Fact Sheets 2020, Analyses for learning and equity using MICS data, 2020 (supported by USAID, KOICA, GPE, WB)

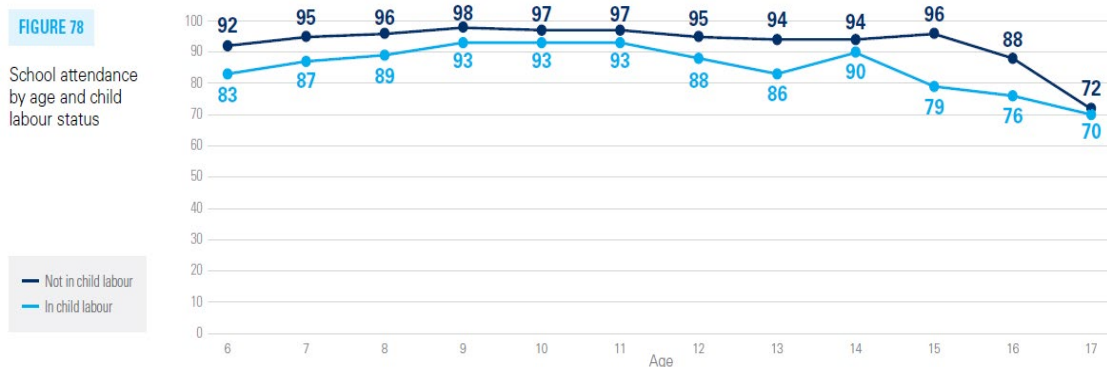
³⁸ https://statsghana.gov.gh/2021phc/what_is_phc.html。速報で人口等の基本情報は既に公表されている。その他の情報の公開は2022年5～12月に予定されている。



出典：Ghana Statistical Service (2014), Ghana Living Standards Survey Round 6
図 5-6 ガーナの児童労働の状況（地域別）



出典：MoE, Ghana Education Fact Sheets 2020, Analyses for learning and equity using MICS data, 2020 (supported by USAID, KOICA, GPE, WB)
図 5-7 ガーナの児童労働の状況（ジェンダー、都市・農村、年齢、経済状況、民族別）



出典：図 5-7 に同じ

図 5-8 ガーナの就学率の児童労働への影響

(3) 退学／不就学防止に関する政策

子どもの権利：ガーナは、1990年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）UNCRC」に批准している。国内では、UN CRCに沿い1998年に児童法（The Children’s Act, 1998）を制定し、教育の権利を含めた幅広い権利を保障している。2014年には、児童法の実施を実現・促進するために、Child and Family Welfare Policyがジェンダー子ども社会保護省（Ministry of Gender, Children and Social Protection: MoGCSP）によって制定されている。この政策の中で、教育省とGESの役割として、普遍的に質の良い初等教育を特に脆弱層に保障すること、そのために児童保護課題を反映したカリキュラムを作成し、教師の能力開発を行い、児童保護のための課題の特定、予防、対応を教育施設内で行うことが明記されている。

政府の不就学に関する計画と課題認識：現行の Education Strategic Plan 2018-2030 (ESP)では、次の7つの政策目標が掲げられている。①質の高い教育へのアクセス拡大、②高校教育へのアクセス拡大、③技術教育・職業訓練強化、④識字教育のない国民への教育機会の拡大、⑤障害者、社会的弱者へのアクセス拡大、⑥大学教育へのアクセス拡大、⑦教育計画・マネジメント改善。不就学者については、基礎教育における①質の高い教育へのアクセス拡大において、不就学者の削減が停滞していること、僻地においてはいまだに居住地から3~5 km以内にアクセスできる小学校がないこと、不就学者へ教育サービスに関する情報が限定されていることなどが課題と認識されている。このための戦略として、以下が挙げられている。

表 5-3 ガーナ政府の不就学に関する課題と戦略

課題 (Main problems to address)	戦略 (Strategies)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不就学者の削減の停滞 ・ 学校インフラ供給不足 ・ 地方部の学校までの距離が遠い ・ WASH の不足を含む学校インフラの質の低さ ・ 居住地の 3~5 km 以内にアクセス可能な小学校がない ・ 不就学者への教育サービスに関する情報不足 ・ ノンフォーマル教育 (Complementary Basic Education: CBE) の実施に関する政府の限定された関与と実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な年齢での公立学校への入学 ・ 学校インフラの供給強化 ・ 容易で安全な学校までのアクセス ・ 弱者層への学校給食、制服、交通費等の支給 ・ 不就学者（リーチするのが困難な児童）への CBE の提供の増大

行政組織：ガーナの行政機構は、地方分権化が進行中である。基礎自治体には議会があり教育を含む全セクターを包括する事務所が設置されている。児童保護を管轄する社会保障局は、もともとは中央の MoGCSP の地方事務所であったが、現在は議会事務局の中に包摂されている。他方で、教育セクターは、未だに中央の GES の管轄下にある州 GES 及び市・郡 GES が別の事務所を設置している。教育予算についても教育省と中央 GES から地方 GES に支払われている状況である。教育施設のインフラ予算も同様ではあるが、分権化の進行から自治体議会事務局においても一定の予算を配付するようになっている。本調査で訪問した学校の中には、郡議会事務局の予算で校舎を改築したケースもあった。教育省の予算から公立学校の給食が支給されているが、財源不足から全校への配布は実現できていない。市・郡 GES が、貧困層が多く住む地域にある学校等を中心に給食配付校のリストを作成しているが、どの学校に給食を支給するかは、市・郡議会事務局が決定することになっている。

また、不就学への教育サービスの提供は、GESではなく、後述する MoE 傘下の独立行政機関である Complementary Education Agency (CEA) (以前のノンフォーマル教育局)が主管している。中央では、GES と CEA の事務所は別の区域にあり、本調査のヒアリングからは日常的な連携がとられている様子はなかった。同様に、本調査で訪問した自治体では、GES は独立した事務所を構えているが、CEA は議会事務局の中に執務室が設けられ連携がとられている様子はなかった。

教育予算：ガーナの教育セクター予算は増加傾向にある。一般会計予算からの収入は 70%程度で、残りはドナー等からの資金支援である。プログラム別予算では、基礎教育の予算が最も多く 30%近くを占める³⁹。ノンフォーマル教育予算も増加傾向にあり教育予算全体の約 8%を占める⁴⁰。しかし活動費は十分ではなく、ドナーのプロジェクトの開始を待つて活動を本格化させる予定であるとのことであった⁴¹。

(4) 学校運営・コミュニティ参加

SMC：ガーナでは、初等・中等学校には SMC を設置することになっている。本調査で訪問した 2 州、3 市／郡の 5 つの小学校では、すべて SMC が設立されていた。SMC の委員長はコミュニティから選出され、校長は事務局長を務めることになっている。その他のメンバーには、PTA の代表者（保護者と教師、それぞれから）、村のオピニオンリーダー、コミュニティの女性グループの代表者、退職した教師、政治家等の有力者、などが含まれている。本調査の訪問校では、会合の回数に規則はないが、少ないケースでも定例会議（学期に 1 回）の他に、必要に応じて任意に開催されていた。議題は学校のインフラの維持・改修に加えて、教師の不足、教師の教え方や宿題を含む家での学習の状況等が多く挙げられた。PTA も活発に活動している様子であった。

学校実施計画 (School Performance Implementation Plan: SPIP)：各学校では SPIP が毎年作成され、市・郡 GES に提出されている。本調査の訪問校の中には、SMC が SPIP の作成に関わっているケースが見られた。この SMC は、現行の技プロの開始前に、ガーナの「みんなの学校」のパイロット校が設立した SMC であった。また、コミュニティの中に不就学者や児童労働があることを把握しているのは、コミュニティ代表のメンバーや女性メンバーに多くみられた。

スクール・カウンセラー、ヘルスコーディネータの配置：スクール・カウンセラーは、教師の中から任命され (Teacher Mentor)、教師が兼任している。訪問校の内、3 校で配置を確認した。カウンセリングと教師によるメンターをガーナ全土で制度化するための実施ガイドライン、Teacher Mentor の研修マニュアルが作成され (CAMFED: Campaign for Female Education の支援)、研修が行われている。研修費用は UNICEF が支援している。

スクール・ヘルスコーディネータも、教師の中から任命されている。市・郡の GES には、資格を持つスクール・カウンセラーが配置されている。

School Improvement Support Officer (SISO)：市・郡 GES には、学校運営の相談役として SISO が数名配置されている。GES が管轄する規模によるが、1 人の SISO が 10 校程度を受け持ち、巡回モニタリングしている。以前はサーキット・スーパーバイザーという名称であったが、名称を変更し、各学校のオーナーシップを尊重して学校改善を支援する立場にあることが明確にされた。学校が抱える問題や課題を共有して改善策を探り、学校の自助

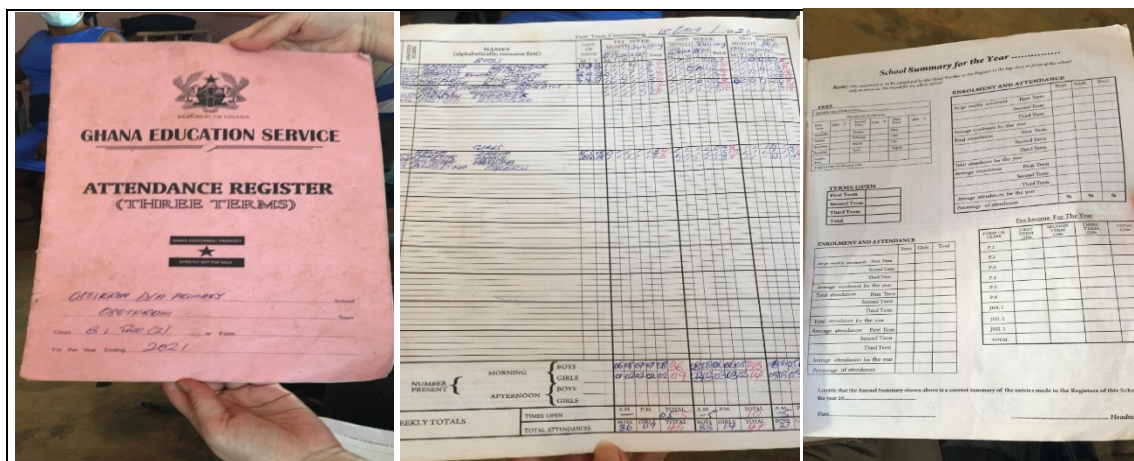
³⁹ MoE, Education Budget Brief, 及び教育省予算局からのヒアリングによる

⁴⁰ 注 9 に同じ

⁴¹ CEA からのヒアリングによる

努力だけで解決が難しい場合には、市・郡 GES とともに解決を図る。児童問題については、学校だけで解決が困難な場合には、SISO から市・郡 GES に報告する体制がある。

出席確認：中央の GES のヒアリングでは、児童生徒の出席は授業を行う教師によって毎回取られている。訪問した 5 校すべてにおいて、同じ様式の出席簿が使われていることが確認できた。出席の結果はタームごとに集計され市・郡 GES に報告されている。欠席が続く場合は、担任あるいは教科担当の教師から校長に報告し、校長から児童生徒、あるいは保護者に連絡をする。連絡がつかない場合には、教師が家庭訪問を行うことで学びの継続を支援しているとのことであった。



訪問校で記録されていた出席簿

(5) 学びの質～アセスメント、教員、授業、教材

試験制度：ガーナは初等教育修了時の卒業試験はなく、学位証明書もない。学年別の試験はあり、一定の成績をとれば進級が可能である。初等教育の最終学年の試験で、一定の成績をとれば、前期中等学校への進学が可能となる。このため、卒業試験に合格しなかったことが初等教育の修了率に影響を与えるという状況にはない。前期中等学校の卒業時には BECE があり、この試験結果が後期中等学校（高等学校）の入学に影響を与える。ESP によると、北部三州は、BECE の成績が低く、主要 4 教科では特に女子の成績が悪くジェンダ―格差が大きい。2015-2018 年の BECE の地域別成績（図 5-9、表 5-4）に示すように、成績は地域差が大きい。今年度の BECE は 2020 年 11 月に実施され、2022 年初頭に結果発表が行われる予定である。公表に先駆け、政府高官より、今回の試験結果はコロナ禍による精神的影響と学校の閉鎖によって、試験開始以来の最低の結果になる可能性があるの声明が出されたと報じられている⁴²。

⁴² <https://educationweb.com.gh/opinion/bece-results-could-be-worst-ever/>

Figure 10: Distribution of average scores of regions for the period 2015-2018



出典：MoE. Education Sector Performance Report 2018.

図 5-9 BECE の地域別成績

表 5-4 BECE の地域別成績

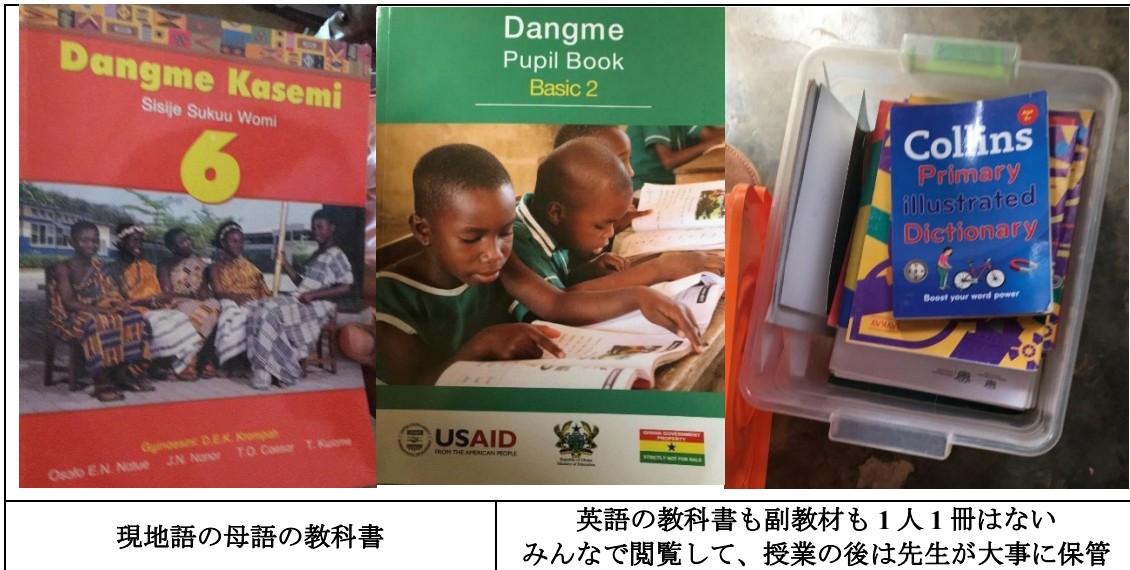
Table 20: Regional averages in BECE raw scores for 2015-2018

Regional Averages - Raw BECE scores					
Region	2015	2016	2017	2018	2015-2018
ASHANTI	283.6	317.6	314.6	306.2	305.5
B.A.	268.3	309.5	308.9	301.9	297.1
CENTRAL	265.5	293.7	293.0	287.5	284.9
EASTERN	251.9	286.3	274.8	271.8	271.3
GR. ACCRA	307.2	348.2	338.8	340.3	333.5
NORTHEN	229.2	254.2	249.1	250.3	245.6
U.EAST	224.3	235.4	229.2	228.8	229.4
U.WEST	203.1	229.3	220.1	228.9	220.3
VOLTA	235.7	265.8	262.9	251.6	253.9
WESTERN	284.4	318.3	314.0	298.3	303.6

出典：MoE. Education Sector Performance Report 2018.

カリキュラムと教科書：カリキュラムは、国家カリキュラムアセスメント審議会 (NaCCA⁴³) が開発している。カリキュラムに沿った教科書を NaCCA が承認し、リストは公開されている。必要な教科書を購入し、学校に配付するのは市・郡 GES の役割と整理されているが、予算不足により十分な量を購入できていない。加えて、2019 年に新カリキュラムが作成されたが、準拠教科書の開発が遅れていた。GES は 2021 年 1 月までに教科書の開発、承認が行われ、すべての学校に教科書が配付される予定としていたがスケジュールに遅れが生じている。本調査で訪問した学校では、教師は旧版の教科書や入手した教材を用いて、手探りで授業を行っていた。旧版の教科書や教材は、児童 2 人に 1 冊程度の数を学校が保有しており、授業ごとに児童が共有して閲覧している。訪問した複数の学校は、USAID の支援を受けており、英語に加えて、地域の母語で書かれた教材が開発されて支給されている。

⁴³ National Council for Curriculum and Assessment (<https://nacca.gov.gh/>)



教員：ガーナの教員養成校は、すべて4年生大学である。教員は中央での一括採用で、各地の学校に配属されている。新任教師は経験を積むために地方に配属されることが多いとされている。給与は管轄のGESから支給されている。教員配置の課題として、僻地の教員不足が挙げられる。2013~2016年のデータを見ると、若干の改善は見られるものの、就学前を含む基礎教育において僻地の教員配置は必要数の約85%に留まっている⁴⁴。全国的にも教員不足は続いており、学齢期年齢人口が増加していることから、教員の不足は今後も継続すると予測されている。

後述する教育省のノンフォーマル教育プログラムの教師は、各地域の母語で授業ができるコミュニティ・メンバーの中から資質のある人が選定されている。教員資格は選定要件にはなっていない。

(6) アクセス～施設と費用～

ESPでは、学校インフラの供給強化を明記している。教育予算はGDPの約4.5%、政府歳入の約24%を占めており、増加傾向にあるものの学齢期の人口増加による教育サービスの需要が高まっていることから、予算不足は続いている。僻地の学校には、遠方出身の教師のための宿泊施設が併設されているケースもあるが、こういった施設がない場合、通勤に使用できる公共運輸機関もなく、安全な通勤路が確保されていないため、雨天時に教師が学校までアクセスするのが困難なケースが確認された。

⁴⁴ MoE, Education Sector Analysis 2018



農村部の学校の複式学級



都市部の学校の就学前クラス

(7) 学びの場の連携（公教育及びノンフォーマル教育、インフォーマル教育等）

ガーナでは、公教育を補完するノンフォーマル教育を教育省が提供している。2020年より、教育省傘下で独立実施機関となった、Complementary Education Agency (CEA、旧 Non-Formal Education Division, Ministry of Education)が管轄している。ノンフォーマル教育の名称は、Complementary Basic Education (CBE)である。CBEプログラムは、DFID（当時）の支援で、2012~2018年に実施され、後半2年間はUSAIDも支援に加わった。主な対象は、8~16歳の一度も就学していない児童である。一度就学して退学した児童も対象だが、学校に戻る可能性があることと期待していることから、一度も就学していない児童を優先しているということである⁴⁵。内容は、9カ月の加速学習プログラムであり、小学校2~3年生レベルの母語と算数と同じコミュニティのファシリテーター（同じ母語を話す）から習う。一定の能力がついたことを確認した後に、能力に応じて公教育の3、4年生に編入する。ガーナでは4年生からすべての教科を英語で習うことになり、ここで学習について行けない児童が多くなることから、これらの学年、年齢に焦点を当てて支援を行っている。現在は、公教育に編入する際に学年に応じた年齢制限はないが、年齢差が大きくない方が良いとされている⁴⁶。

ドナーによる支援は2019年に一旦終了しているが、世銀のGALOPを通じて、FCDOがこの部分のコンポーネントを担当して再開する予定である。2018年までのプログラムは、CEA（当時は教育省のノンフォーマル教育局）と国際・国内NGO等の協働で実施されたため、当時の経験を活かして、独自予算を獲得して同様のプログラムを小規模で展開しているNGOも存在している。GALOPが本格始動すれば、経験のあるNGO等が再びサービスプロバイダーとして活躍する可能性がある。CEAのCBE予算は増額される可能性はあるものの、当面はドナー支援によって財源を確保する必要がある。GALOPでは、全校が支援対象にはならないことから、CEAは他ドナーを含む外部予算の獲得を目指している。

CEAは、CBEの他に、若者や成人を対象とした識字教育や技術教育等の学びの場も提供している。CEA地方事務所は、市・郡議会事務局の中に既に包摂されているが、GES系列とは別機関である。一つの課題として、中央及び地方において、公教育系列のGESとCEA及び地方事務所が連携することで、不就学児への学びの機会の提供がより円滑・多様になる可能性がある。

⁴⁵ CEAのヒアリングによる

⁴⁶ MoEのヒアリングによる。年齢制限がないことから、公教育の各学年に年齢差が大きい児童生徒がいることがあるとのこと。年齢差が大きい場合、復学しにくいと感じる児童生徒もいる。また、児童生徒同士の喧嘩や性暴力の原因に繋がることもあるため、年齢差は少ない方が良いとのことであった。

5-3 不就学者（児童労働を含む）支援のマルチセクター連携

不就学者（児童労働を含む）支援に関する現行の教育省及び GES の取組みは次の通りである。

CEA による CBE（ノンフォーマル教育）及びインフォーマル教育の提供：前節の記載の通りである。

スクール・カウンセラーの配置：GES の Guidance and Counselling Division には、心理学やカウンセリングの学位を持つ人員が配置され、全州・全市郡の GES に必ずカウンセリングの学位を有する人員を配置している。すべての中学校にもカウンセリングの学位を有する教師を配置している。幼稚園と小学校には、カウンセリングの資格を有する人員が配置されない場合は、関心を持つ教師が研修を受けてカウンセリングを担当し、市／郡 GES のカウンセラーに相談しながら実施している。

カウンセラーの主な役割は、①生徒の学業支援（生徒の成績をモニタリング）、②キャリアカウンセリング、③人間関係のカウンセリング（学校内、家庭内、コミュニティ内）である。ガーナの教員養成大学（3年前から4年制に移行）では、少なくとも1セメスターの心理学、1セメスターのカウンセリング学を取得する必要がある、基本的なカウンセリングの知識は全教員が持っている。

カウンセラーの資格を持たない教師は、Teacher Mentor と呼ばれ、カウンセリングと教師によるメンターをガーナ全土で制度化するための実施ガイドライン、Teacher Mentor の研修マニュアルが作成され（CAMFED: Campaign for Female Education の支援）、研修が行われている。研修は、学校での体罰、セクハラ、いじめ（サイバーいじめ、含む）の防止が目的であり、UNICEF の Safe School programme が支援している⁴⁷。

スクール・ヘルスコーディネータの配置：GES の SHEP ユニットでは、学校保健の研修、コミュニティへの啓発・研修を企画・実施している。対象は公立の基礎教育及び高等教育学校、教員養成大学、コミュニティである。戦略として、SHEP コーディネータの能力開発、子どもから子どもへのイニシアティブ促進（学校保健クラブの設立、WASH との連携など）、学校コミュニティ（PTA、SMC）との連携、教育教材の開発を実施している。主な支援対象分野は、1) ライフスキルベース教育（リプロダクティブヘルス、2) 食品の安全と栄養教育、3) 疾病予防（感染・非感染病）、4) 安全で健康な学校環境（①校舎等の物理的な学校環境、②衛生的な水と衛生、③心理社会的学校環境（教師同士、教師と生徒、教師と保護者の関係等））。

SHEP ユニットは、保健省の実施機関である GHS (Ghana Health Service) と常時密な連携を取っている。SHEP は UNICEF が支援している。

全州の GES 事務所に地域学校保健コーディネータが、郡・市の GES に SHEP コーディネータが配置されている。学校レベルには、教師の中から任命される学校保健コーディネータを配置し、郡・市、州の GES と連携が取られている。

教育省と他セクター機関との連携では以下が挙げられる。

コミュニティ児童保護委員会（CCPC48）との連携：CCPC は、児童労働の削減・撤廃を目指すガーナ政府が、児童労働のモニタリング・通報システムの一環としてマルチセクター

⁴⁷ COVID-19 の影響もありまだ 20 郡で行われているに留まる

⁴⁸ Community Child Protection Committee

ルな支援体制の、子どもにもっとも近い末端組織として設立されている。CCPC の機能は、児童労働モニタリング制度文書によって規定されており、児童労働の負の側面や教育の重要性についての啓発、児童労働（不就学を含む）のリスクのある子どもの特定やモニタリング、救済（復学や継続的な就学を含む）支援が含まれている⁴⁹。ACE が支援する学校・コミュニティでは、CCPC が設立され、そのメンバーがコミュニティ内の受け持ち地域を巡回モニタリングして機能している。不登校の子どもへの把握にも努め、学校に就学していた子どもは学校に戻るよう促している。メンバーの構成はガイドラインで規定されており⁵⁰、学校教員や SMC 及び PTA の代表者も含まれている。

市・郡議会事務局の社会福祉局との連携：市・郡議会事務局には、児童保護・児童労働を含む社会福祉担当の部局があり、Social Welfare Officer が数名配置されている。GES との連携は郡によって異なる。JICA の「みんなの学校」のパイロット郡であった Upper Manya Krobo 郡では、GES の National Training Officer が郡社会福祉局と連携している様子が見られた。

市 CPC を中心に、市職員がマーケットでの児童労働を監視しているとの情報も得られた（Lower Manya Krobo 市）。ただし、問題を特定した後の対応については、関係機関と連携し、状況に応じて保護者への連絡や警察への連絡、あるいは市・郡議会の社会福祉担当局での一次保護等を行っているとの発言があったが、制度化までには至っていない様子であった。

貧困家庭への支援策として、世銀の支援プログラムである LEAP（Livelihood Empowerment against Poverty）を社会福祉局が実施している。対象となる貧困世帯は、高齢者、障害者、脆弱な家庭（vulnerable family）で、LEAP の現金給付の条件に、不就学の子どもがいる場合は就学させることが含まれている。しかしながら、支援対象を選定する際に、不就学の子どもがいる家庭を事前に確認して優先している状況ではないことが判明した（対象世帯の選定は、中央 MoGCSP が郡内の候補コミュニティを選定し、その中から対象世帯が選定されている）。

さらに、「子どもの保護にかかるセクター横断業務手順書⁵¹」が、ユニセフの支援のもと、MoGCSP によって策定されている。ここには、不就学となる危険性に通じる児童労働をはじめとする子どもの保護を必要とするリスク（暴力、虐待、搾取など）が挙げられている。こういったリスクを早期に発見・特定して保護し、不就学予防、陥った場合の特定方法と関係者、対等方法について規定されている。関係者の中には学校関係者が含まれている⁵²。

出生登録との連携：ガーナでは、UNICEF の支援により、2010 年から再び出生登録の促進が行われている⁵³。2010 年代前半には、出生登録の阻害要因を分析する調査も実施された。主な阻害要因として、登録証明の取得費用と僻地では登録事務所が遠くかつアクセスが困難であることが判明した。この結果を受け、また出生後 1 年以内に登録する場合には登録料を無償化した。さらに、僻地の出生登録率を上げるために、ボランティアを雇用し、携帯電話を活用する手法を採用したことで、出生登録率が 2014 年の 57%から 2017 年には 63%まで増加したとの報告がある⁵⁴。出生登録が行われることで、予防接種や児童手当等の公共サービスが享受できるようになり、就学年齢を確認し、就学キャンペーンの対象を

⁴⁹ Ghana Child Labour Monitoring System (GCLMS) Main Document (2010)

⁵⁰ 上に同じ

⁵¹ Inter-Sectoral Standard Operating Procedures for Child Protection and Family Welfare: Guidelines, Tools and Forms for Casework and Management

⁵² 詳しくは、添付 5-3: 子どもの保護にかかるセクター横断業務手順書（ガーナ政府）参照

⁵³ Registration of Births and Deaths Act, 1965 Act 301 は制定されている

⁵⁴ UNICEF Ghana and the Births and Deaths Registry, Assessment of the m-birth project in Ghana (2018)

特定することが容易となる。出生登録の促進を同様な手法を用いて各地域で継続していくことで、不就学予防の入り口強化が行われている。

5-4 主要ドナーの支援状況～不就学者（児童労働を含む）に着目して～

(1) 世界銀行

ガーナで現在実施されている、あるいは近年まで実施されていた世界銀行の教育関連案件リストを以下の表に示す。

	開始年	終了年
Ghana Accountability for Learning Outcomes Project: GALOP	2020	2025
Ghana Secondary Education Improvement Project	2014	2021
Ghana COVID-19 Emergency Preparedness and Response Project	2020	2020
Improved Feeding Practices for first 1,000 Days (P159735)	2020	2023
Ghana Productive Safety Net Project 2	2021	2025
Ghana Productive Safety Net Project (GPSNP)	2018	2022

世銀は、継続的に教育分野の支援を行っている。Ghana Secondary Education Improvement Project では、中等教育のアクセスと質の向上を目的に学校建設も支援内容に含まれていた。2020年に開始した GALOP では、これまでのアクセス改善支援を踏まえて、初等教育の質の向上と不就学支援、COVID-19対応を中心に据えている。

不就学支援では、対象校に対する学校補助金の配賦、教師の質の向上、Education Outcome Fundを活用したCBEの実施、SMCの機能強化等が含まれている。また、Ghana Productive Safety Net Projectのコンポーネントとしては、前述のLEAP Projectが実施されている。脆弱層世帯への現金給付プログラムでは、学齢期の子どもの就学促進を指標の1つとしている。フェーズ1の成果として、不就学が改善したとの報告がある⁵⁵。

(2) FCDO

前述したCBEプログラム（フェーズ1）が2012～2018年に実施していた。フェーズ2に該当するプログラムが、世銀 GALOP のコンポーネントの1つとして実施される予定である。

(3) USAID、米国（労働省）

CBEプログラム（フェーズ1）の後半2年間をDFID（当時）と共同実施した。世銀のGALOPでは、教師の能力強化のコンポーネントを担当する。この他に、教育省と連携し、Early Grade Readingの強化支援、母語による授業支援、学校インフラ支援、就学前教育支援等、幅広い支援を実施している。また、米国労働省は、児童労働削減を通じた不就学児童生徒の公教育への再入学支援を行っている⁵⁶。

(4) ILO

児童労働削減に関する政策やモニタリングガイドラインの策定支援、児童労働に関する調査研究を行っている。米国労働省と連携した児童労働撤廃に向けたプロジェクト（Towards Child Labor Free Cocoa Growing Communities (2010-2015)等）も実施している。

⁵⁵ WB, PAD: Ghana Productive Safety Net Project 2, 2021

⁵⁶ Making Advances to Eliminate Child Labor in More Areas with Sustainable Integrated Efforts (2020-2024)

5-5 日本/JICAの基礎教育分野と不就学者（児童労働を含む）削減に関する支援状況

日本政府は、「対ガーナ国別開発協力方針の事業展開計画」において、人材育成を重点分野の1つと定め、質の高い教育の提供に資する協力を展開している。JICAは、ガーナでこれまで教師研修を中心に、長期にわたる教育分野の支援を行ってきた。2015年からは個別専門家派遣による「みんなの学校」のパイロット事業を行い、この成果を踏まえ、2020年からCOMPASSが開始されている。COMPASSでは、算数を中心とする学習改善とSMCの再設立を通じたSBMの強化を行っている。他国で実施されている「みんなの学校」プロジェクトでは、コミュニティを通じた就学キャンペーンや学習改善を通じた退学防止や不就学者の減少などの成果が確認されている。COMPASSはまだ開始されたばかりであるが、民主的な方法で再設立されたSMCを通じて、活動の幅を広げる可能性がある。

本調査では、2種類のCOMPASS対象校を訪問した。一つは、COMPASS開始前にパイロット事業にてSMCの設立を行った学校、もう一つは新たにCOMPASSの対象となった学校である。両学校は、同じEastern Regionの隣接する自治体に位置した。どちらの学校でもSMCメンバーが学校に集まり、SMCの活動状況や関心事、学校環境、コミュニティの中での不就学の要因や実態についてヒアリングを実施した。パイロット事業の学校では、SMCとの面談を校長室で行った際に、校長室に保管されていた数年分のSPIPを見ることができた。SMCが要望した内容がSPIPに反映されており、SPIPをSMCと共同で作成されているとのことであった。就学奨励(enrollment drive)など不就学対策に係る活動も含まれていた（写真参照）。SMCが学校の学習環境に関心を持ち、集会を開き、不就学の状況を把握していることが確認された。

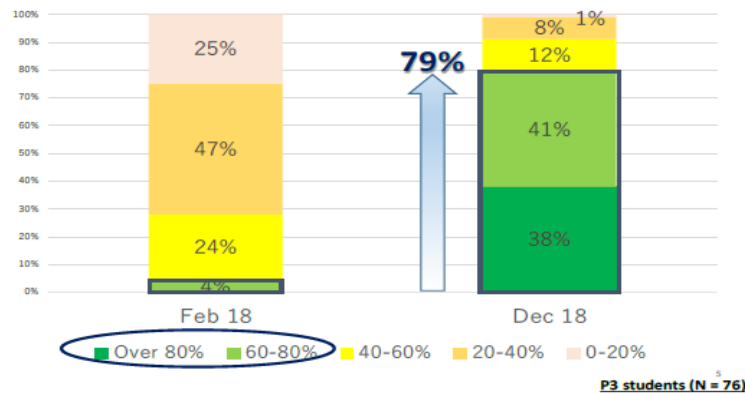
2. Annual Activity Matrix

No	Component	Activity	Expected Outputs	Last Year Expenditure (GH₵)	Budget (GH₵)				Source of Funding	Who is Responsible
					Term 1	Term 2	Term 3	Total		
1	Improving Access									
i	Enrolment	Teambark on Enrollment Drive	To increase the number of Pupils in the School.		GH₵50	75	100	225	PTA/ PUES	PTA CHAIRMAN
ii	Retention	Provide gender friendly environment for Pupils	improved attendance rate of Pupils		80	100	125	305	School grant	Headteacher and Co.
iii	Furniture	To repair broken desks	Attendance rate of Pupils improved		500	—	150	650	PTA/School grant	SMC/Head teacher
iv	Minor Repairs	Repair of window, doors, pillars	improved safe environment		50	100	120	270	PTA/ PUES	PTA and SMC
v	Girl-Child Education	Sensitization of the Parents on the schooling girls	attendance rate of girls is improved.		50	50	50	150	Donation	Girl child Co-ordinator
vi	Support to Needy Pupils	Provide Edu. Materials for the needy	To improved attendance rate		50	70	70	190	School grant	Headteacher and PTA
vii	Children without Meals	Sensitize Parents to give money to their children for food	To improve the quality of learning of Pupils		50	50	50	150	PTA/ PUES	PTA/SMC

訪問校の SPIP

パイロット事業の際には、住民参加が活発になった小学校の2～3年生を対象に週3時間（1時間/回）の補習授業が開始され、児童全員にドリルを配布した。ファシリテーターは教員とコミュニティーメンバーを半数ずつとし、研修による能力強化も行われた。補習授業の開始から10カ月後に実施されたアセスメントテストでは生徒の理解力が改善していることが判明した。特に3年生については、正答率6割以上の児童が4%から79%にまで改善している（下図参照）。こうした学びの危機への対応は、コロナ禍において一層必要とされており、退学リスクにある児童を削減していく上で、重要性が高まっている。

Encouraging results from Ghana pilot activity after 10-month intervention at 6 primary schools: P3 pupils



出典：JICA ガーナ専門家活動報告（(2015～2019年）

図 5-10 補習授業支援実施にかかるアセスメントテストの結果（小学校3年生）

COMPASS の PDM の抜粋は表 5-5 のとおりである。

表 5-5 みんなの学校 COMPASS：コミュニティ参加型学習改善支援プロジェクト

案件概要（事前評価表に基づく）	
上位目標	他州において、コミュニティと学校の協働を通じて初等レベルの子どもの学習成果の改善に資するモデルが普及される。
プロジェクト目標	対象州において、コミュニティと学校の協働を通じて初等レベルの子どもの学習成果の改善に資するモデルを普及展開する準備が整う。
成果	成果 1：住民参加を通じた学校運営モデルが改善される。 成果 2：初等算数の子どもの学習成果が改善される。 成果 3：郡と学校間の SMC モニタリングシステムが強化される。 成果 4：モデルの普及可能性向上のための改善サイクルが実施される。
ジェンダー分類	GI (S) ジェンダー活動統合案件：ジェンダー視点に立った学校運営を行うことをプロジェクトの方針として業務指示書に明記するとともに、対象コミュニティのジェンダー状況・ニーズについて調査・分析し、学校運営に係る議論へのコミュニティからの参加や学校運営委員の選出について、女性の参画を確保・促進する方針をとり工夫等を行う。

さらに、JICA は児童労働の削減・撤廃支援を含む、持続可能なカカオセクターの実現をめざすマルチセクターによるプラットフォーム「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を 2020 年 1 月に設立しており、最初の支援国としてカカオ生産が世界第 2 位であるガーナが選ばれている。同プラットフォームは、学界、産業界、政府、市民社会組織と協力して設立されている。ILO と協力して、児童労働問題に焦点を当てたビジネスと人権に関する理解を促進するための意識向上セミナーも開催している。2021 年 12 月には、JICA（ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ法・司法チーム）と本プラットフォームのメンバーでもある日本の NGO、ACE⁵⁷が共同発起人となって、カカオ産業における児童労働の撤廃をテーマとした分科会（児童労働分科会）を設置した。日本の主要なチョコレート関連企業等が参加して、日本からの取り組み強化を図っている。

⁵⁷ JICA 「ガーナ国カカオ・セクターを中心とした児童労働に係る情報収集・確認調査（2020-2022）」を実施

本調査では、ACE がガーナの NGO と共同で実施している独自活動の支援対象である 2 校とその行政組織を訪問した。訪問した ACE の活動州 (Ahafo) はガーナの中でも児童労働の割合が高い地域の 1 つである。支援対象校がある 2 つのコミュニティは、どちらも無電化村で安全な飲料水の確保が難しく、幹線道路から離れた交通の便も悪いところであった。周辺はカカオ農家の農場が多くあり、農繁期には他の地域から仕事を求めて移動する労働者 (成人) 及び家族がいる (家族と離れて子どもが労働者として移住するケースも報告されており、これには最悪の形態の児童労働に含まれ、人身取引に相当する)。このコミュニティには、ACE の支援によって、Ghana Child Labour Monitoring System (GCLMS) の政府のガイドラインに定められている CCPC が設立され、児童労働のモニタリングが行われている。CCPC のメンバーには SMC や PTA の代表者が含まれることとされている。コミュニティ全体に対して、児童労働の削減と就学促進の啓発を行っていることから、SMC は CCPC の目的と活動内容を十分に理解していた。本調査の SMC との面談には、CCPC のほとんどのメンバーと一緒に参加した。「子どもが親や親せきの農場の手伝いをするのは当然という風習があったが、ACE の活動を通じて、子どもが学校に行って学ぶ時間を作ることの大切さを理解するようになった」との声が聞かれた。実際、訪問した 2 つの学校では、COVID-19 の影響を受けながらも退学は一人もないとのことであった。SMC と CCPC が連携することによって、コミュニティでの児童労働削減・防止と就学・通学の促進効果が高まると期待される。また、CCPC のモニタリング活動を通じて、子どもの通学の阻害要因となる学校での課題の特定が進むことも ACE の活動を通じて確認されている。

近年の JICA の主な教育分野の支援案件は表 5-6 の通りである。

表 5-6 近年の主要な教育分野の支援案件

	案件/事業名	概要
1	みんなの学校：コミュニティ参加型学習改善支援プロジェクト (COMPASS)	技術協力プロジェクト (2020～2024 年)： 対象州：ボルタ、オチ、イースタン
2	初中等教員の資質向上・管理政策制度化支援プロジェクト	技術協力プロジェクト (2014～2018 年)： 対象地域：5 州各 1 郡、計 5 郡
3	教育分権化、教育政策に関するアドバイス	個別専門家派遣
4	基礎教育分野への協力隊派遣	JICA 海外協力隊

5-6 JICA の協力方向性・具体的な協力アプローチへの提言

STEPS の枠組みを簡易的にガーナに当てはめた本現地調査の結果を踏まえ、また、実現可能性に鑑みた短中期的な JICA の協力方向性を以下の通り提案する。

1. COMPASS への提案

まず、COMPASS で取り組んでいる初等教育の基礎学力の向上は、短中期的な JICA の協力方向性において優先的な開発目標であり、STEPS の共通アウトカムと適合性がある。学習支援を通じて退学の予防が期待されるが、現在は明示的な目標とはなっていない。そこで、退学予防に通じる明確な指標の 1 つとして、①「教師・学校による出席管理の継続と SMC への共有」を追加することを提案する。また、②「個人の能力・関心に寄り沿った教育の提供を行い、成績のモニタリングと補習を提供する」。これは、基礎学力の向上の支援過程で行われることではあるが、制度化を進めるとともに学校現場での実践・定着を目指す。学業成績のモニタリングに加えて、出席状況と授業での学びの様子や、主要教科以外の科目の資質・関心についての観察、同級生及び先生との関わり合いの様子や学校での活動の

様子や他者との関わりの様子等を観察し記録する。観察結果に基づいて、補習が必要と判断される場合には補習を提供する。現在のところ COMPASS では算数ドリルと算数の基礎学力テストを実施する計画であるが、他の教科の支援が必要な場合には、活動の追加や、学習支援を行っている他ドナーとの連携を検討する。学業以外の支援が必要な場合にはカウンセラーによるカウンセリングや、状況に応じては保護者との話し合いを行うなどの支援を行うことで、1人1人の児童に応じた学びの提供を目指す。さらに、COMPASS のもう一つの中心課題である民主的な SMC の設立による学校運営の強化という特徴を踏まえて、③「学校と SMC との連携による不就学者の特定（発見）」、④「特定した不就学者への就学相談、就学機会の提供」を活動に追加することを提案する。このような活動を追加することで副次的効果として、⑤「児童労働の防止」に貢献する可能性がある。

表 5-7 STEPS 共通アウトカムに向けた指標

指標	データ源とサブ指標
SDG4.1.1-(i)小学校 2～3 年生レベルの基本算数スキルの習得	(1) COMPASS のテスト結果 (2) 成績のモニタリング記録と補習受講の記録
SDG 4.1.2: 学年別・クラス別の就学生数	(1) 管理され関係者に共有された出席簿
SDG 4.1.4: 不就学の割合 (パイロット地域での不就学者数)	(1) SMC を含むコミュニティと共同作成した不就学者マップ (2) 発見した不就学者 (数) (3) 就学相談を行った不就学者 (数) (4) 就学の機会を提供した不就学者 (数) (5) 公教育に入学・編入し、在籍が定着した児童 (数)
SDG 8.7 児童労働の撲滅	(1) SMC を含むコミュニティと共同作成した不就学者マップ (2) 発見した不就学者の内、児童労働従事者 (数) (3) 就学相談を行った不就学者の内、児童労働従事者 (数) (4) 就学の機会を提供した不就学者の内、児童労働従事者 (数) (5) 公教育に入学・編入し、在籍が定着した児童の内、児童労働従事者 (数)

COMPASS は世銀 GALOP と SMC の設立という点で既に連携している。上記の活動や指標を追加することで、GALOP を通じた FCDO の Education Outcome Fund を活用した CBE との連携が可能となる。例えば、GALOP と支援エリア・学校が重なっている、あるいは隣接するような地域において、パイロット活動を実施し、CBE の Social Provider と連携した児童の出席・欠席状況の確認を実施する。退学した児童や特定された不就学者に対しては、CBE プログラムへの参加を促進する。そして、CBE プログラムを通じて 9 か月の母語による学習を行った後、再就学した児童のモニタリングを PTA、SMC、CCPC と連携して実施する。この連携によって、GALOP のアウトカム指標の達成に貢献するとともに、再就学後のフォローを行うことによって「再就学後の定着」に貢献することが可能となり、GALOP の新たな効果指標とも成り得る。

但し、以上の活動の追加を行う場合には、追加の予算措置が必要である。

主な活動案は次の通りである。

No	形態： 事業名	具体的な活動（案）	期間/投入
1	技プロ： COMPASS への追加	<ul style="list-style-type: none"> ・出席の確認と共有（関係者間の情報共有は whatsapp の活用を検討する） ・一人一人の成績のモニタリング ・モニタリングに基づく補習計画の作成と実施 ・コミュニティ協働による補習活動を通じた支援による成績の効果のモニタリング（必要に応じて、ノンフォーマル教育や職業訓練、インフォーマル教育プログラム等の他の学びの場の紹介） ・SMC を含むコミュニティとの共同による不就学マップの作成 ・SMC を含むコミュニティを中心に、就学を望む学びの場の関係者との協働による、特定した不就学者への就学相談、就学機会の提供（GALOP との連携を検討） ・CBE プログラム終了後の公教育入学・編入者の出席・成績モニタリング（再就学後の定着支援） ・SMC を含むコミュニティとの共同による不就学マップの作成を通じた児童労働の特定と防止、必要に応じた関係機関への通報 ・公教育に就学している児童生徒を対象とした学校での成績モニタリング等を通じた児童労働、過度の家事労働等の兆候の発見と児童労働の予防、及び見守り 	<p>期間：2022年から</p> <p>追加投入：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 成績モニタリングと補習計画・実施 2) 学校活動計画・実施、 3) 関連機関との協調・調整

2. （次期）児童労働防止技プロ等への提案

次に、児童労働削減・撤廃を主目的とする新規案件を提案したい。児童労働は不就学の一要因であり、児童労働しながら通学している子どもは退学のリスクを抱える子どもと考えられる。児童労働撤廃に向けた取り組みは、不就学の増加やリスクを防ぎ、すべての子どもの就学の実現に効果を発揮する。本提案案件の主な活動内容は、コミュニティレベルにおける児童労働者の特定、特定された子どもの児童労働からの解放、児童労働から解放された子どもへの就学相談、就学機会の提供、就学の継続である。これらの活動を実施するために、実施主体となる CCPC の設置と実施能力強化を行う。児童労働者の特定から就学支援までの一連のフローを実現する上では、SMC を含むコミュニティの関係者や、市・郡の教育や福祉に関わる行政機関との連携強化も必要となる。児童労働を削減、不就学を改善することで、すべての子どもの就学をコミュニティレベルで達成するモデルを確立し、郡や州レベルに普及させることを視野に入れる。特に不就学や児童労働に直面しやすい貧困等さまざまな事情を抱える家庭の子どもへの就学を可能とするための、郡行政機関による脆弱な家庭への福祉サービスや経済環境の改善支援なども重要であるため、MoE、MoELA 雇用労働関係省、MoGCSP など、関連する行政サービスの実施機関との連携の推進も活動とする。COMPASS 対象地域で実施される場合には、COMPASS で設立した SMC との連携が期待される。対象地域が異なる場合には、他ドナー等との連携が検討される。主な活動案は次の通りである。

No	形態： 事業名	具体的な活動（案）	期間/投入
2	技プロ：児童労働防止	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティレベルでの児童労働対応モデルの確立 ・コミュニティにおける CCPC 設置と能力強化 ・コミュニティにおける SMC の能力強化 ・CCPC と SMC を含むコミュニティとの共同による不就学マップの作成 ・特定した不就学者への就学相談、就学機会の提供（GALOP との連携を検討） ・CBE プログラム終了後の公教育入学・編入者の出席・成績モニタリング（再就学後の定着支援） ・就学年齢を過ぎた子どもへの職業訓練機会の提供、就業機会の確保支援 ・SMC を含むコミュニティとの共同による不就学マップの作成を通じた児童労働の特定と防止、必要に応じた関係機関への通報、福祉・経済支援サービスへの橋渡し ・学校での成績モニタリング等を通じた児童労働、過度の家事労働等の見守りと防止 	期間：2022 年から

3. 新規教育セクター案件、あるいは関連する他セクター案件への提案

最後の提案の目的は、子どもの権利条約、児童保護の観点から、すべての子どもに就学の機会を提供することを全 JICA 案件にメインストリームしていくことである。JICA の教育セクターでは、教育へのアクセス・質の高い教育の提供に取り組んできた。しかしながら、不就学児童生徒への就学機会の提供が進まない限り、すべての子どもに就学の機会を提供するという SDGs 4 に十分に貢献することは困難である。新規案件が教育セクター案件となる場合は、公教育からの退学予防を含む活動が中心となる。他セクターが主要アクターとなる場合には、すべての子どもの児童労働の撤廃・削減を目指し、就学機会の提供において教育省と十分な連携を図る。また、農林水産業、鉱業、商業等においては、児童労働のリスクが高いことから、これら産業に関わる案件では、児童労働リスクへの配慮が必要であり、MoE に加えて、MoELR や MoGCSP との連携も重要となる。

添付 5-1 面談先・訪問先リスト【ガーナ】

対象	インタビュー・訪問機関
政府機関 (中央)	<p>◆教育省：Division of Planning, Budget, Monitoring & Evaluation</p> <p>◆GES (Ghana Education Service)：5局</p> <ul style="list-style-type: none"> • Schools and Instructions Division, • Partnership and Affiliation Division, • Guidance and Counselling Division, • School Health Education Program Unit (SHEP), • Special Education Division <p>◆Complementary Education Agency</p> <p>◆Ministry of Employment and Labour Relations (MELR)</p> <p>◆Ministry of Gender, Children, and Social Protection</p>
政府機関 (地方)	<p>1. Ahafo Region (Asunafo South 郡：ACE/CRADA 支援郡)</p> <p>2. Eastern Region(Upper Manya Krobo 郡、Lower Manya Krobo 市：COMPASS 支援州)</p> <p>◆市・郡 GES (3市・郡)</p> <p>◆市・郡議会事務局 社会保障局 (3市・郡)</p> <p>◆郡議会事務局 ノンフォーマル教育局 (Upper Manya Krobo のみ)</p>
学校・ SMC, PTA, CCPC	<p>◆Asunafo South 郡 (農村部 2 小学校：ACE/CRADA 支援校)</p> <p>◆Upper Manya Krobo 郡 (農村部 1 小学校：みんなの学校パイロット校)</p> <p>◆Lower Manya Krobo 市 (都市部 1 小学校&農村部 1 小学校：COMPASS 支援市内)</p>
ドナー	世銀、ILO、FCDO (DFID)、UNICEF

添付 5-2 主な参考資料リスト【ガーナ】

Government	
	Education Strategic Plan 2018-2030 Ministry of Education
	Education Sector Medium – Term development Plan 2018-2021
	Education Sector Performance Report 2018 Ministry of Education
	Education Statistics; Tracking progress in Ghana’s basic level education, across the districts, 2010-2016 Ghana Statistics Service/WB
	Survey Finding Report, Ghana Multiple Indicator Cluster Survey 2017/18 (UNICEF, WB, UNDP, KOICA, USAID)
	Ghana Poverty Mapping Report, Ghana Statistical Service, 2015
	Calculated from the backlog in those regions that are over the national average 2015 Ghana Statistical Service
	List of Approved Books for Pre-Tertiary Institutions based on the Standards based Curriculum, Jan 2020 -Feb 2021, National Council for Curriculum and Assessment
	Mathematics Curriculum for Primary Schools (Basic 1-3), 2019, Ministry of Education
	Mathematics Curriculum for Primary Schools (Basic 4-6), 2019, Ministry of Education
	Ghana Education Fact Sheets 2020: Analysis for learning and equity using MICS data Statistical Service, Ministry of Education, USAID, KOICA, GPE, and WB
	National Plan of Action Phase II for the Elimination of the Worst Forms of Child Labour in Ghana 2017-2021 (NP2)
	Strategy on Anti-Child Labour and Trafficking in Fisheries (2016)
	Inclusive Education Policy (2015)
	For Practice of Inclusive Education in Ghana 2015 Ministry of Education
	National Early Learning and development Standards (ELDS) for Children in Kindergarten 1 and 2, 2016 Ghana Education Service
	Ghana Living Standards Survey Round 6 (GLSS 6), Child Labour Report 2014 Ghana Statistical Service (WB, ILO, UNDP, UNICEF, DFID)
	Establishing Child Labour Free Zoon (CLFZs) in Ghana, Protocols and Guidelines (2020) Ministry of Labour
	Ghana Child Labour Monitoring System (GCLMS) (2010) Ministry of Labour
	CLCCG Annual Report 2018 Government of Ghana, USDOL, International Chocolate and Cocoa Industry
	Multi-Dimensional Child Poverty in Ghana 2020 National Development Planning Commission
	School Feeding Programme Ministry of Gender, Children, and Social Protection
	Population & Housing Census 2010, District Analytical Report, Upper Manya Krobo District
World Bank	
	Ghana Accountability for Learning Outcomes Project (2019-2024)
	Ghana-Accountability-for-Learning-Outcomes-Project-Additional-Financing (2020-2025)
	Ghana Secondary Education Improvement Project (2014-2021)
	Ghana COVID-19 Emergency Preparedness And Response Project (2020)
	Improved Feeding Practices for first 1,000 Days (P159735) (2020-2023)
	Rethinking School Feeding, Social Safety Nets, Child Development. And the Education Sector, 2009
GPE	
	COVID-19 Response (2020-2021)

	Ghana Accountability for Learning Outcomes Project (2020-2025)
UNICEF	
	Impacts of COVID-19 on Children's Learning and Development in Ghana, 2020
	Final Report: Operational Research on Use of Mobile School Report CARD (mSRC) as a Management Tool 2018
	UNICEF/WB/UNDP/KOICA/USAID, Survey Findings Report, Ghana Multiple Indicator Cluster Survey 2017/18
ILO	
	Home-based work and homework in Ghana 2021
	Good practices and lessons learned on the elimination of child labour in Ghana, ECOWAS projects' experiences (2016)
	Towards Child Labor Free Cocoa Growing Communities (2010-2015)
	Good practices and lessons learned on the elimination of child labour in Ghana, ECOWAS projects' experience, 2015
	Analytical Study on Child Labour in Volta Lake fishing in Ghana (2013)
DFID and USAID	
	Complementary Basic Education (CBE) Programme (DFID and USAID)
	Understanding Complementary Basic Education in Ghana, Final Impact Evaluation, 2018
	Ghana Case Study Summary Report, Education of Sustained Outcomes 2017 (USAID)
USDOL	
	Mate Masie – Making Advances to Eliminate Child Labor in More Areas with Sustainable Integrated Efforts (2020-2024)
	Combating Forced Labor and Labor Trafficking of Adults and Children in Ghana and Cote d'Ivoire (2017-2021)
	Towards Child Labor Free Cocoa Growing Communities (2010-2015)
Others	
	University of Cape Coast, Ghana , Case Study on Girls who have dropped out of school due to pregnancy and factors facilitating and /or preventing their re-entry into school after delivery, A research report (2017)
	Trade and Finance Initiative, Child Labor Laws and Policies in Ghana with specific emphasis on the Cocoa Sector (2020)
	Action of Children's Harmful work in African Agriculture, Children's harmful work in Ghana's Lake Volta Fisheries: research needed to move beyond discussion of child trafficking, working paper 5 (2020)
	Internal Justice Mission, Child Trafficking into Forced Labor on Lake Volta, Ghana, A mixed-methods assessment (2016)

添付 5-3 子どもの保護にかかるセクター横断業務手順書（ガーナ政府）

◆ OOSC および OOSC リスクを抱える子どもたち（児童労働を含む）の特定方法と対応策

子どもの保護にかかるセクター横断業務手順書（Inter-Sectoral Standard Operating Procedures for Child Protection and Family Welfare: Guidelines, Tools and Forms for Casework and Management）の、リスクと脆弱性マトリックス（Risk and Vulnerability Matrix）を参考に以下を整理。

学校は、子どもの保護に関するリスク（暴力、虐待、搾取など）を初期段階で感知し、子どものウェルビーイングを守る上での重要な役割を果たす。そのため、教育セクターは子どもの保護における最も重要なセクターのひとつといえる。特に、学校運営にかかる行政サービスを主管するガーナ教育サービス（GES）の役割や責任は重要で、中でも、女子教育局（Girls' Education Unit）と、ガイダンス・カウンセリング局（Guidance and Counseling Unit）が主要な役割を担っている。

子どもの保護に関するリスクは、主に3つのレベルに分類され、レベルに応じて適切な行政機関が必要な対応を行う。特に、最もリスクの高い「レベル1：高リスク」事案においては、緊急性に応じて、警察や医療機関、社会福祉担当官や保健担当官などが対応する。

また、比較的低リスクの事例に対する対応や解決においては、コミュニティにおける伝統的首長（Queen Mother や長老会を含む）も、コミュニティにおける重要な役割を果たす。その他の行政機関や、市民社会組織が連携して、リスクに脆弱な子どもや家庭への支援を行うことも需要である。

◆ 子どもの保護に関するリスクレベルの分類

リスクレベル	レベル1： 高リスク	レベル2： 中リスク	レベル3： 低リスク	レベル4： リスクが低減し、 ニーズが充足（ウ ェルビーイングが 維持された状態）
定義	子どもの命やウェルビーイングが危機や脅威にさらされている、および／または、安全と健康に関する危機的なリスクやニーズがある場合。	深刻な状況ではあるが、家や現在滞在している場所に1週間留まっても、著しい危害や現状の悪化が予測されない場合。	子どもにとっての基本的な安全や健康のニーズが最低限満たされており、1か月の間にその状況が大きく変わらないことが見込まれる場合。	必要な対策が取られることでリスクを低減し、短期的または長期的にニーズが充足された状態。
報告期限	即時	48時間以内	1週間以内	-
対応期限	24時間以内	1週間以内	1か月以内	-

出典：Inter-Sectoral Standard Operating Procedures for Child Protection and Family Welfare: Guidelines, Tools and Forms for Casework and Management、34 ページを元に作成。

◆ リスクレベル毎のリスクとその特定方法、特定に関わる関係者

リスク レベル 関係者	レベル1： 高リスク (即時の報告、24 時間以内の対応が必要)	レベル2： 中リスク (48時間以内の報告と、1週間以内の 対応が必要)	レベル3： 低リスク (1週間以内の報告 と、1か月以内の対応 が必要)	レベル4： リスクが低減 し、ニーズが 充足(ウェル ビーイングが 維持された状態)
Girls Education Officer (GEOs)、 Guidance and Counselling Officer (GEOs)、 学校関係者 (校長、教 員)、 SMC/PTA メ ンバー	●	(児童労働との関連) ● 児童労働によって子どもが 学校を退学する (暴力・虐待との 関連) ● 学校内における 体罰 (caning は法 律で禁止) ● 学校やコミュニ ティにおける、性的・ジェ ンダー的に 不適切なから かいや言動 ● 地域のギャ ング、不良少年 グループによる子どもの就 学への悪影響	(児童労働との関連) ● 子どもが学校に 毎日出席してい ない ● 子どもが学校に 時間通りに来な い ● 子どもが学校に 来ていても疲れ ていて勉強に集 中できない ● 学校にいる時の 子どもの表情や 健康状態がよく ない (脆弱で社会保護が必要 な家庭との関連) ● 子どもの入学が (適正な入学年 齢より)遅れる ● 子どもが学校に 通っていない (暴力・虐待との関 連) ● 親や保護者から 否定的な扱いを 受け、気持ちの 落ち込みや行動 の異変が見られ る。	● 子どもが 適正な年 齢で入学 している ● 子どもが 定期的に 通学する ● 子どもが 2学期続 けて通学 し、3学 期目も継 続してい る ● 子どもが 基礎教育 を修了す る
Social Welfare and Community Development Officer、 Labour Officer、 CCPC メンバ ー、 コミュニテイ リーダー	(児童労働との関連) ● 子どもの命や 健康を直接の 危機にさら す、最悪の形 態の児童労働 (WFCL) ● 暴力や性的搾 取を含む、す べての WFCL や子どもの人 身取引	(児童労働との関連) ● 学校の授業時 間に子どもが 路上をうろつ いている	(児童労働との関連) ● 親が子どもを脅 して働かせてい る ● 学校の授業時間 に市場で子ども を見かける	● 子どもが 職業訓練 校の卒業 証書を取 得し、法 律に準拠 した安全 で生活を 支えるに 足る仕事 に就いて いる
Community Health Workers (CHWs)、 Social Welfare and Community	(家庭内暴力・虐待 との関連) ● 親または保護 者による過度 なしつけや体 罰 (脆弱で社会保護が	(脆弱で社会保護 が必要な家庭との 関連) ● 健康保険なし に母親が妊娠 期間を過ごす ● 5歳未満の子	(脆弱で社会保護が必要 な家庭との関連) ● 出生証明書を持 っていない ● 国民健康保険証 (NHIS) を持つ ていない	● 家族全員 が出生証 明書を保 持してい る ● 家族全員 が有効な

リスク レベル 関係者	レベル1： 高リスク (即時の報告、24 時間以内の対応が必要)	レベル2： 中リスク (48時間以内の報 告と、1週間以内の 対応が必要)	レベル3： 低リスク (1週間以内の報告 と、1か月以内の対応 が必要)	レベル4： リスクが低減 し、ニーズが 充足(ウェル ビーイングが 維持された状 態)
Development Officers (SWCDOs)、 CCPCメンバ ー、 コミュニテイ リーダー (伝統的首 長、Assembly members、 Unit committee members)	必要な家庭との関 連) ● 深刻な病気や ケガ、身体的 また性的な虐 待やネグレク トにより子ども の命が危機 にさらされて いる ● 親や保護者に よるネグレク トにより、5歳 未満の子ども が家に一人で 放置され、事 故や虐待のリ スクにさらさ れている	子どもが栄養不 良とみなされ る ● 親や保護者に よるネグレク トにより、6～ 10歳の子ども が家に一人で 放置され、事 故や虐待のリ スクにさらさ れる。また は、11歳以上 の子どもが長 期間、一人で 家に放置され ている	● 妊娠初期で健康 であるが、定期 検診を受けてい ない ● 子どもの定期健 康診断を受けて おらず、母子健 康手帳がない ● 子どもや家族の ウェルビーイン グを支えられる 心身健康で働け る成人の家族構 成員がいない	国民健康 保険証を 保持し、 すべての 健診サー ビスを定 期的に受 けている ● 親や保護 者が家に いて ● 子どもが 安全な環 境で、健 康に生活 してい る。すべ ての子ど もが学校 に通って いる

出典：Inter-Sectoral Standard Operating Procedures for Child Protection and Family Welfare: Guidelines, Tools and Forms for Casework and Management、第6章(40 - 142 ページ)を元に作成。

◆ リスクへの対応方法

リスクカテ ゴリー	レベル1： 高リスク (即時の報告、24時間以内 の対応が必要)	レベル2： 中リスク (48時間以内の報告と、1 週間以内の対応が必要)	レベル3： 低リスク (1週間以内の報告と、1 か月以内の対応が必要)
児童労働お よび子ども の人身取引 との関連	● 法執行機関による介入 (DOVVSU、警察、 ガーナ入国管理サービ ス、人身取引局) ● DSW/DSWDのコーデ ィネーションによる、 子どものレスキューか ら総合的支援(医療、 カウンセリング一時保 護など必要に応じて) ● WFCL事例における、 児童労働担当官による 雇用主への対応 ● 学校でのインクルーシ ブ教育への対応、計画 ● 子どもの家族やコミュニ ティへの再統合とそ のモニタリングにおけ る、村の伝統的首長に よる協力、支援	● 学校関係者および、女 子教育担当官 (GEOs)がガイダン ス・カウンセリング担 当官(GCOs)がリス クを特定し、 DSW/DSWD、コミュニ ティのリーダー(村 の伝統的首長ほか)に 支援を要請する。 ● 複雑なケースの場合 は、保健関係者や法執 行機関とも連携し、 DSW/DSWDに対応を 依頼する。	● 学校のGEOs、 GCOs、事務局がケー スへの対応を主導す る。 ● 状況に応じて、 DSW/DSWD、コミュニ ティのリーダー (村の伝統的首長ほ か)に支援を要請す る。 ● 複雑なケースの場合 は、保健や法執行機 関と連携し、 DSW/DSWDに対応を 依頼する。

<p>家庭内暴力、ジェンダーによる暴力との関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● DOVVSUによる介入とアセスメント ● 病院での緊急医療対応 ● 施設における保護、教育、保健など、マルチセクターチーム（MDT）によるニーズへの緊急対応 ● 医療機関および学校での継続的な心理社会的なサポートやカウンセリング 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校および学校カウンセラーによる報告と、必要に応じたDOVVSU、DSW/DSWDへの連絡 ● 学校が対応しない場合は、DOVVSU、DSW/DSWDへ連絡 ● DOVVSUまたはDSWDが初期調査を実施し、DSW/DSWDがケース管理を引き継ぐ。MDTや伝統的首長と連携しながら、教育、保健、心理社会的サポートを提供し、仲介、モニタリングを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● DSW/DSWDまたは、伝統的首長もしくははその他コミュニティのリーダーに報告。アドバイスや仲介、モニタリングを行う。 ● DSW/DSWDに定期的に報告し、必要な対応について調整する。
<p>脆弱で社会保護が必要な家庭との関連</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 深刻な生命危機状況においては即時に病院に搬送する ● すべてのネグレクト、暴力、虐待のケースは、DSW/DSWDが対応する。証拠のない医療ケースは、保健セクターが対応する。 ● （上記セクション同様） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健セクターによる、母親と子どもの健康状態の保護（必要に応じて、コミュニティ輸送システムやコミュニティ保健マネジメントチームとの連携、コミュニティによる支援から、郡保健センターや病院との連携） 	<ul style="list-style-type: none"> ● GEOs, GCOs、PTAメンバーを含む、学校関係者が、子どもの欠席や不就学の問題に対応する ● NGOなどによる職業訓練等を通じて、生計手段を改善する

出典：Inter-Sectoral Standard Operating Procedures for Child Protection and Family Welfare: Guidelines, Tools and Forms for Casework and Management、第6章（40-142ページ）を元に作成。

第6章 ヨルダン

6-1 現地調査概観

ヨルダンの現地調査は、対面調査と遠隔調査の組合せで行われた。対面調査は、2021年10月22日~11月6日に実施された。現地調査の前後には、JICA関係者（本部・事務所職員、専門員、専門家）と数回にわたり面談や意見交換が行われた。

ヨルダンにおいて JICA はこの 10 年程は基礎教育に関する支援を行っていなかったが、事前調査の段階で、就学支援に関する技プロを予定していることが明らかになった。本調査では、JICA との協議を踏まえ、同技プロを円滑に開始するために、JICA が実施した基礎調査を踏まえた、追加調査を中心に実施した。具体的には、不就学者の中でも学校からの退学の危険がある児童を対象にその抑止を目的として、(1) 初等教育 (1~6 年生) を対象とした学びのロスへの対応、(2) 学校でのカウンセリング、(3) 課外外活動、を中心に調査を実施した。不就学者支援で重要となる、学校運営 (SBM) やノンフォーマル教育 (NFE) プログラムの状況、児童保護に関する連携状況についても調査を行った。

学校訪問は、アンマン (1 校)、イルビット県 (2 郡、計 3 校)、カラク県 (2 校) の 3 地域で実施した (表 6-1)。アンマンは、JICA の新規技プロの最初の支援対象地となる予定である。イルビット県は、ヨルダン北部のシリア国境地域でありシリア難民が多く居住する。カラク県はアンマンの南方に位置し、ベドウィン族の生活圏もありヨルダン固有の社会課題を内包している。

表 6-1 訪問した 6 校の概要

県	Filed Directorate	学校	特徴
Amman	Marka	1 Prince Hassan Mixed School	アンマン中心部のマンモス校。午前 (主にヨルダン人、1,600 人) と午後 (混合、1,100 人) の二部制。KG から G10。一部の校舎は USAID の支援で建設。以前から障害者を受け入れ。教育省からインクルーシブ教育のパイロット校に指定されて以降は入学・編入希望者が増加。教育省からの追加支援は無く、200 人の障害のある児童生徒に対し教師は 1 名しか配置されていない。カウンセラーは 1 名。退学は増加している。8~10%の児童・生徒は家に機器がなく、オンライン授業が受けられない。PTC (<u>Parents and Teachers Council</u>) がある。
Irbid	Irbid	2 Abi Bakr AlSiddiq Basic Boys' School	イルビッドの中心部の男子校。生徒数 960 人。午前・午後の二部制。G1~11。一クラス当たりの生徒数が増加傾向にある。PTC がある。
		3 Alqadeseh Girls' School	イルビッド中心部の女子校。生徒数は約 250 人でほとんどがシリア人。2020 年の退学 19 人。母親が経済的理由から退学相談に学校を訪れ、校長が私財を投じて就学の継続を説得した事例をヒアリングした。
	Bani Obeid	4 Al-Khansaa Primary Mixed School	郊外の女子校。午前 (ヨルダン人、約 1,000 人)、午後 (シリア人中心、880 人) の二部制。KG ~G10。コロナ禍までは KG~G3 までは給食が提供

			されていた。退学は増加しており、以前は全校で年間 3~4 人だったが現在は 20~25 人に。
Karak		5 Hai Mashoor Primary Mixed School	カラク中心部の女子校。生徒数約 350 人。KG~G10。一部の地域はベドウィン族が居住している。2020 年の退学は 20 人以上。大半はベドウィン族の子どもでこの点はコロナ前から変化はない。学びのロスは低学年でより深刻。
		6 Al-rabh west Primary Mixed & Secondary School	カラク郊外の女子校。生徒数 540 人。KG~G12。一部地域はベドウィン族の居住地。非定住して移動している場合、学びの継続は難しい。ノンフォーマル教育センターとして教室を貸している

6-2 基礎教育における政策と現状～不就学者（児童労働を含む）に着目して～

本調査の不就学者、児童労働、退学の定義は第 1 章を参照されたい。

(1) COVID-19 下の教育サービスの現状

ヨルダンの教育行政は、中央レベルでは教育省（Ministry of Education）が、地方レベルでは、教育省傘下に 42 の Directorate（フィールド事務所）が設置されている。Directorate は教育省独自の行政区であり、内務省（Ministry of Interior）の行政区（Governorate）とは異なる。Directorate の所長は Field Director（FD）と呼ばれ、アンマン県には最も多い 9 つの Directorate がある。

学制は、就学前教育（幼稚園）2 年、基礎教育（初等教育と前期中等教育に該当）10 年、後期中等教育 2 年である。基礎教育の 10 年が義務教育である。学期は、9 月開始の 2 学期制（1 学期：9~1 月、2 学期：2~6 月）である。

COVID-19 の感染拡大に伴い、2020 年 3 月から 2021 年 9 月までの約 1 年半、公立学校が閉鎖され、オンライン教育に移行された。対面教育が再開されたのは 2021 年 9 月であり、本調査が行われた 10~11 月は、対面教育再開後の課題が次第に明らかになっている状況であった。

学校閉鎖中は、教育省によって遠隔での授業が試みられた。閉鎖直後の 2020 年 4 月には、FD より各学校に対し、SNS の WhatsApp を使用して教師と児童生徒を繋ぐグループを作るように指示があった。しかし SNS を通じた授業には、やり取りできる情報に限りがあることから、本格的な遠隔ラーニングのプラットフォーム（DARSAK）が作られた⁵⁸。当初、DARSAK は児童生徒と双方向のやり取りを行う仕組みが用意されておらず、受講が必須とされていなかったこともあり、受講者は限られていた。また、受講にはインターネット接続やタブレット等の機器を必要とするため、貧困層を中心に、受講したくても出来ない層がいることが次第に明らかになってきた。



学校に配付されたタブレット。図書室に設置され、教師が使用している

⁵⁸ 教育省の DARSAK の web, <https://darsak.gov.jo/>

2020年の緊急調査⁵⁹の回答を見ると、DARSAKに何らかの形でアクセス可能なのは54%であった。回答者の23%は自宅でインターネットに接続できなかった。教師側にもICTリテラシーが不足しており、双方が問題を抱えることになった。こうした現状を踏まえ、教育セクターを支援する開発パートナーが教育省と協力して、DARSAKの改良が行われてきた。2020年9月の新学期からは、UNICEF等複数の協力機関が担当学年を分ける形で支援が継続されている⁶⁰。

2011年からのシリア難民の受け入れにより、ヨルダン人を含む子どもたちの教育へのアクセスが大きな課題となってきた。学校と教員の不足は深刻であり、COVID-19以前から、午前午後の二部制をとる学校が多くあった。COVID-19の感染拡大から、一クラスの児童生徒数に上限を設けており、学校再開後も週2~3日は登校し、残りの日は在宅で学習するブレンド教育(blended education)が継続されている。学校再開後に合わせ、全児童生徒を1学年自動的に昇級させているが、1年半の閉鎖による遅れを取り戻すためにはさらなる取り組みが必要と認識されている。現在、二部制やブレンド教育が必要な学校においては、主要4教科(アラビア語、英語、数学、科学)の中心部分だけを教えるようにとの指令が教育省から出されている。さらに、これまで通常授業について来られた児童生徒に学習の遅れがあるかについて全国的なアセスメントを実施予定である。学習の遅れが認められた場合には、学習の遅れによる退学や不就学を予防するための対策が必要となる。教育省を中心に補習の必要性などについて対応策が検討されている。

(2) 不就学の状況と要因

教育省とUNICEFが2020年に発表した報告書によれば、2013/14年と比較し、2017/18年には不就学者が増加していることが確認できる。理由としては、ヨルダンに住む就学年齢の子どもの増加に加え、シリア難民の不就学者の増加が挙げられている⁶¹。2017/18年の不就学者に占めるヨルダン国籍の児童は39,838人(2.9%)であるのに対し、シリア国籍の児童は50,642人(32.5%)と大きな違いがある⁶²(表6-2)。

表6-2 ヨルダンにおける不就学者数・割合(国籍別)

	Out of school (%)			Number of out of school		
	Male	Female	Total	Male	Female	Total
Syrian (Grades 1-6, age 6-11)	19.8%	19.6%	19.7%	12,440	11,692	24,132
Syrian (Grades 7-10, age 12-15)	45.3%	40.9%	43.2%	14,230	12,280	26,510
Syrian (Grades 1-10, age 6-15)	32.5%	30.5%	31.4%	26,670	23,972	50,642
Jordanian (Grades 1-6, age 6-11)	1.6%	2.3%	1.9%	7,948	10,984	18,932
Jordanian (Grades 7-10, age 12-15)	4.1%	3.6%	3.8%	11,344	9,562	20,906
Jordanian (Grades 1-10, age 6-15)	2.8%	2.9%	2.9%	19,292	20,546	39,838
Other nationalities (Grades 1-6, age 6-11)	18.9%	16.0%	17.5%	6,662	5,035	11,697
Other nationalities (Grades 7-10, age 12-15)	30.1%	21.8%	26.2%	5,966	3,873	9,839
Other nationalities (Grades 1-10, age 6-15)	24.5%	18.9%	21.9%	12,628	8,908	21,536
Total	6.0%	6.3%	6.2%	58,590	53,426	112,016

Source: own calculation based on EMIS 2017/18 and DOS population data.

出典: MoE and UNICEF, Jordan Country Report on Out-of-school Children, Middle East and North Africa Out-of-school children Initiative, Dec. 2020

⁵⁹ UNICEF, UNHCR, WFP, Multi-Sector Rapid Needs Assessment COVID-19, 2020

⁶⁰ UNICEFの"Learning Bridges", G4-9までを支援。https://www.unicef.org/jordan/education/learning-bridges

⁶¹ MoE and UNICEF, Jordan Country Report on Out-of-school Children, Middle East and North Africa Out-of-school children Initiative, Dec. 2020

⁶² 同上

また、UNESCO/UNICEFの5つのDimensionによる不就学者の分析によると、不就学にはなっていないが退学の危険にある児童生徒の割合は、シリア国籍の子どもが最も高く、ヨルダン国籍の子どもの割合の10倍となっている（表6-3）。

表6-3 ヨルダンにおける退学の危険にある子どもの数・割合（国籍別）

Nationality	Children of primary school age (age 6-11) who are at risk of dropping out of school.				Children of lower secondary school age (age 12-15) who are at risk of dropping out of school.			
	Boys	Girls	Total	GPI ratio	Boys	Girls	Total	GPI ratio
Jordanian	0.99%	0.77%	0.88%	1.286	2.93%	2.53%	2.73%	1.160
Syrian	11.27%	10.83%	11.09%	1.041	4.25%	4.38%	4.31%	0.970
Other nationalities	0.78%	0.61%	0.70%	1.279	1.34%	0.85%	1.11%	1.574
Total	2.06%	1.81%	1.94%	1.138	2.96%	2.61%	2.79%	1.135

Source: own calculation based on EMIS 2017/18 and DOS population data. GPI=boys%/girls%.

出典：表6-2と同じ

以上のような状況に鑑み、ヨルダンではシリア難民の児童生徒を対象とする不就学を予防する教育プログラムが2010年前半から実施されてきた。しかしながら、COVID-19による学びのロスやヨルダン国籍の児童生徒にも及んでいるという認識から、同プログラム対象者が拡大されている。その内容については後節で述べる。

本報告書第1章、表1-2で記載した一般的な不就学の要因の中で、ヨルダンの調査から得られた項目は次のとおりである（表6-4）。

表6-4 ヨルダンの不就学の要因と具体的な状況

領域・要素	具体的な状況例
<i>Demand-side</i>	
貧困	<ul style="list-style-type: none"> ・学校までの交通費が負担になる ・給食を提供しない学校がある ・遠隔授業に必要な機器がない、インターネットに接続できない ・家計を助けるため労働（児童労働含む）する子どもがいる ・コロナ禍による経済的困窮から、不就学が増加する可能性がある
社会・文化的規範・価値（移動を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育に対する関心が低い ・教育への投資価値を見出さない（教育費用と労働収入を比較） ・ベドウィンが住む地域（Karak）では、家族の移動・移住がある ・農家の子どもは家の手伝いをすべき（オリーブの収穫時期など） ・女子の早婚を許容する
家庭の事情（移動を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・親の離婚や家庭内暴力 ・教育・子どもに対する保護者の関心が低い
健康、障害	<ul style="list-style-type: none"> ・病気等による長期休学、 ・障害による就学・通学の困難
子どもの関心（児童）労働	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが勉強に関心がない ・不就学の子どもの労働をしているケースがみられる ・農繁期等で家事の手伝いが多くなる時期は学校に行かない ・コロナ禍の学校閉鎖中に労働を始めた子どもがいる。一度就労すると、辞めにくい

	・コロナ禍で労働する子どもの数は増加している可能性がある
<i>Supply-side</i>	
憲法、教育法、 子どもの権利法 関連政策	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約を批准・加入し、法律が制定されているものの、セクター横断的なモニタリング体制が構築されていない/体制はあるが機能していない ・シリア難民の出生登録率の低さ
学習環境 (質-アクセ ス： ソフト面)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍による学びのロスの拡大、家庭での学習機会の増大 ・通学と家庭学習が混在するブレンド教育の進め方が確立せず、試行錯誤が続いている（ブレンド教育を上手く実施できるように教師のICT研修を促進する） ・試験重視、成績重視の教育が行われている ・アラビア数字に慣れるために、アラビア語の数字表記ではなく、アラビア数字を使った算数の授業を3年生から開始するようになってきている ・二部制やブレンド教育が行われている学校では、主要4教科を重点に授業が行われ、その他の教科は教えられていない ・政府による全校対象の給食プログラムはない。教育省が貧困マップを参照して、提供校を決めているが、子どもの経済状況に応じた支援はない ・シリア難民の受け入れによる教師の不足 ・シリア難民だけが通う学校では、契約教師が授業を行っている。同様に、二部制等でも、シリア難民だけのクラスがある場合には、契約教師が授業を担当するケースが多い、 ・特別なニーズのある児童に対応できる教師の不足
学習環境 (アクセス： インフラ面)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が遠い、通学路の安全が不安 ・シリア難民受け入れによる学校・教室の不足 ・ベドウィン族のような移動、移住する子どものための移動学校の不足 ・特別なニーズのある児童に対応した学校施設の不足
外部要因	・周辺国の紛争等による難民の増加

出典：ヨルダン調査をもとに調査団作成

児童労働について、ヨルダンの労働法では、16歳未満の子どもの労働（73条）と、18歳未満の子どもの危険な労働（74条）を禁じている。しかしながら、2016年にILOの支援のもと実施された児童労働に関する調査⁶³では、ヨルダン国籍の子ども（5~17歳）の内1.6%（約5万5,000人）、シリア国籍の子どもの内3.0%（約1万人）が児童労働に従事していることが判明している。さらに、2020年6月には、COVID-19の影響から児童労働の数は7万人に増加し、内4万5,000人は危険な労働に従事しているとの報告がされている⁶⁴。また、ヨルダン労働省（Ministry of Labour）は、2022年に児童労働に関する詳細な調査を計画している⁶⁵。

児童労働の撤廃を目指すマルチセクトラルな国家フレーム（National Committee on Child Labour）は設置されており、労働省、社会開発省（Ministry of Social Development: MoSD）とともに教育省も主要メンバーとなっている⁶⁶。

⁶³ Centre for Strategic Studies (CSS) of the University of Jordan, ILO, Ministry of Labour and Department of Statistics, Jordan National Child Labour Survey 2016, 2017

⁶⁴ UNHCR, Social-Economic Framework for COVID-19 Response, July 2020

⁶⁵ 労働省からのヒアリングによる。資金提供をしてくれる協力機関を探しているとのことであった

⁶⁶ National Framework to Combat Child Labour (NFCC). 2018年に更新されている

(3) 退学／不就学防止に関する政策

子どもの権利：ヨルダンでは、1991年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）UN CRC」に批准している。国内では、2011年に子どもの保護に関連する項目が憲法に変わり、子ども、障害者等の虐待・搾取からの保護が規定された⁶⁷。これを受け、2013年には、国家家族問題評議会⁶⁸ (National Council for Family Affairs: NCFA)傘下に、児童保護を担当する省庁間の手続き規定が作成されている。しかしながら、Children's Right Lawはまだ草案に留まっている⁶⁹。

政府の不就学に関する計画と課題認識：ヨルダンは、国家教育戦略計画 2018-2022 (Education Strategic Plan: ESP)において、国家人材育成戦略⁷⁰に沿った質の高い教育を提供し、難民を含むすべてのヨルダンの子どもが等しく質の高い教育にアクセスする機会の確保を目指している。国家人材育成戦略では、基礎教育の不就学支援において教育省が2003年から実施している24か月のNFEが成果を挙げていると評価している。同時に、10万人を超える不就学児童生徒がいること、学校に通学していても2週間の間に少なくとも1日は授業を抜けている児童生徒の数が多きことを大きな課題と認識している。

行政組織：ヨルダンは中央政府の権限が強い。自治省による行政区 (Governorate) は全国に12あり、その下に合計52の州がある。Governorateの首長は中央からの任命であり、公選制の議会は設置されておらず、自治体という位置づけにない。教育セクターにおいては、中央の教育省の下に、フィールドオフィスに該当する42のDirectorateがあるが、内務省のGovernorateや州に符合する管轄区はない。

教育予算：政府の教育予算とドナー資金を合わせて教育省が予算配分を決定し、教育省からDirectorateに配分され、各Directorateから管轄の学校に配分される。教師の給料は教育省から直接支給されている。

教育省の予算は、經常予算、投資予算ともに増加傾向にある⁷¹。予算の内、約8割は基礎教育予算であり、次いで後期中等教育予算が約15%、技術学校予算が約2%、残り、特別教育、幼児教育、ノンフォーマル・インフォーマル教育が賄われている⁷²。2021年のドナー資金で最も多いのはEUの財政支援(2016年から。現在フェーズ3)であり、教員給与に支弁されている⁷³。次に多いのがドイツ(KfW)であり、special accountとしてシリア難



出典：教育省内の廊下に提示されている
教育省の42 Directorates

⁶⁷ https://www.constituteproject.org/constitution/Jordan_2011.pdf

⁶⁸ ヨルダン王立の組織であり、家族・子ども問題の政策策定機関である。教育を含む子どもの権利や児童労働撤廃について関係省庁への権限をもつ

⁶⁹ 2021年11月のNCFA (National Council for Family Affairs) と社会保障省のヒアリング、
<https://www.jordantimes.com/news/local/workshop-seeks-mobilise-support-draft-law-childrens-rights>

⁷⁰ Education for Prosperity: Delivering Results, A national Strategy for Human Resource Development 2016-2025

⁷¹ 教育省計画局予算課からのヒアリングによる

⁷² 以上までが教育省計画局予算課からのヒアリングによる

⁷³ EUとドイツのドナー資金については、教育省のドナー協調窓口である、開発調整局 (Development Coordination Unit: DCU) からのヒアリングによる

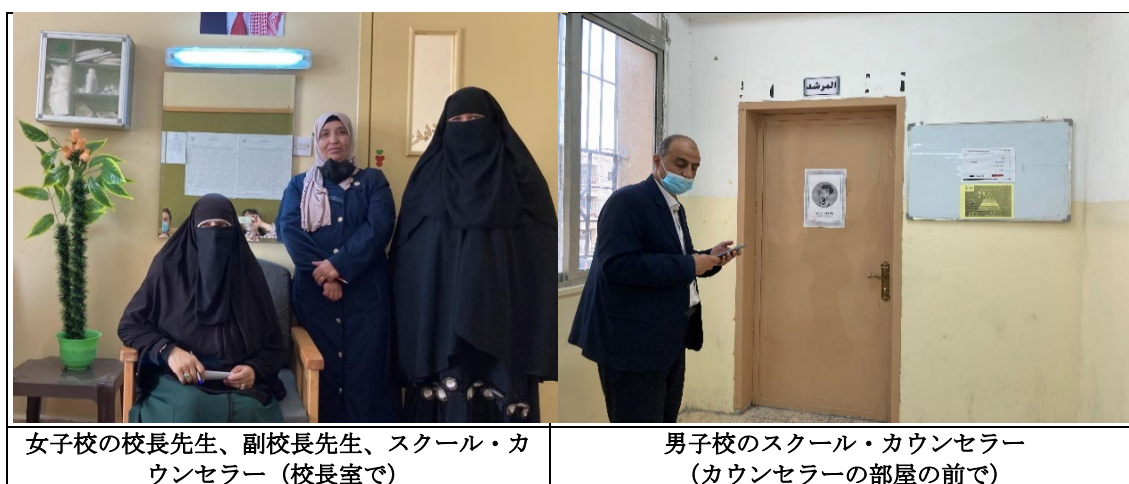
民への教育機会提供や、二部制実施のための費用や学校施設・校舎の賃貸費用に支弁されている。

(4) 学校運営・コミュニティ参加

学校運営組織：ヨルダンでは、基礎教育の全学校に Parents and Teachers Council (PTC) を設置することになっている。本調査で訪問した 3 県、6 つの小学校では、すべて PTC が設立されていた。PTC の設立方法、メンバー構成、会合の時期、議題等については、教育省の規程があり、すべての学校がこの規定に沿って PTC の設立、運営を行っている。PTC の実行委員会 (Administrative Board) は、教師と保護者各 3 名で構成されている。ヨルダンの基礎教育は 10 年間の一貫であるため、実行委員会のメンバーを含め上級生の保護者の声が大きくなる傾向がある。USAID の Early Grade Reading and Mathematics Project (RAMP) を通じて、PTC のガイドラインの見直しが行われた際、低学年の保護者の声を聴くようにガイドラインの改定を教育省に提案し認められた。この結果、現在は 1~3 年生の保護者が実行委員のメンバーに入ることが義務付けられている⁷⁴。ヒアリングをした PTC の保護者は活発で、学校の生徒数が増加して、教師が 1 人 1 人の子どもを十分に見られなくなっていると懸念を表していた。

他方、学校管理委員会は設置されておらず、コミュニティの意見を反映して協力を得る仕組みとしては、クラスターごと (10 校程度) に設置されている学校開発評議会 (Education Development Council) がある。同評議会の事務局長は該当地区を中心となる学校の校長が務める。1 校のための組織ではないためか、事務局以外の学校の校長は EDC のメンバーや議題について十分に把握していない様子であった⁷⁵。

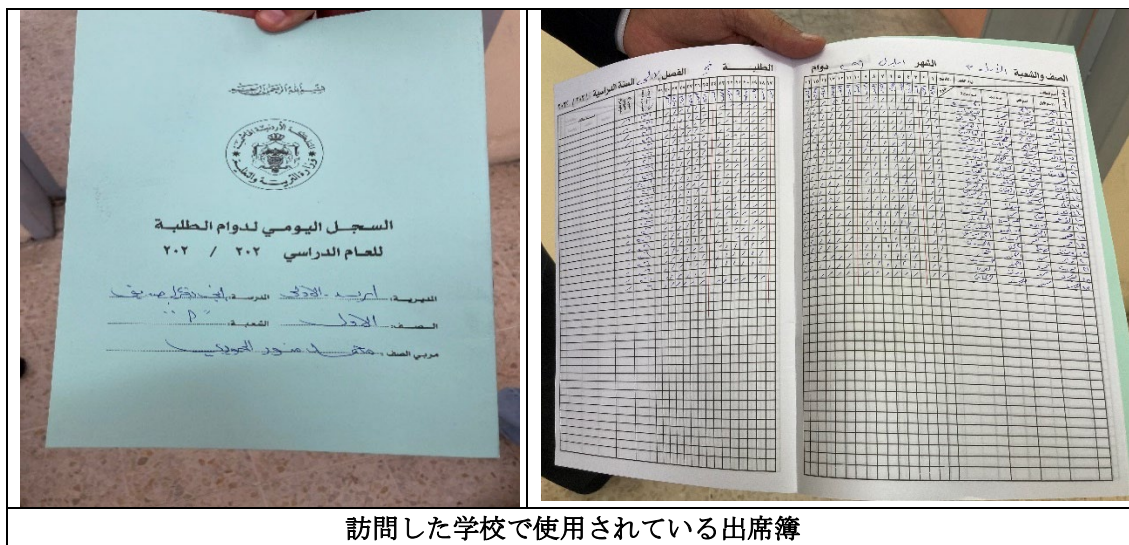
スクール・カウンセラー：一定数以上の児童生徒がいる学校には、スクール・カウンセラーの配置が義務付けられており、教師と同様に、教育省直轄で採用を行っている。カウンセラーは、心理学等の大学の学位を取得しており、資格を有している。訪問した 6 校ではすべてカウンセラーが配置され、校長との面談の時に同席していた。ヨルダンでは原則 4 年生以上は男女別の学校となり、校長とすべての教師も、同性が配属されているが、カウンセラーも同様であることが確認できた。各学校には、専属の部屋があり、児童生徒はいつでも訪れることができる。



⁷⁴ 訪問した学校からのヒアリングと、RAMP プログラム関係者からのヒアリングによる

⁷⁵ 訪問した学校からのヒアリング。訪問した学校は EDC の事務局校ではなかった

出席の確認：訪問校すべてにおいて、同じ様式の出席簿が使われていることが確認できた。無断欠席が1日でもあった場合は、担任あるいはカウンセラーから、児童生徒あるいは保護者に連絡をする。就学の継続困難等の問題がある場合には校長に報告し、校長から児童生徒/保護者に連絡をする。連絡がつかない場合には、カウンセラーが家庭訪問を行って状況を確認する。問題を抱えている場合には、カウンセラーから校長、担任に報告を行い、学びの継続を促すように児童生徒/保護者と話し合いを持ち、学びの継続を支援する。欠席が15日以上続く場合は、校長からFDに連絡をする。学びの継続が懸念される場合、ヨルダン国籍の児童生徒であれば、FDからGovernorに通報し、Governorより保護者に学びを継続させる義務があることが通告される。以上のように退学を抑止するための一連の制度があり、各学校・フィールドオフィスで実践されているということであった⁷⁶。



訪問した学校で使用されている出席簿

(5) 学びの質～アセスメント、教員、授業、教材

試験制度：児童生徒の学習成果はいくつかの方法で測定されている。教室での評価は、各学期の終わりに生徒の学習成果と心理社会的側面及び技術家庭科スキルの側面から測定される。学力評価は定期的実施され、口頭及び筆記試験が実施される。宿題やその他の実績や会話や議論などの活動、自己評価も含めて評価を行う。教師は生徒の学びの成果の進捗についてフィードバックを行い、追加の支援が必要かどうかを判断する。教育の質を管理するための国家試験は、4、8、10年生が受験し、結果を分析してFDに提言をフィードバックしている。

基礎教育の修了時（10年生）には修了証が交付される。学力試験の成績が50%以上である場合は、後期中等教育の普通課程（General Secondary Education）あるいは職業課程（Vocational C）に進学することができる。50%未満の場合は、どちらにも進学することはできないが、労働省管轄の職業訓練校（Vocational Training Center）への進学が可能である。

後期中等教育の修了時（2年生、18歳）には、全国中等教育修了試験（Tawjihi）があり、普通課程の合格者には、普通中等教育資格（General Secondary Education Certificate）が、技術課程では、普通技術総合中等資格（General Vocational Comprehensive Secondary Certificate）が与えられ、それぞれ大学入学資格を得られる⁷⁷。

⁷⁶ 訪問したすべての学校で同様の説明があった

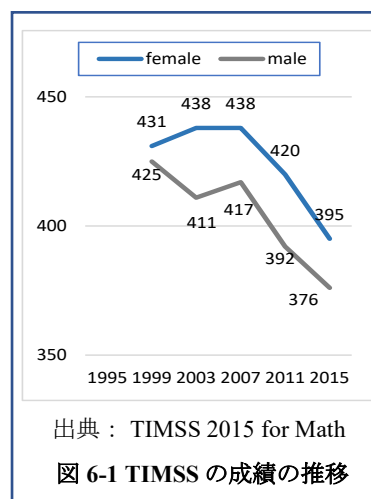
⁷⁷ 普通技術総合中等資格を得た場合も、すべての大学の課程に入学できる資格が得られる

教育省の ESP によると、2017 年より Tawjihi の見直しが行われている。可否という二択ではなく、最小合格率を 40%として、どこの大学にも出願できるようにするという案である。また、従来、後期中等教育資格を持たない生徒には大学入学資格がなかったが、速習の補習を受けて試験に合格すれば大学入試資格が得られるような制度変更が計画されている⁷⁸。

国際的アセスメント：2015 年の TIMSS では、受験したヨルダンの 8 年生の半数は、数学の成績が低い状況であった。TIMSS の点数は減少が続いている。平均すると女子の成績は男子よりも良い傾向がある。

カリキュラムと教科書：教育省のカリキュラム・教科書管理局 (Curriculum and Textbook Managing Directorate) が開発を担当している。本調査で訪問した学校では、児童は全員自分の教科書を持って授業に出席していた。

アラビア語、英語、算数⁷⁹、科学の 4 教科は主要教科とされ、特に重要視されている。COVID-19 の影響で、二部制やブレンド教育の継続を余儀なくされる学校では、主要 4 教科のさらに中心部分だけに絞って授業を行うように教育省から指導が出ている。

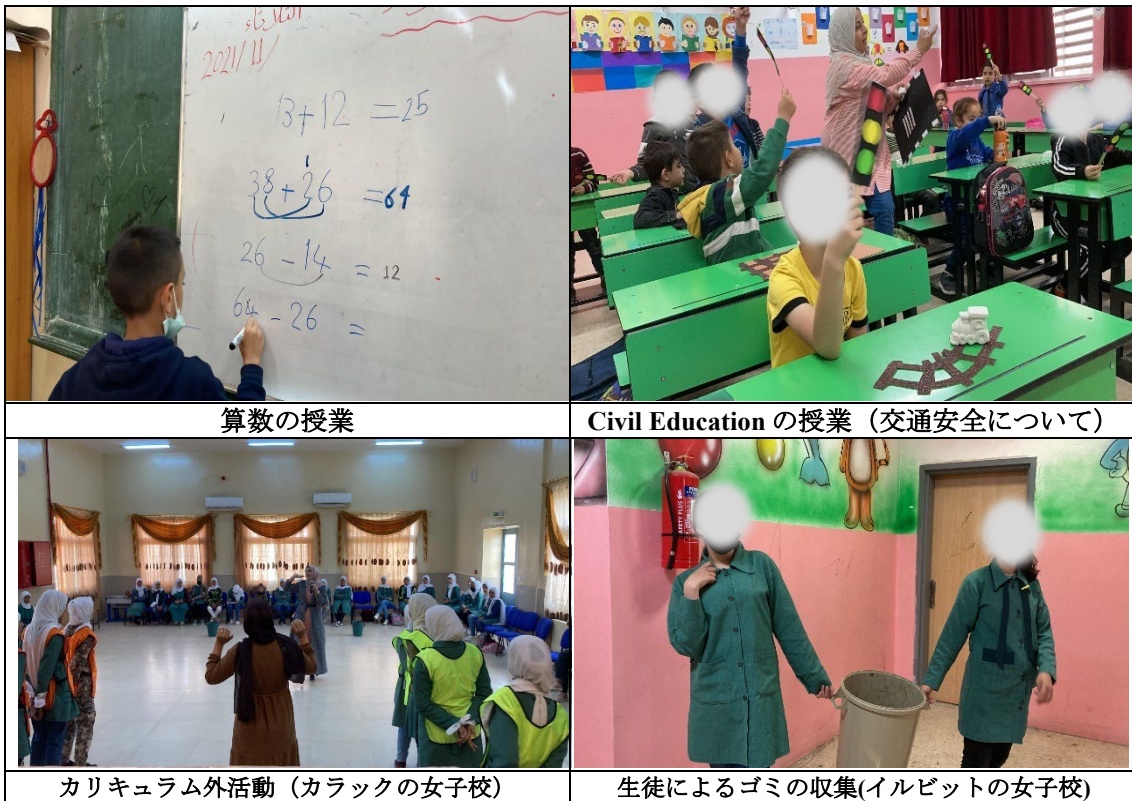


主要教科以外には、歴史や宗教、技術・家庭科などの教科があるが、退学抑止に効果がある可能性のある全人教育に関する教科としては、Civil Education (Social Education) や技術、体育がある。音楽は公立学校のカリキュラムに含まれていない。

課外活動として、自由活動が週 2 時間あるが、各学校の裁量に任せられている。教育省からは、ゲームを通じてグループワークの重要性を理解する活動などの事例が提示されており、NGO 等がより具体的なやり方を示す教材の開発や実施支援を行っている。現在、COVID-19 の影響を強く受けている都心部の児童数が多い学校では、この自由活動の時間も主要科目の授業に使われている。本調査で訪問した学校の内、地方の郊外の学校で比較的児童数が少なく、二部制をとっていない学校では、課外活動や美術、体育などの教科も実施されていた。

⁷⁸ 教育省からのヒアリング

⁷⁹ 算数の授業で使用される数字は、2 年生まではアラビア語の数字を使用し、3 年生からアラビア数字を使用することになっている。



教員：4年生大学修了資格が教員になる資格要件である。大学に教職課程は設けられておらず、どのような学部・学科の修了資格でも応募が可能である。教員資格を取り、教員として配属されるまでの過程はおおよそ次のとおりである⁸⁰。

第一段階：教員志望の大卒者は、人事院（Civil Service Bureau）に申請を行う。年齢制限はない。志願者の情報はプールされていて、申請書を再提出する必要はない。

第二段階：教育省と連携して教員養成のディプロマコースを提供する教師アカデミー（Teachers Academy）が、選定された志願者に1年間の教職ディプロマコースを提供する。コース修了後に筆記試験と面談を行い合格者は教員として雇用される資格を得る。

第三段階：合格者の大学での専門やこれまでの就業経験を踏まえ、フィールド事務所からの養成に基づき配属されるフィールド事務所が決定され、学校に配属される。配属後に、新任教師研修がフィールド事務所の指導主事によって実施される。

新任教師は最初に遠隔地に配属されて経験を積むことが多く、幼稚園から始めて小学校、中学校と転属していくことが多い。教師の学校での配属期間に決まりはなく、新任の間は転属を繰り返す。自分の地元や都市部に配属された場合には、転属希望を出さず、同じ学校に長期に勤務することもある。教師志願者の情報は5,000名以上プールされていて、第二段階の教師アカデミーの受講までに何年も待つことが常態化しているとのことであった⁸¹。

⁸⁰ 教育省、訪問校、及び元教育省職員からのヒアリングによる

⁸¹ 元教育省職員、及び現在志願しているヨルダン人からのヒアリングによる

(6) アクセス～施設と費用～

ESP では、アクセス改善のための学校インフラの強化を明記している。学校建設の予算は限られているため、シリア難民の児童生徒を中心とする学校施設は、建物を間借りすることが良く行われている⁸²。地方の訪問の途中で、こうした学校（男子校）を視察する機会があった。同校は古いホテルの建物をほぼそのまま活用しており、教室はかなり手狭であった。



アンマンで訪問した学校は、教育省がインクルーシブ教育のパイロット校として選定した学校である。校舎の一部は USAID の支援で建設されている。学校の建物に入るためのスロープがあり、一部の校舎にはエレベーターが設置されている。障害者用のトイレも確認できた。しかし、障害者用のトイレは 1 つしかなく、さらに主に男子児童が利用するトイレの一番奥に設置されており、女子児童には利用しにくい環境であった。



⁸² 教育省の DCU からのヒアリングによる

(7) 学びの場の連携（公教育及びNFE、インフォーマル教育等）

不就学者へのオルタナティブな速習プログラムとして、24カ月のNFEプログラムが2003年から提供されており、教育省が国際 NGO である Questscope⁸³と共同で実施している⁸⁴。ヨルダン国家人材育成戦略は、同プログラムの成果を評価しており、一層の強化が必要としている。本調査で教育省の学校教育局の局長やNFE課の課長と面談した際にも、「インフォーマル教育はフォーマル教育を補完するもの」との明確な発言があった。教育省のNFE課が主管する主なプログラムは次のとおりである。

- 1) NFEプログラム：不就学抑止として2003年から開始。対象は、以前は12歳以上であったが2020年から15歳以上となった。読み書きと算数の2教科の速習プログラムで、期間は24カ月（8カ月を3回）。アセスメントの結果に基づいて公教育のトラックに戻すことが目的である。学齢より3年以上開きがある学年には戻れない規則がある。
- 2) Catch up Program：シリア難民を対象に2016年に開始されたプログラムである。対象は①公教育から退学した児童生徒、②一度も入学したことがない不就学者、③難民を中心に基礎教育の修了証書を無くした児童生徒であった。NFEプログラムと同様に24カ月の速習プログラムである。対象年齢は、男子は12~18歳、女子は13~20歳。女子の対象年齢が高いのは、初婚等の理由により、学びの継続の意思はあるものの公教育を一旦離れるような事案が考慮されているからである。COVID-19の影響による学びのロスが大きいと認識され、2020年からヨルダン人も対象とすることになった。

上記の2つのNFEは、公教育の学校施設を活用して、放課後や早朝に実施されている。教師は、休暇中の教師や、契約ベースの教師が中心である。この他に、3) 12歳以上を対象とする在宅学校プログラム（home school program）があり基礎教育修了の対象となる。

教育省のNFE課は、成人も対象とする年齢制限のない識字教室や職業訓練も提供している。職業訓練については、修了者は労働省管轄の職業訓練センターに入学ができるが、さらに高校2年間の速習プログラムを受講しアセスメントで能力が確認できると、大学入学資格を得られるように制度改定が行われている。

6-3 不就学者（児童労働を含む）支援のマルチセクター連携

不就学者（児童労働を含む）支援に関する現行の教育省の取組みは次の通りである。

NFE課によるNFE及びインフォーマル教育の提供：前節に記載したとおりである。

スクール・カウンセラー：前節で記載したとおり、現在、175名以上の児童生徒が在籍する学校にはカウンセラーが1名配置されている。これらのカウンセラーを管轄するのが、教育省教育局にあるカウンセリング・ガイダンス局であり、リフレッシュ研修を実施している。2016年にはILOの子どもの権利に関するプログラムSCREAM⁸⁵の支援を受け、マニュアルを作成して研修を実施している。

担任制度と技術・家庭科：基礎教育（10年生まで）の間は担任制度があり、1~3年生までは、担任がすべての教科を教えている。担任制度があることで、1人1人の子どもの学業成績に加えて、どのような分野に資質があるのかを担任が良く観察している。4年生からは

⁸³ <https://www.questscope.org/en/where-we-work/jordan>

⁸⁴ Education for Prosperity: Delivering Results, A national Strategy for Human Resource Development 2016-2025

⁸⁵ CREAM: Supporting Children's Rights through Education, the Arts, and the Media
<https://www.ilo.org/ipec/Campaignandadvocacy/Scream/lang--en/index.htm>

日本の技術・家庭科に該当する教科があり、技術・家庭分野での子どもの資質についても担任と教科教師が注意深く観察している。8年生からは全生徒が、技術・家庭科のサブ分野から一つを選択することとなっており、基礎教育修了後の進学について時間を掛けて見極めることができるようになっている。

早婚する女子生徒への配慮：UNICEF の報告書にもあるように、ヨルダンでは、慣習や伝統、貧困等の理由によって18歳未満の女子の結婚率が高い。シリア難民の早婚率は特に高く、ヨルダンで2018年に登録されたシリア人の結婚の3分の1は18歳未満の子どもを含んでいた。COVID-19の影響による経済的貧困から早婚率が高まるとの懸念もある。従来は結婚した女子生徒は、基本的に退学しなければならなかったが、学びの機会の継続を望む生徒も多いことから、一定の条件のもと女子生徒の継続学習や復学が認められるようになった⁸⁶。

教育省以外の他セクターとの連携として以下がある。

The National Committee on Child labour を通じた連携：National Council for Family Affairs (NCFA) の管轄のもとに設置され、労働省が議長を務める。教育省は主要メンバーとして、児童労働に従事していた児童に就学の機会を提供する役割を持つ。NCFA と社会開発省のヒアリングによると、児童労働削減のための新しい法律が制定される予定であり、このため委員会の主要省庁は、労働省、教育省、社会開発省の3省である。今後、具体的な活動計画の策定が進む可能性がある。

出生登録との連携：ヨルダン人の出生登録率は98%（2018）である⁸⁷。しかし、ヨルダンで生まれたシリア難民の子どもの内、6%は正式な出生登録証明を得ていない⁸⁸。ヨルダンにおいて1人でも子どもを出産したシリア人世帯は、UNHCRに届け出ることになっているが、届け出を出しているのは41%に留まる。保護者が公式な身分証明書を持たないために、ヨルダン政府から正式な出生登録証明が得られないことも1つの要因となっている。そのため、両親ともパスポートを保有している場合には登録を認めるなどの救済措置が取られている。

6-4 主要ドナーの支援状況～不就学者（児童労働を含む）に着目して～

ヨルダンでは、教育省と教育セクターのドナー及びNGOとの間で、教育セクター・ワーキンググループ（Education Sector Working Group: ESWG）⁸⁹が、ドナー中心で Education Donor Partners Group (EDPG) が作られている。UNESCO、UNICEF、世銀等の国連機関や国際機関も含めて、教育省のイニチアチブ、オーナーシップを尊重し、教育省の政策に沿った支援を協働している。シリア難民の受け入れ急増に伴う緊急時の教育については、2015年に教育省とUNICEFがミニマムスタンダードを定めている⁹⁰。

(1) UNESCO

教育省の政策策定を中心に支援を行っている。

⁸⁶ 訪問した女子校の校長からのヒアリングによる。条件の1つとして、結婚生活のことを学校で話さないという同意書の提出を求められる

⁸⁷ UNICEF web 情報。 <https://data.unicef.org/topic/child-protection/birth-registration/>

⁸⁸ UNICEF Jordan, Running on empty II, A longitudinal Welfare Study of Syrian Refugee Children Residing in Jordan's Host Communities, 2017

⁸⁹ 議長は2021年まではUNICEF、2022年よりノルウェーとworld vision（共同議長）

⁹⁰ INRR and Jordan ESWG, Jordan Minimum Standard for Education in Emergencies, 2015

(2) UNICEF

ESWG 開始以来議長を務め、援助協調の中心的役割を担う。児童保護に加えて、不就学者に関連する調査や支援を実施している。学齢期の子どもがいる貧困家庭を対象とする現金給付プログラム (Hajati Cash Transfer) を実施している。2021 年の報告書⁹¹によると、Hajati プログラムを通じて就学率の改善がみられる。ブレンド学習に対しては、遠隔学習のアプリ開発と補助教材開発と配付、貧困家庭へのタブレット配付も行った。

(3) 世界銀行

Jordan Education Reform Support Program (PforR program) (当初 2017~2023 年。2025 年まで延長)を通じて、シリア難民の教育支援と幼児教育の促進、学習環境の改善、Tawjihi を含む児童生徒のアセスメント制度の改善に注力している。COVID-19 危機の影響を緩和するために、これまでの学習支援とは異なるタイプの児童生徒の生活態度等の改善に関するパイロット事業を計画している。2022 年初頭から 200 校ほどを対象に開始される予定である⁹²。

(4) USAID

英とともに、幼稚園から 3 年生までのアラビア語と算数の学習向上支援プログラム (RAMP) を実施している。学校閉鎖中より 4 年生以上の在学学習を支援するためのプリント配付を支援している。不就学に対する支援を実施している NGO に対しては、学習向上支援プログラムのノウハウを共有している。マルチドナー基金への参加、学校建設も支援している。さらに、公立学校において課外活動の実施が法制化されたことを踏まえて、課外活動の現状分析を行い、意義を整理し、学校現場への導入戦略を教育省とともに分析している⁹³。

(5) ILO

教育省を支援し、子どもの権利に関するプログラム SCREAM を 2016 年に実施。マニュアルを作成して、教育省カウンセリング・ガイダンス局が教師研修を実施している。児童労働削減に関する政策策定支援、児童労働に関する調査研究を行っている。

6-5 日本/JICA の基礎教育分野と不就学者 (児童労働を含む) 削減に関する支援状況

日本政府は、「対ヨルダン国別開発協力方針」において、「自立的・持続的な経済成長の後押し」、「貧困削減・社会的格差の是正」、「地域の安定化 (シリア難民及びホストコミュニティ支援)」を重点分野としている。現在、初等教育は直接的な重点分野として挙げられてはいないものの、「経済成長の後押し」としての人材育成、貧困削減・社会的格差是正のための平等な教育機会の提供、シリア難民とホストコミュニティへの教育支援は、どれも非常に重要でありそれぞれの重点分野に資するものである。

JICA は、直近 10 年程度、初等教育を直接的な対象とする技術協力プロジェクトは実施してこなかった。今般教育省から基礎教育の不就学者支援について要請が挙げられ、協議が行われた結果、学校に在籍していて退学の危険にある児童の退学抑止を中心的な目的として新規の技術協力プロジェクトが形成されることとなった。このため本調査では、新規プ

⁹¹ UNICEF, Supporting Vulnerable Children's School Participation and Wellbeing: UNICEF's Cash Transfer Programme, Post-Distribution Monitoring Report for the 2019/2020 School Year, 2021

⁹² WB, Implementation Status & Results Report of PforR, 19 March 2021 と世銀からのヒアリングによる

⁹³ <https://www.bing.com/search?q=extracurricular+activities+within+the+Jordanian&cvid=b8bab1812ef6486cad6d74a8b71dd7db&aqs=edge..69i57.20604j0j4&FORM=ANAB01&PC=U531>
<https://reliefweb.int/report/jordan/extracurricular-activities-within-jordanian-ministry-education-rapid-review-needs-gaps>,
file:///C:/Users/komatsubara.y/Desktop/USAID%E3%81%AE%E8%AA%B2%E5%A4%96%E6%B4%BB%E5%8B%95%E3%80%8076620.pdf

プロジェクトの円滑な開始に資するために、これまでの事前調査の追加調査事項に焦点を当てて調査を行った。

新規技プロの事前調査においてコンポーネントの候補の 1 つとして挙げられた、課外活動を実践している「社会性育成を主眼に置いた特別活動実践と体制構築事業（JICA 草の根技協）」からは、案件実施者から聴き取りを行った。教育省は、子どもの社会性の重要性を認識し、それに資する課外活動を取り入れたいと考えているとのことであった。

新規技プロの現在の PDM の抜粋は表 6-5 のとおりである。

表 6-5 ヨルダン国学習改善を通じた初等教育退学抑止プロジェクト

案件概要（企画競争説明書 ⁹⁴ に基づく）	
上位目標	学習環境改善モデル（Positive Learning Environment: PLE）がパイロット校以外でも普及する
プロジェクト目標	学習環境改善モデル（PLE モデル）の普及準備が整う
成果	成果 1：児童の就学継続を促す学校ベースの活動が特定される。 成果 2：学習環境改善のための学校向け活動実施要領が開発される。 成果 3：学習環境改善のための行政向け普及実施要領が開発される。 成果 4：学習環境改善モデル（PLE モデル）が開発される。

近年の主要な不就学者分野の JICA の支援案件は表 6-6 のとおりである。

表 6-6 近年の主要な教育分野の支援案件

	案件名	備考
1	ヨルダン国学習環境改善を通じた初等教育退学抑止プロジェクト	技術協力プロジェクト(2021~2025年予定): 対象地域：アンマンとその他
2	社会性育成を主眼に置いた特別活動実践と体制構築事業	JICA 草の根技協パートナー型 (2018~2021年): 対象地域：アンマン、
3	難民を含む子どもに対するコミュニティレベルの精神保健・心理社会的支援の強化	個別専門家 (2020~2023年) 対象地域：全国
4	幼児教育、ザータリ難民キャンプや UNRWA 管轄の基礎教育学校、児童保護分野への協力隊派遣	JICA 海外協力隊

6-6 JICA の協力方向性・具体的な協力アプローチへの提言

STEPS の枠組みを簡易的にヨルダンに当てはめた本現地調査の結果を踏まえ、また、実現可能性の高い短中期的な JICA の協力方向性について以下のとおり提案する。

1. 新規「退学抑止技プロ」への提案

新規「退学抑止技プロ」は、「ヨルダンにおけるすべての児童生徒に質の高い教育を提供する」というヨルダン政府の教育政策目標に従い、ヨルダン国籍の児童生徒及びヨルダン

⁹⁴ https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20211117_215828_1_01.pdf

国籍以外の児童生徒の両者を対象に、公教育からの退学抑止を目的とする。事前調査で挙げられた、3つのコンポーネント（①学びのロスへの対応、②児童のカウンセリングとガイダンス、③課外活動）を実施することを前提とした場合の指標は表 6-7 のとおりである。

表 6-7 STEPS 共通アウトカムに向けた指標

指標	データ源とサブ指標
SDG4.1.1-(i)小学校 2～3 年生レベルの基本算数スキルの習得	(1) 学びのロスへの対応として、学習改善による基本スキルの習得 (2) 成績のモニタリング記録と補習受講の記録
SDG 4.1.2: 学年別・クラス別の就学	(1) 管理され関係者に共有された出席簿
SDG 4.1.4: 不就学（退学）の割合（パイロット地域での退学の危険にある児童の数）	(1) 退学した児童の数（目標値はゼロ） (2) 退学の危険にある児童へのカウンセリング数・回数 (3) 学校（公教育に限らず）を継続した児童の数
SDG 8.7 児童労働の撲滅	学校でのカウンセリングと、PCT、EDC等のコミュニティとの共同によって、 (4) 特定された児童労働に従事する子どもの数 (5) 児童労働を辞めた子どもの数 (6) 児童労働を辞めた子どもで、就学の機会が提供され、就学が定着した児童の数

上記の具体的な活動（案）は以下のとおりである。

No	形態：事業名	具体的な活動（案）	期間/投入
1	技プロ：「ヨルダン国学習環境改善を通じた初等教育退学抑止プロジェクト」	<p>●支援対象①：不就学予備軍 COVID-19 以前からの不就学課題の抑止（シリア難民を中心とする）と、COVID-19 によるヨルダン人児童の学びのロスによる不就学予防の双方に資するため、<u>学校の学習環境改善による退学の抑止</u>に資する「学習環境改善モデル（PLE モデル）」の開発・普及を目的とする技プロである。活動案の提案は次のとおり。</p> <p>① 関係者と共有するスローガン作り 多様な関係者との共同作業を確かなものに</p> <p>② ポートフォリオ教育の促進 1人1人の子どもに応じた教育を</p> <p>③ PTCを活用した学びの幅、インクルーシブ教育の理解促進 政府のインクルーシブ教育促進政策、社会開発省から教育省への特別教育の移管に伴う実施支援</p> <p>④ 他開発パートナーとの連携 教育省との長年の協働関係を活用 前述の3コンポーネントに沿った活動を実施する場合には、他開発パートナーの以下の活動に留意する。</p> <p>1) 学びのロスへの対応</p>	期間：2022年から4年間

	<p>USAID の RAMP が幼稚園から小学校 1~3 年生までのアラビア語と算数の公教育の学習支援を長年実施している。同様の活動を実施する場合には、連携を検討し重複を避ける。</p> <p>公教育の補習プログラムは、コロナ禍の学びのロスに対応するため、UNICEF（小学校 4~9 年生を対象とした Learning Bridge など）を中心に教育省との協議が行われている。World Vision Japan などの実績のある NGO も関心を示しており、教育省との十分な協議が必要である。</p> <p>2) 児童のカウンセリングとガイダンス Questscope (USAID と協力関係) が教育省 NFE 局と連携して、退学した児童生徒や不就学児への支援は実施している。補習プログラムの提供とともに、カウンセリングやガイダンスの経験も豊富であり、公教育から退学を出さないことの重要性を認識し、退学抑止の重要性とその対策について教育省と協議を開始しているということであった（今回調査でのヒアリングによる）。こうした Questscope の持つノウハウや人脈を活用することが可能と考えられる。</p> <p>3) 課外活動 法制化に伴い、教育省は学校現場での課外活動の実施について事例を示していることから、まず教育省の方針を理解することが必要となる。その上で、複数の NGO が学校現場での実施支援をしていることから、現状調査を踏まえて活動計画を作成することが重要である。</p> <p>① 他省庁との連携 児童労働、児童保護に関する新たな法律の制定。教育省は、設立される委員会の中心メンバー。 「学校に一度も行っていない子どもを含めたすべての子どもへの教育の機会の提供」に大きな役割を果たす。 10 校程度のクラスターごとに設置されている EDC の活用も一案</p>	
--	--	--

添付 6-1 面談先・訪問先リスト【ヨルダン】

対象	インタビュー・訪問機関
政府機関 (中央)	<p>◆教育省 (Ministry of Education : MoE) 9 部局</p> <ul style="list-style-type: none"> • Development Coordination Unit (DCU) • Formal Education Division • Non-formal Education Division • Counseling and Guiding Division • Vocational Education managing Directorate • Special Education Directorate (Disabled & Distinguished) • Education Health Division • Planning & Research MD (Budgeting) • Education Media and Community Communication Directorate <p>◆労働省(Ministry of Labour)</p> <p>◆社会開発省(Ministry of Social Development)</p>
政府機関 (地方)	<p>1. Amman 市内 訪問校管轄地区教育事務所</p> <p>2. Irbid 県内 訪問校管轄地区教育事務所</p> <p>3. Karak 県内 訪問校管轄地区教育事務所</p>
学校・ SMC, PTA, CCPC	<p>◆Amman 市 (都市部女子校 1、低学年混合) : 二部制 (午前ヨルダン人、午後シリア人)、インクルーシブ教育パイロット校</p> <p>◆Irbid 県 (男子校 1、女子校 1)</p> <p>◆Karak 県 (男子校 1、女子校 1)</p>
ドナー	UNESCO、UNICEF、NRC、世銀
NGO	Questscope, World Vision Japan, 国境なき子ども達

添付 6-2 主な参考資料リスト【ヨルダン】

Government	
	<Ministry of Education>
	Education Strategic Plan (ESP) 2018-2022
	Education for Prosperity: Delivering Results, A National Strategy for Human Resource Development 2016-2025
	The 10-Year Strategy for Inclusive Education 2017
	Education Statistics 2020/2019 (Arabic, English)
	Ministry of Education Yearbook 2019 (Arabic)
	The Jordan National E-TVET Strategy 2014
	ICT Use and Penetration in Schools of Jordan 2012
	National Social Protection Strategy 2019-2025
	Jordan Population and Family Health Survey 2017-18 (2019) (USAID, UNICEF, UNFPA, DOS)
	For the academic year 2020 Back to School Guide (Arabic)
	OpenEMIS in Jordan, Frequently Asked Questions (Dec. 2020) (UNESCO)
	Revised Education During Emergency Plan EDEP (Feb. 2021)
	<Ministry of Labour, Department of Statistics, University of Jordan, ILO>
	National Child Labour Survey 2016 of Jordan
	<Public Security Directorate, The Jordanian National Commission for Women, UN Women>
	Gender Mainstreaming Strategy and Implementation Plan for the Public Security Directorate in Jordan 2021-2024
	<National Council for Family Affairs>
	Physical and Psychosocial Impact of Child Labor in Jordan, Combating Exploitive Child Labor through Education (2010)
	Annual Report 2018
	Situation Analysis of Juvenile Justice (2018) (UNICEF)
World Bank	
	PAD, Education Reform Support Program-For-Results (2017-2023)
	ISRR, Education Reform Support Program-For-Results (19 March 2021)
	ISRR, Education Reform Support Program-For-Results (17 October 2021)
	Jordan Emergency Cash Transfer COVID19 Response Project (2020)
	Expectations and Aspirations : A new framework for Education in the Middle East and North Africa (2019)
	Data Practices in MENA, Case Study: Opportunities and Challenges in Jordan (2021)
UNESCO	
	SDG4, Jordan Voluntary National Review Report (2015-2019) Summary Progress Sheets
	Socio-Economic Assessment of Children and Youth in the time of COVID-19 – Jordan (2020b)
	Teacher management in refugee settings: Public schools in Jordan (2021)
	Inclusion and Diversity in Education in the Hashemite Kingdom of Jordan (2021)
UNICEF	
	Jordan Country Report on Out-of-School Children (2020a)
	Socio-Economic Assessment of Children and Youth in the time of COVID-19 – Jordan (2020b)
	Investing in the Future-Protection and learning for all Syrian children and youth (2019)
	My Needs, Our Future Hajti Cash Transfer Post Distribution Monitoring Report (2018)
	Running on Empty II, A Longitudinal Welfare Study of Syrian Refugee Children Residing in Jordan's Host Communities (2017)
	Geographic Multidimensional Vulnerability Analysis Jordan (2019)
	Multi-Sectoral Rapid Needs Assessment: COVID-19 (2020c)
	Multi-Country Review of the State of Social Service Workforce in the Middle East and North Region (2019)
	Out-of-School Children's Report (August2020)
	Running on Empty II, A Longitudinal Welfare Study of Syrian Refugee Children Residing in

	Jordan's Host Communities (2017)
	Budget Brief 2019 Public Education
	Safely Back to School (SB2S) Campaign (Aug. 2020)
	Access to Education for Syrian Refugee Children and Youth in Jordan Host Community, ESWG (2015)
	COVID-19 Education Response (Sep. 2020)
	Inter-Agency Assessment, Gender-Based Violence and Child Protection Among Syrian Refugees in Jordan, with a Focus on Early Marriage (UN Women) (2013)
	Jordan Country Report on Out-of-school Children (2014)
	UNICEF Education -Reimagine Education Case Study (Feb. 2021)
	Jordan Country Brief, UNICEF Regional Study on Child Marriage in the Middle East and North Africa (2017)
	Makani Standard Operating Procedures (2019)
	Guidance Note on "Makani" – "My Space" Approach (2015)
	The State of the World's Children 2021, On my mind, Promoting protecting and caring for children's mental health (Oct. 2021)
ILO	
	Jordan National Child Labour Survey 2017 (Center for Strategic Studies (CSS) of the University of Jordan)
	International Programme on the Elimination of Child Labour (IPEC) (2010 – 2016)
	IPEC + Flagship Programme (2018-2022)
	Accelerating action for the elimination of child labour in supply chains in Africa (ACCEL AFRICA)
	Eliminating child labour and forced labour in the cotton, textile and garment value chains: an integrated approach (2018-2022)
	Measurement, Awareness Raising, and Policy Engagement project (MAP16) in Jordan (2018)
	Better Work Jordan, Gender Strategy 2019-2022
	"Moving Towards A Child Labour Free Jordan" A Collection of Emerging Good Practice (2016)
UKaid	
	UKaid, Registering rights, Syrian refugees and the documentation of births, marriages, and deaths in Jordan
	Registering-rights-report-NRC-IHRC (October2015)
USAID	
	UKaid, Registering rights, Syrian refugees and the documentation of births, marriages, and deaths in Jordan
	USAID, UKaid, and RTI, Jordan RAMP initiative midline survey (2019)
	RAMP Impact Evaluation Final Report (Sep. 2019)
	Increasing Access to Quality Education (July 2020)
	Review of Government of Jordan Education Budget and Financial Expenditure to Inform DFID Programme Design, Final Report (2020)
	Extracurricular Activities within the Jordanian Ministry of Education: Rapid Review of Needs, Gaps and Opportunities (Mar. 2020)
NRC	
	Evaluation of NRC's education Programming in the camps of Jordan (2017)
USDOL	
	https://www.dol.gov/agencies/ilab/resources/reports/child-labor/jordan
	https://www.dol.gov/agencies/ilab/better-work-jordan-0
Others	
	Center for Lebanese Studies 2020, Education in the Time COVID-19 in Jordan: A Roadmap for Short, Medium, and Long-Term (Canada) (June 2020)
	DHS2017/2018, Marginalized Girls in Jordan, Output 1: Baseline Research Brief (2020)
	Japan Platform & World Vision, Teacher's Handbook Remedial Education (June 2021)

	Jordan INGO Forum, Syrian refugees in Jordan, A protection overview (2018)
	Human Rights Watch, “ I want to Continue to Study”, Barriers to Secondary Education for Syrian Refugee Children in Jordan (2020)
	Humanity & Inclusion, Factsheet Jordan, Disability-Inclusive Education in Jordan (May 2021)
	Libraries Without Borders (BSF), Innovation to Improve access to Education & Information (UNICEF, UNDP, EU, NRC, Plan, etc.)
	Norwegian Refugee Council, Understanding Impact of Covid-19 on Education in Jordan (Apr. 2021)
	Norwegian Refugee Council, Evaluation of NRC’s education programming in the camps of Jordan (2017)
	Terre des hommes Foundation, Situation Analysis of Child Labour in Jordan (2019)

第7章 カンボジア

7-1 現地調査概観

カンボジアの現地調査は、COVID-19 の感染拡大により短期渡航が困難であったため、2021年11月～12月に遠隔で実施された。現地調査の前後において、JICA関係者（本部・事務所職員、専門員、専門家）と数回にわたり面談や意見交換を行った。

JICAは、カンボジアにおいて、教員養成、理数科の学習改善、産業人材育成を中心に継続的な支援を展開してきており、現在は教員養成校の四年制化を目指す「教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト（The Project for Establishing Foundation for Teacher Education Collage: E-TEC）」を実施中である。E-TECでは、教員養成改革を通じて基礎教育改善を支援している。また、草の根技術協力プロジェクトやボランティア派遣を通じて小・中学校に直接的に介入・支援を行っている。本調査では、これら実施中の事業との連携や、基礎教育を直接的に支援する新規の技術協力プロジェクトの可能性も視野に入れ、不就学者支援に関する基本的な情報全般を調査対象とした。

学校と行政機関の訪問は、プノンペンとバタンバン州の2地域で実施した。バタンバン州はカンボジア西部に位置し、タイと国境を接している。E-TECの対象地域であり、南部経済回廊が通るJICAの重点的な支援地域である。訪問した8校の概要は表7-1の通りである。

表 7-1 訪問した8校の概要

州	City/District	学校	特徴
SMC	Krong Battambang (capital city)	1 Chea Sim Primary School	バタンバン州都都心部の小学校。生徒数 2,052 人。KG～G6。SMC がありメンバーは 17 名。Wi-Fi があるが接続は不安定。
		2 Vat Kor Lower Secondary School	バタンバン州都都心部の中学校。生徒数 244 人。G7～9。SMC がありメンバーは 8 名。Wi-Fi があるが接続は不安定。
	Ratanak Modul	3 Meas Pitou Km38 Primary School	バタンバン農村部 Ratanak の小学校。生徒数 347 人。G1～6。SMC がありメンバーは 5 名。Wi-Fi は無く、教師が通信費を負担。
		4 Rattanak Mondul Secondary School	バタンバン農村部 Ratanak の中学校。生徒数 261 人。G7～9。SMC がありメンバーは 6 名。Wi-Fi はあるが接続は非常に不安定。
	Samlot DOE	5 Chrab Kraham Primary School	バタンバン農村部 Samlot の小学校。生徒数 323 人。G1～6。SMC がありメンバーは 5 名。Wi-Fi はあるが接続は不安定。
		6 Mean Chey Secondary School	バタンバン農村部 Samlot の中学校。生徒数 231 人。G7～9。SMC がありメンバーは 8 名。

			Wi-Fiはあるが接続は不安定。安全な飲料水へのアクセスがない。
Phnom Penh	-	7 Kok Banchan Primary School	プノンペン郊外の小学校。生徒数 3,030 人。G1~6。SMC がありメンバーは 6 名。Wi-Fi はあるが接続は不安定。
		8 Kok Banchan Secondary School	プノンペン郊外の中学校。生徒数 1,195 人。G7~9。SMC がありメンバーは 6 名。Wi-Fi はあるが接続は不安定。

なお、カンボジアの教育行政は、中央レベルでは教育・青年・スポーツ省（Ministry of Education, Youth and Sports: MoEYS）が、地方レベルでは、各州に設置されている州教育事務所、その下に各郡の教育事務所がある。

学制は、就学前教育（幼稚園）3年、初等教育6年、前期中等教育3年、後期中等教育3年である。初等教育と前期中等教育の9年間は義務教育である。学期は、10月開始の2学期制（1学期：10 - 4月上旬、2学期：4月下旬 - 7月）である。

7-2 基礎教育における政策と現状～不就学者（児童労働を含む）に着目して～

本調査の不就学者、児童労働、退学の定義は第1章を参照されたい。

(1) COVID-19による教育サービスの現状

COVID-19の感染拡大に伴い、多くの学校が2020年3月から2021年11月まで約2年間閉鎖された。その間一時学校再開が宣言された（2021年1月上旬～3月中旬）ものの、3月中旬以降は、再び全国で学校閉鎖となった。2021年9月以降、MoEYSは人数制限を行うなど一定の条件下での Small Group Learning の実施を表明している。ただ、学校再開の可否は、当該地域の感染状況に応じて地域教育事務所が決定することとされており、一様ではなかった。学校閉鎖によって約1万3,000校の320万人の児童生徒に影響が及んだと言われている⁹⁵。

遠隔調査が実施された2021年11～12月は、学校再開後の課題が次第に浮き彫りになっている状況であった。COVID-19以前から学校・教室の不足のために大半の学校が二部制をとっており、感染防止のために一クラスの児童生徒の人数制限を行ったことから、週3日程度は対面授業を受け、残りの日は遠隔授業を受けるといったハイブリッド授業が継続されている。

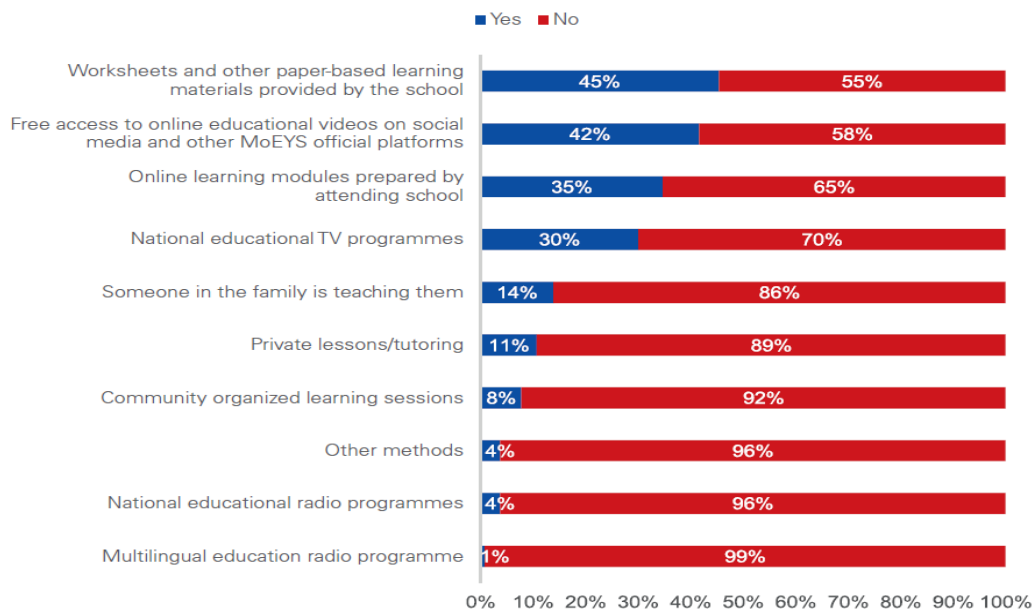
学校閉鎖中は、MoEYSによって遠隔での授業が試みられた。閉鎖直後の2020年3月には、UNICEF⁹⁶等の支援を得て、遠隔教育のインターネットを通じてコンテンツを配信するプラットフォーム⁹⁷を立ち上げた。4月からはテレビの教育プログラムが24時間配信された。2021年3月、教育省、UNICEF、Save the Childrenが協力し、教育ニーズアセスメントが行

⁹⁵ MoEYS, UNICEF, Save the Children, Cambodia COVID-19 Joint Education Needs Assessment (jointly with EU, Sweden, GPE, USAID), March 2021

⁹⁶ <https://www.unicef.org/cambodia/stories/continuous-learning-during-covid-19>

⁹⁷ MoEYS の遠隔教育 web, <https://elarning.moeys.gov.kh/?lang=en>

われた⁹⁸このアセスメントは、コロナの正しい知識と対策の実施、コロナ禍の児童の栄養や健康、衛生の状況、子どもの虐待等の状況、経済状況、そして学校閉鎖中の学習へのアクセスについて、実態とインパクトから、ニーズ分析を行うことを目的としている。カンボジアの15州で、約1万5千人を対象に、聴き取り調査が実施された。対象者は、生徒、保護者、教師、校長、教職者である。対象の学校は、コミュニティ幼稚園、初等・中等校、ノンフォーマル校、教員養成校である。調査結果から、学校閉鎖中も約7割の児童生徒が何らかの形で遠隔授業にアクセスできたことが判明したが、インターネットの接続が不安定な家庭が多く、学校から配付された紙ベースの教材が最も活用されていた(図7-1)。遠隔教育へのアクセスに対する障害は、接続するための機器にかかる費用、次いでインターネットへの接続問題であり(図8-2)、適切な支援が十分に受けられなかったと回答している⁹⁹。9割以上の保護者が自宅での遠隔学習を時折手伝った。教師は、自宅学習を支援し(85%)、コミュニティでの少人数グループでの授業を行い(85%)、児童生徒とコミュニケーションを取るなど(75%)の努力を行った。しかしながら、遠隔学習については部分的な知識しか持っていなかったと回答者の8割が答えている¹⁰⁰。



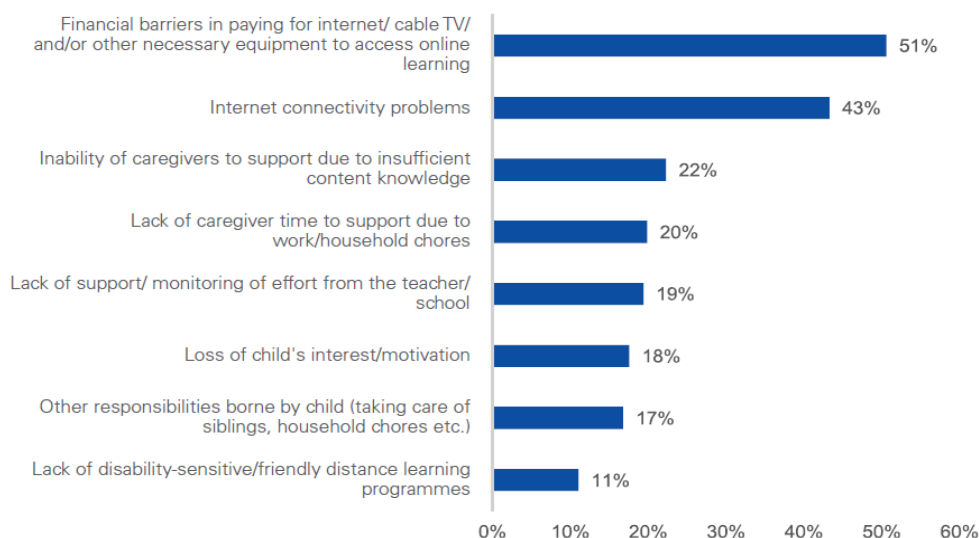
出典：MoEYS, UNICEF, Save the Children, Cambodia COVID-19 Joint Education Needs Assessment (jointly with EU, Sweden, GPE, USAID), March 2021

図 7-1 学校閉鎖中の遠隔学習でもっとも使用された教材

⁹⁸ MoEYS, UNICEF, Save the Children, Cambodia COVID-19 Joint Education Needs Assessment (jointly with EU, Sweden, GPE, USAID), March 2021

⁹⁹ 本調査で訪問した学校と管轄する教育事務所からのヒアリングからは、インターネットにアクセスはできるものの接続の状況は悪く、遠隔授業の受講率は高くても60%、低いケースでは30%程度にとどまるとの回答であった

¹⁰⁰ MoEYS, UNICEF, Save the Children, Cambodia COVID-19 Joint Education Needs Assessment (jointly with EU, Sweden, GPE, USAID), March 2021



出典：図 7-1 に同じ

図 7-2 遠隔学習にアクセスするに際しての障害

学校閉鎖中の学びのロスに対応するため、UNICEF を中心に Capacity Development Partner Fund¹⁰¹ (CDPF)II によって、Home Learning Package が作成、配布されている。1、2 年生を対象とした読み書きと算数の在宅学習パッケージが作成され、全児童に配布された。学校再開後は、UNICEF を中心に支援を行い MoEYS によって学びのロスのアセスメント¹⁰²が行われ、その結果を踏まえて、1～6 年生のための補習授業のパッケージの作成が計画されている。

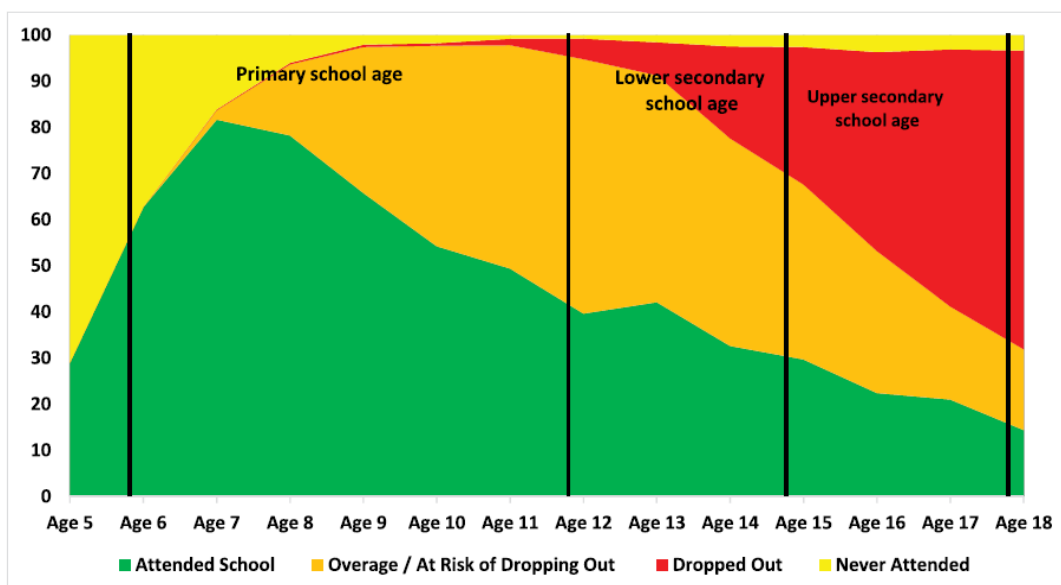
(2) 不就学の状況と要因

カンボジアでは、UNICEF により、不就学に関する詳細な調査が実施されており、報告書が 2017 年に公表されている¹⁰³。この調査では、UNESCO/UNICEF の Global Out-of-school Children Initiative に基づき、不就学者を 5 つの側面 (Dimension) から分類し、在学していても退学の危険にある児童を不就学予備軍として分析している。この調査により、次のことが明らかにされた。7～14 歳の子どもの内、7 割は就学しているが、多くの生徒がオーバーエイジであり、退学の危険性が高いと考えられる。就学前教育では、該当学齢期の 3 割程度しか就学しておらず、特に農村部の女子の就学率が低い。初等教育の就学率は約 95% と大幅な改善が見られるが、退学の危険にある児童を含めた不就学は 13%あり、農村部の貧困層の女子と (約 20%)、少数民族 (37%) の不就学の割合が高く格差が顕著に見られる。前期中等教育の不就学率は約 11%で、農村部の貧困層の男子 (約 29%) と少数民族 (約 27%) の不就学の割合が高い。

¹⁰¹ UNICEF を中心に、EU、SIDA、GPE、USAID によるマルチドナーファンド。USAID は特にこれまで G1 & 2 のクメール語の読み書きに関して教材開発等の支援をおこなってきており、同教材が Home Learning Package に反映されている。

¹⁰² アセスメントは 2011 年 11 月に実施され、2022 年 1 月を目途に結果が公表されるとのことであった (UNICEF のヒアリングによる)

¹⁰³ Ministry of Education, Youth and Sport of Cambodia, Global Initiative on Out-of-school Children: Cambodia County Study, All Children Learning by 2030, 2017。2012 年のカンボジア社会経済調査 (The 2012 Cambodia Scio-Economic Survey: CSES) 結果に基づいて分析されている



出典：Ministry of Education, Youth and Sport of Cambodia, Global Initiative on Out-of-school Children: Cambodia County Study, All Children Learning by 2030, 2017

図 7-3 カンボジアにおける不就学（退学の危険にある児童を含む）の割合 2012

本報告書第1章、表 1-2 で記載した一般的な不就学の要因の中で、カンボジアの調査から得られた項目は表 7-2 の通りである¹⁰⁴。

表 7-2 カンボジアの不就学の要因と具体的な状況

領域・要素	具体的な状況例
Demand-side	
貧困	<ul style="list-style-type: none"> ・学校までの交通費が負担になる ・遠隔授業に必要なタブレットやインターネットへのアクセスがない ・家計を助けるために労働（児童労働含む）をしている子どもがいる ・コロナ禍の経済的困窮から貧困による不就学が増加する可能性がある
社会・文化的規範・価値（移動を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育に対する関心の低さ ・教育への投資価値を見出さない（教育費用と労働収入を比較） ・農家の子どもは家の手伝いをするべき（農繁期の手伝いや家畜の世話など） ・収穫の時期・場所によって居住地の移動がある ・女子が学校に行くのを好まない ・タイや他の州にある農場、工場に通勤する際に、子どもを連れていく ・少数民族の言語による授業が行われない ・少数民族の居住地から学校までが遠すぎて通学できない
家庭の事情（移動を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・親の離婚。家庭内暴力 ・教育・子どもに対する保護者の関心の低さ
健康、障害	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの病気等による長期休学 ・子どもの障害による就学・通学の困難

¹⁰⁴ 本調査のインタビューの際、不就学の要因について質問を行った。回答を得られたのは、教育・青年・スポーツ省、労働職業訓練省、社会保障省、バタンバン州・郡教育事務所、プノンペン教育事務所、訪問した学校関係者、NGO である。

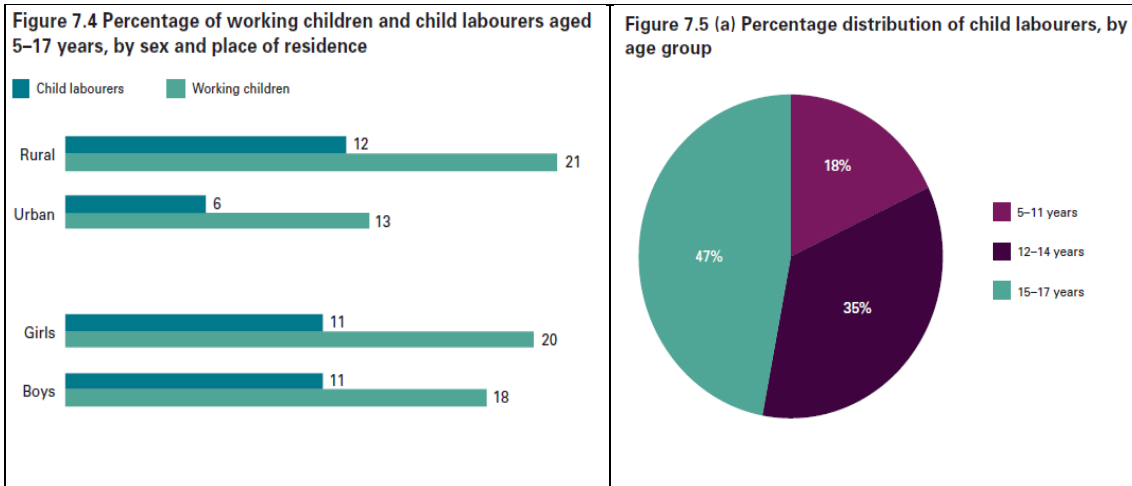
子どもの関心	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが勉強に関心がない
(児童) 労働	<ul style="list-style-type: none"> ・不就学の子どもは労働をしているケースがみられる ・農繁期等で家事の手伝いが多くなる時期は学校に行かない ・コロナ禍の学校閉鎖中に労働を始めた子どもがいる。一度就労すると、辞めにくい ・コロナ禍で労働する子どもの数は増加している可能性がある
Supply-side	
憲法、教育法、子どもの権利法 関連政策	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約を批准・加入し、法律は制定されているものの、児童保護に関するセクター横断的なモニタリング体制が構築されていない/体制はあるが機能していない
学習環境 (質-アクセス： ソフト面)	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍による学びのロスの拡大、家庭での学習機会の増大 ・通学与家庭での学習が混在するハイブリット教育の改善が続いている (ハイブリット教育に上手く対応できるよう教師の研修を促進) ・少数民族の母語など、多言語教育に対応ができる教師の配置が適切に行われていない ・午前午後の二部制やハイブリット教育が行われている学校では、対面の授業時間が不足し、学びのロスが解消されにくい ・特別なニーズのある児童に対応できる学校・教師の不足 ・教師の体罰等がある ・校長のリーダーシップ不足
学習環境 (アクセス： インフラ面)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が遠い、通学路の安全が不安 ・収入・通勤のための移動に適応した学びの場の不足 ・特別なニーズのある児童に応じた学校施設の不足

出典：カンボジア調査をもとに調査団作成

児童労働について、カンボジアの労働法（the Labour Law 1997）では、12歳以上の子どもについて、教育に支障がなく、危険でない軽作業は認められている。一般雇用の最低法定年齢は15歳、危険労働が認められるのは18歳である。2014年にILOの支援のもと児童労働に関する分析が行われている¹⁰⁵。5～17歳の児童の内、11%が児童労働に従事し、内5%は危険な児童労働を行っていた。児童労働に従事する児童の割合は、地域（都市部か農村部か）、ジェンダー、働き方によって違いがある。年齢の増加とともに児童労働の割合は高くなる。児童労働と就学の関係では、危険な労働に従事している児童の就学率は最も低い。COVID-19の影響により、退学の危険性が高まり、家事労働が増えていることが調査より明らかになっている¹⁰⁶。

¹⁰⁵ Cambodia socio-Economic Survey 2014 (2015) に基づき分析

¹⁰⁶ MoEYS, UNICEF, Save the Children, Cambodia COVID-19 Joint Education Needs Assessment (jointly with EU, Sweden, GPE, USAID), March 2021



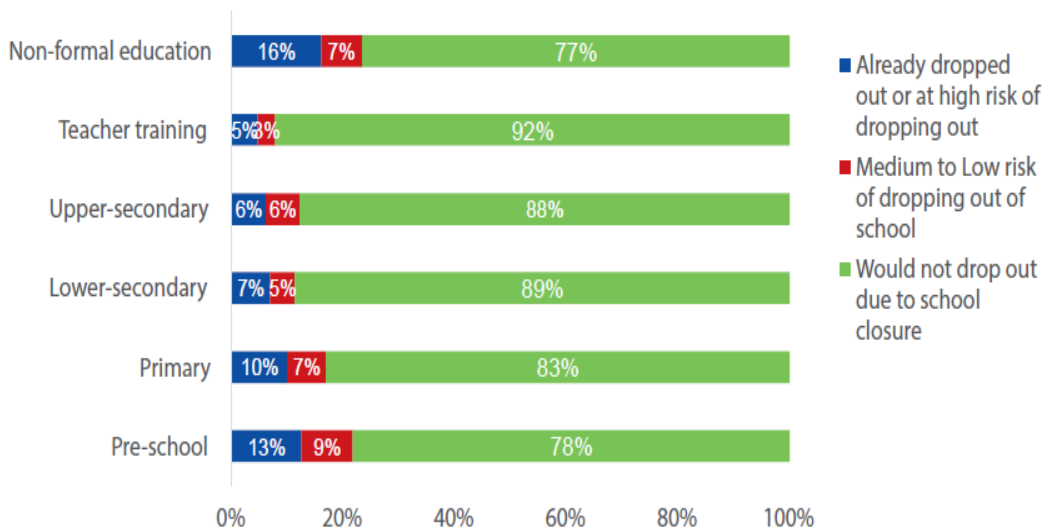
出典：UNICEF, A Statistical Profile of Child Protection in Cambodia 2018

図 7-4 カンボジアの児童労働と就学状況

表 7-3 カンボジアの児童労働と就学状況

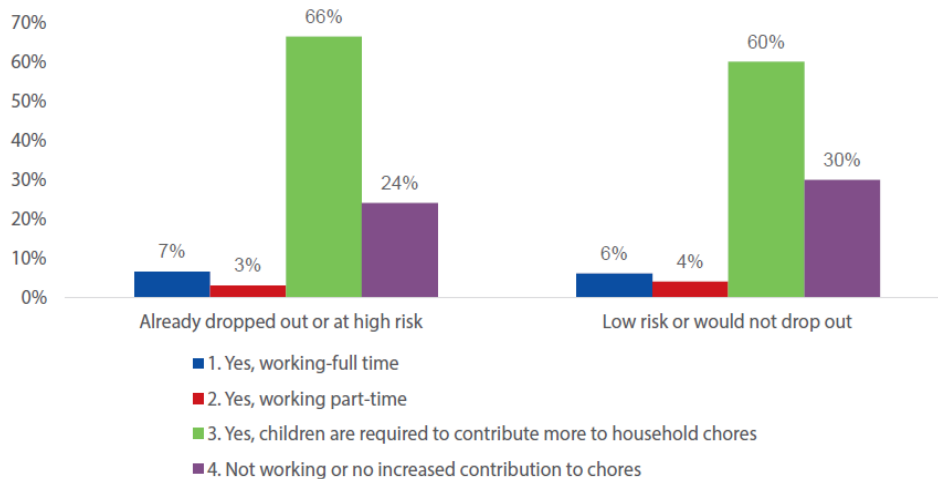
Table 7.1 Percentage distribution of working children, child labourers and children in hazardous labour aged 5-17 years, by school attendance

	Working children	Child labourers	Children in hazardous labour
Attending school	50%	45%	12%
Dropped out/discontinued	44%	48%	80%
Never attended school	6%	7%	9%
Total	100%	100%	100%



出典：図 7-1 に同じ

図 7-5 COVID-19 による退学の危険性



出典：図 7-1 に同じ

図 7-6 COVID-19 による家事労働の増加と退学の危険性

(3) 退学／不就学防止に関する政策

子どもの権利：カンボジアは、1992 年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）UN CRC」に加入している。国内では、憲法の中に子どもの権利条約を参照して子どもの権利保護を規制する条項があり、子どもの学ぶ権利を保障するとともに、子どもに教育を受けさせる義務、学校に行かせる義務を明記している。そして、教育法¹⁰⁷では、基礎教育を義務教育として提供することを規定している。

政府の不就学に関する計画と課題認識：カンボジアは、教育戦略計画 2018-2030（Education Strategic Plan: ESP）において、初等教育の政策目標として、インクルーシブで公平な教育と生涯教育、教育人材育成を掲げている。不就学については、退学の防止という観点から次のような分析がなされている。初等教育の最終学年である 6 年生の退学率が高い一方で、前期中等教育では改善傾向が見られる。退学の危険性として、初等教育では、オーバーエージ、学校不足（郡によっては、小学校はあるが中学校が無い場合もある）、初等レベルの読み書きと算数の能力がないことが要因となる。さらに、より重要なのは、学級マネジメントと教育と学習プロセスの強化であるとして、教材や学習教材の配布、教師の能力開発の改善、学校管理プロセスへの関係者の参加促進を進めるとしている。上述の前期中等教育の退学率の改善は、政府の就学支援補助金が貢献した可能性があると評価している。

近年、不就学の削減・抑止に良い影響を与えると期待される政策がいくつか出されている。一つ目はインクルーシブ教育¹⁰⁸である。障害者を中心とする特別なニーズが必要な児童生徒への学びの機会を保証し提供することを通じて不就学の削減・抑止に繋がる。二つ目は、ポジティブ・ディシプリン（肯定的しつけ）である。従来、強い言葉で子どもへのしつけを行ってきたが、近年は子どもの気持ちを理解しながら、論理的に教え導くことが効果的であるとの考えにシフトしている。最後に、少数民族に公平な学びの機会を提供するために、多言語教育プログラム¹⁰⁹が採られている。幼稚園では 100%、1 年生では 80%、2~3 年生では 60%の授業を母語で実施することになっている。4 年生からはクメール語ですべて

¹⁰⁷ <https://www.moeys.gov.kh/images/moeys/laws-and-regulations/48/EducationLaw-EN.pdf>

¹⁰⁸ MoESY, Inclusive Education Policy 2018 and Action Plan on Inclusive Education 2019-2023 (2019)

¹⁰⁹ MoEYS, Multilingual Education Action Plan (MEAP) 2019-2023 (2019)

の教科が教えられる。上記のような新しい政策の導入に従い、教師養成校のカリキュラムも変更された¹¹⁰。

さらに MoEYS は、児童保護制度国家政策 2019-2029¹¹¹を作成し、児童保護に関する国家枠組みを策定し、就業機会の提供を含む包括的な支援を行うことを公表している。

行政組織：カンボジアでは、地方分権化が進行している。全州に教育事務所が設置され、州内の教育サービスの提供を管轄している。州の下には、郡行政の教育事務所、さらにコミュニティ内にも教育事務所があり各学校との連携が採られている。教師の採用は MoEYS が一括して行っている。

教育予算：MoEYS の予算の内、ノンフォーマル教育の予算はわずか 1%である。MoEYS の NFE 局の他にも、ドナーや NGO によって実施されている NFE プログラムがあるが、MoEYS は全容を把握していないとのことである¹¹²。保護者からの寄付は募っていない。

(4) 学校運営・コミュニティ参加

学校運営組織：ESP では、各基礎教育校において、SMC の設置を奨励している。本調査で訪問した学校のすべてで SMC が設置されていた。SMC の主なメンバーはコミュニティの代表であり、その中に保護者や学校関係者（退職した教員や現職教員など）が含まれることもある。PTA は教師と保護者からなる。両者は、メンバー構成が似ていることから役割の違いはあまり認識されていないようであった。むしろ実質的に、それぞれのメンバーが子どものことを考えて、教育の質を良くするのであれば、名称には拘らない様子であった。



SMC と調査チームの面談



調査チームによる家庭訪問



8 年生のクラス



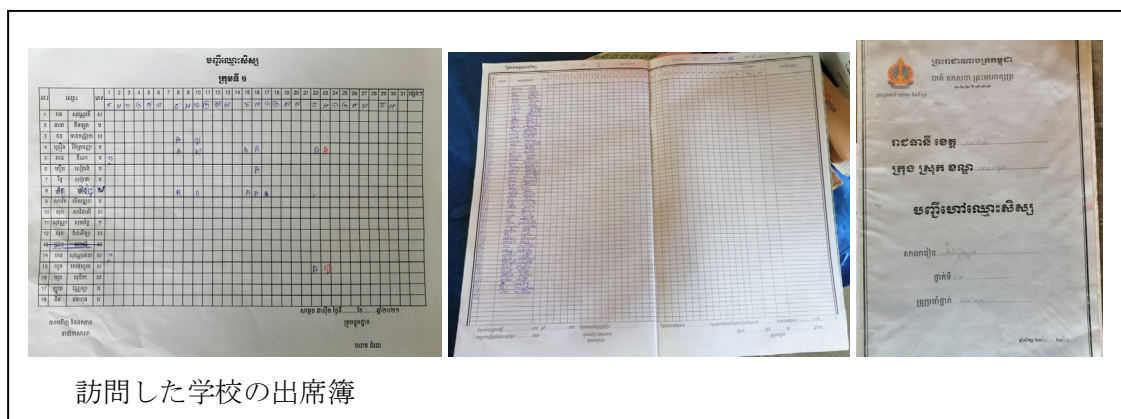
調査チームによる家庭訪問

¹¹⁰ MoEYS の Teacher Training 局からのヒアリングによる

¹¹¹ MoEYS, National Policy on Child Protection System 2019-2029

¹¹² 以上、MoEYS の NFE 局からのヒアリングによる

出席の確認：訪問校すべてにおいて、同様の様式の出席簿が使われていることが確認された。無断欠席が続く場合は、担任あるいは校長が、児童生徒あるいは保護者に連絡をする。連絡がつかない場合には、教師が家庭訪問を行って状況を確認することもある。問題を抱えている場合には、校長や担任から、学びの継続を促すように児童生徒、保護者と話し合いを持ち、学びの継続を支援する。以上のように出席状況は確認されており、この点からは退学を抑止するための制度がある。



訪問した学校の出席簿

(5) 学びの質～アセスメント、教員、授業、教材

試験制度：初等教育修了時の卒業試験はないが修了書が授与される。義務教育である前期中等学校への入学試験は無く希望者は入学できることになっている。前期中等学校卒業時には修了試験があり、成績が後期中等学校への進級に影響する。試験合格者には修了書が授与される。初等教育を修了していない児童は、NGO等が実施する復学プログラム等を修了し、修了テストに合格すると公教育の初等教育修了同等の能力があると認められ、前期中等学校への入学が許可される仕組みがある。前期中等学校を修了していない生徒にも同様の制度があり、政府が認定する加速プログラム等を修了し、修了テストに合格すると、公教育の前期中等学校修了と同等の能力があると認められ後期中等学校への入学資格を得られる。

後期中等学校卒業時にも全国統一試験があり、合格したものに大学入学資格が与えられる。2020年の試験は12月に実施される予定であったが、COVID-19の感染拡大のため中止となり、全員合格という異例の措置が取られた¹¹³。

国際的アセスメント：2019年のSEA-PLM（東南アジアで実施されている地域プログラム。5年生の学習成果をアセスメントしている）¹¹⁴で、カンボジアの5年生の大半は読み書きと算数の基礎的能力を習得していないことが明らかになった。男子より女子の方が読み書きと算数の高い能力を持っている。PISA-D¹¹⁵では、算数の成績（325点）は、PISA-Dの平均（324点）とほぼ同じレベルである。リーディング（321点）は、PISA-D（低所得国向けに開発された学習アセスメント）の平均（346点）よりかなり低く、PISA-Dの3教科の中で最も低い。

¹¹³ <http://japan-cambodia.or.jp/archives/2311>

¹¹⁴ Southeast Asia Primary Learning Metrics is a regional programme to assess learning outcomes of Grade 5 students to inform policy-making and ensure all children achieve meaningful learning. Web reference: <https://www.seaplrm.org/>

¹¹⁵ OECD, Education in Cambodia, Findings from Cambodia's experience in PISA for Development, 2018.

カリキュラムと教科書：カリキュラムの開発は、MoEYS のカリキュラム開発局が担当している。初等教育の主要教科はクメール語であり、週の時間割りの 4 割以上を占める。次いで算数が約 2 割、理科・社会が 1 割である。その他、保健体育教育が 1 割程度あるが、主要科目であるクメール語、算数、理科、社会が優先されている。2005~2009 年にカリキュラム改訂の方策が示され、徐々に改訂が進んでいる。2016/17 年には、初等教育の 5~11 年生と不就学者のために、ライフスキルに関するカリキュラムが導入されている¹¹⁶。コロナ禍の対応として、臨時的にカリキュラムの見直しが行われている（表 7-4 参照）

表 7-4 コロナ禍の臨時カリキュラムと時間割

- Official start: January 10, 2022
 - Two semester breaks:
 - April 6 – 19, 2022
 - Nov 1 – 30, 2022
 - Curriculum implementation:
 - Jan & Feb 2022: Focus on two subjects (Khmer and Math) 5 hours/day or 25-27 hours/week.
 - From March 2022: Resume all subjects
 - Weekly Schedule arrangement:
 - Jan & Feb:
For G1-G3: Khmer 16 hours; Math 9 hours
For G4-G6: Khmer 15 hours; Math 10 hours
 - -3From March:
For G1-G3: Khmer 13 hours; Math 7 hours; Science-Social Science 3 hours; P.E/health 2 hours and life skill 2-5 hours
For G4-G6: Khmer 10 hours; Math 6 hours; Social Science 4 hours; Science 3 hours; P.E/health/sport 2 hours; English/life skill 2-5 hours
- #for Whole Day Class Schools:
For schools that provide lunch: 7:30 – 11:30 & 13:30 – 16:00
For schools that don't provide lunch: 7:00 – 11:00 & 14:00 - 16:30
Total of 45 hours/week (40 mins per session)

No.	Subject	Weekly Study Hours					
		Grade 1	Grade 2	Grade 3	Grade 4	Grade 5	Grade 6
1	Khmer	18	18	18	15	15	15
2	Math	13	13	13	11	11	11
3	Social Science	2	2	2	4	4	4
4	Science	2	2	2	3	3	3
5	English	2	2	2	3	3	3
6	P.E/Sport	2	2	2	2	2	2
7	Health	1	1	1	1	1	1
8	Art	1	1	1	1	1	1

出典：MoEYS

¹¹⁶ MoEYS, Understanding Social Exclusion in the Cambodian Context and Planning for Inclusive Education

教員：カンボジアでは、教師の質の向上が ESP の第一の柱と位置づけられている。現在 JICA が実施している E-TEC はまさにこの課題を支援するものであり、教員養成校の学士化が進められている。COVID-19 で教育機関が閉鎖される中、TEC は、ICT を活用した PRACTICUM を通じて、カリキュラムを変更することなく授業を継続することができた。教育への ICT/DX の導入は COVID-19 の感染拡大の中で、学びの継続に貢献することが改めて認識されたとのことであった¹¹⁷。新任教師は地方の僻地に配属されることが多い。

(6) アクセス～施設と費用～

ESP では、アクセス改善のための学校インフラの供給強化を明記している。特に少数民族がすむ山岳部の僻地は学校施設が不足している。COVID-19 の以前から施設は不足しており、午前午後の二部制を採用している学校がある。



(7) 学びの場の連携（公教育及びNFE、インフォーマル教育等）

カンボジアでは、2002年に首相によってNFE政策¹¹⁸が策定され、MoEYSがノンフォーマル教育を主管し、調査、実施にも責任を持つと定めている。NFEは、関係者間が協力することで効果的な実施ができるとされ、すべてのレベルの地方政府、関連機関の施設や寺院等の宗教施設、民間機関の建物等の現存の資源を総動員し、村、コミュニティ、あるいは寺院の中にコミュニティ・ラーニング・センター（Community Learning Center: CLCs）を設置すると記載されている。MoEYSのNFE局のヒアリングによると、現在NFEの政策の柱として以下の3つが設定されている。

ノンフォーマル教育政策の柱

- Policy 1: Ensuring Equitable Access to Education Services
- Policy 2: Improving the Quality and Efficiency of Education Services
- Policy 3: Institutional and Capacity Development for Educational Staff for Decentralization

現在実施されているNFEプログラムは、主な対象を、少数民族、非識字者、不就学児童としている。具体的なプログラムは、1) 職業訓練、2) 識字、3) 補習、4) 資格制度、5) 公教育復学プログラム、6) 生計向上プログラム、である。UNESCOの支援で更新されたBasic Education Equivalency Programme (BEEP)¹¹⁹は、MoLVTと連携して実施しており、現在2つのCLCでパイロットプログラムが進行している。近年は縫製工場内で工場のオーナーが費用を負担し従業員に識字プログラムを提供している¹²⁰。

¹¹⁷ MoEYSのTeacher Training局からのヒアリングによる

¹¹⁸ Kingdom of Cambodia, Policy of Non-Formal Education (2002)

¹¹⁹ <https://worlded.org/project/unesco-basic-education-equivalency-programme-beep/>

¹²⁰ MoEYSのNFE局からのヒアリングによる

表 7-5 BEEP の概要

<p>Basic Education Equivalency Programme (BEEP)</p> <ul style="list-style-type: none"> • Basic Education Equivalency Programme (BEEP) was an initiative between the Ministry of Education, Youth and Sport, the Ministry of Labour and Vocational Training and UNESCO to promote access for basic education for adult to prevent the dropout at the primary and lower secondary education to have access for basic knowledge and further education at the vocational training centers or at the upper secondary education and vocational schools. • BEEP is online learning programs to help the adult have the age from 14-year-old onwards, especially the dropout students at the primary and lower secondary schools and finished lower secondary education could continue their basic education through online learning programs without affecting their jobs/works. • BEEP was officially recognized as an equivalent level. BEEP students could proceed the registration and enrollment at the vocational training centers or public general education and vocational schools to have access for technical skills to generate income and build their future suitable careers/business. • BEEP was learning and teaching methods through online learning programs to enable students/adults for self-studies with flexibility. • Students/adult could register in BEEP free of charge. Students who do not have ICT materials and equipment such as tablets, laptops, smart phones, computers, etc. They could use the materials and equipment at the BEEP centers freely.

7-3 不就学者（児童労働を含む）支援のマルチセクター連携

不就学者（児童労働を含む）支援に関する現行の MoEYS の取組みは次の通りである。

NFE 局による NFE 教育の提供：前節の記載の通りである。

教育省以外の他セクターとの連携として以下がある。

児童保護のためのマルチセクトラルな連携の体制：MoEYS の児童保護政策に基づいて構想されている連携体制がある（図 7-7）。2019 年に公表されたばかりであり、実質的な行動はまだ行われていない。児童保護に関しては、MoSD と MoLVT でもそれぞれの役割から構想があるものの、省庁間連携はほとんど取られておらず、今後の課題とされている¹²¹。



出典：National Policy on Child Protection System 2019-2029

図 7-7 児童保護のためのマルチセクトラルな連携

¹²¹ MoLVT、MoSD、バットンバンの州教育事務所からのヒアリングによる

出生登録との連携：カンボジアの出生登録率は約 70%（2014 年）で、この内の約 10%は出生証明書を取得していなかった¹²²。2017 年の政府ガイドラインの改訂によって出生証明書が無料化され、UNICEF の支援で携帯による農村部での出生登録が促進されたことにより、出生登録率が増加することが期待されている。出生登録が行われることで、予防接種や児童手当等の公共サービスが享受できるようになり、就学年齢を確認し、就学キャンペーンの対象を特定することが容易となる。出生登録の促進を各地域で継続していくことで、不就学予防の入り口強化となる。

7-4 主要ドナーの支援状況～不就学者（児童労働を含む）に着目して～

カンボジアでは、MoEYS と教育セクターのドナー及び NGO との間で、教育セクター・ワーキンググループ（Education Sector Working Group: ESWG）が作られている。

(1) UNICEF

児童保護に加えて、不就学者に関連する調査や支援を実施している。COVID-19 による学校閉鎖中は、MoEYS と共同で、遠隔学習用のアプリを開発し、プラットフォームの立ち上げに協力した。学校再開後は、学びのロスのアセスメントの実施を支援し、ハイブリッド授業を効果的に継続するための New Home Learning Packages プログラムを MoEYS と実施している。

(2) 世界銀行

2000 年以降の教育分野を中心とする世銀のプロジェクトは次の通りである。

表 7-6 2000 年以降の世銀の教育分野の主なプロジェクト

<p><WB education project since 2000></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) Cambodia General Education Improvement Project (pipeline, 2021-2026) 2) Community-based Childcare for Garment Factory Workers Project (2019-) 3) Cambodia Higher Education Improvement Project (2018-2024) 4) Secondary Education Improvement Project (SEIP) (Apr.2017-July 2022) 5) Early Childhood Care and Development for Floating Villages Project (2016-2019) 6) Voice and Action: Social Accountability for Improved Service Delivery(2016-2019) 7) Cambodia Global Partnership for Education Second Education Support Project (SESSP)(2014-2017) 8) Higher Education Quality and Capacity Improvement Project (HEQCIP) (2010-2017) 9) KH--EDUCATION FOR ALL FASTTRACK INITIATIVE CATALYTIC TRUST FUND (2008-2012) 10) Basic Education Project (2005-2011) 11) Education Quality Improvement Project (1999-2004)

Secondary Education Improvement Project (SEIP) (Apr.2017-July 2022)の経験を踏まえて、初等教育を対象とした Cambodia General Education Improvement Project (pipeline, 2021-2026)を計画中である。不就学削減・抑止にも一定の役割を果たすと期待される SMC の改善がサブコンポーネントに入っている（表 7-7）。

¹²² UNICEF, A Statistical Profile of Child Protection in Cambodia 2018

表 7-7 Cambodia General Education Improvement Project の概要

<p>Cambodia General Education Improvement Project (pipeline) (based on PID as of Aug 2021)</p> <p>Component 1: Improving student learning outcomes</p> <p>Sub-component 1.1: Improving school-based management (SBM) across general education</p> <p>Sub-component 1.2: Training and upgrading teachers and school principals</p> <p>Sub-component 1.3: Improving equitable access to quality learning environments</p> <p>Component 2: Improving sub-sector performance and monitoring and evaluation</p> <p>Sub-component 2.1: Improving sub-sector performance and M&E</p> <p>Sub-component 2.2: Project management and M&E</p> <p>Component 3: Contingent emergency response</p> <p>Estimated benefit school: 213 preschools, 1,000 primary schools, and up to 420 secondary schools</p> <p>City/Town/Village: big cities such as Phnom Penh and Siem Reap, as well as rural towns and small villages, including remote areas</p> <p>Area: north-eastern provinces which are home to significant number of Indigenous Peoples</p>

(3) USAID

幼稚園から 3 年生までのクメール語の学習向上支援プログラムを実施している。2021 年から 5 年間で現在の 8 州からのスケールアップを計画しており、算数の導入も検討している。学校閉鎖中から在学学習を支援するためのプリント配付を MoEYS、UNICEF と連携して協力している。

(4) EU 等：不就学者支援のコンソーシアムへの支援

不就学者の削減・抑止を支援するため、NGO の連合体 (Consortium) に資金を投入する形態が上手く機能している。本調査では、国際 NGO である Aide et Action¹²³がファシリテートする Creative Partnerships Consortium for Out of School Children (CCOOSC)¹²⁴からヒアリングを行った。コンソーシアムが立ち上がったのは 2015 年であり、MoEYS も出席して開始会合が開かれた¹²⁵。フェーズ 1 (2014~2017 年) では、20 の NGO と連携し 6 万人近い不就学者の支援を行った。連携した NGO の選定は募集を行い、支援地域で経験のある NGO を選定している。学習支援を行う場合は、必ず現地の言語で指導を行えるコミュニティのメンバーと協力を行っている。対象児童生徒の状況に応じて、公教育への入学・復学やその他の学びの場への繋ぎを行っている。NGO には支援対象地域を含め得意分野があり、各 NGO の特徴を活かしながら有機的な連携を取りつつ、事業を進めている。現在は、フェーズ 2 (2020~2024) が実施され、学校閉鎖中より遠隔授業の支援を行っている。

(5) ILO

児童労働削減に関する政策策定支援、児童労働に関する調査研究を行っている。

7-5 日本/JICA の基礎教育分野と不就学者 (児童労働を含む) 削減に関する支援状況

日本政府は、「対カンボジア国別開発協力方針の事業展開計画」において、「産業振興支援」を重点分野の 1 つとしている。基礎教育は、産業人材育成の阻害要因とならないように教師の教科知識・授業実践力不足の改善を行うことで教育の質の向上を図ることを課題

¹²³ Aide et Action (www.seac.aide-et-action.org) アジアでは、教育のアクセスと質の向上を目的として、幼児ケア・教育、ライフスキルや職業訓練の提供を中心に支援を行っている国際 NGO である

¹²⁴ <https://seac.aide-et-action.org/project/cambodian-consortium-for-out-of-school-children-ccosc/>

¹²⁵ <https://seac.aide-et-action.org/a-turning-point-in-cambodias-education-landscape-the-official-launching-of-an-unprecedented-consortium-for-out-of-school-children-2/>

としている。この課題の解決に資するため、教員養成校の四年制化を目指す JICA の E-TEC が 2016 年より実施されている。E-TEC の概要は表 7-8 の通りである。

表 7-8 「教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト (E-TEC) の概要

案件概要 (事前評価表に基づく)	
上位目標	TEC 卒業教員が教える生徒の学習成果の向上に寄与する
プロジェクト目標	質の高い小中学校教員が TEC から輩出される
成果	成果 1: TEC の中長期戦略計画が策定される 成果 2: TEC の運営体制が整う 成果 3: 小中学校教員養成課程シラバス及び教材が作成される 成果 4: 小学校新規教員養成課程、中学校現職教員学士課程の授業が実施される 成果 5: 実践的教員養成課程が強化される

E-TEC の JICA 専門家へのヒアリングによると、カンボジアでは教師は知識を次世代に伝える役割を担うという考えが根強く、児童中心型の教授法に関する議論でも、子どもがどのように学ぶかより教師がどのように教えるかに焦点が当てられることが多い。しかしプノンペン教員養成大学の教師の中には、教師はファシリテーターであるとの意識変化が起こりつつあるとのことであった。退学予防には、1人1人の児童の学びを観察して、それぞれの児童に応じた学びの機会を提供していくことが必要とされる。カンボジアの教師の意識変化が進むことで、児童中心型の教授法に関する議論においても、子どもがどのように学ぶかにより焦点が当てられるようになる可能性がある。

また、以前より多くの国際 NGO やカンボジアの NGO が教育分野や児童保護分野で活動しており、JICA の草の根技術協力や外務省の NGO 連携無償のスキームを活用して支援を展開しているケースも見られる。不就学者支援においては、政策レベルの支援に加えて、現場レベルの支援からの知見も有用であることから、NGO の活動にも留意が必要である。

例えば、シャンティ国際ボランティア会 (SVA) では、カンボジアの農村地域でコミュニティラーニングセンター (CLC) の機能強化を行ってきた。CLC は MoEYS の NFE プログラムのコミュニティでの実施場所として役割が期待されている。CLC は予算や経験不足から、管理体制が脆弱なものが多い。SVA が CLC と共同して実践を重ねることで、CLC の管理能力が高まり、多くの利用者を得ていることが分かった。また、コロナ禍で、学校が閉鎖された時は、公教育の教師によるコミュニティでの少人数グループでの授業の場として、CLC が使用され、公教育の学びの継続の一翼を担うケースがあった。CLC と公教育に接点がある場合には、必要時に効果的な情報交換を行い、学びの場の紹介について連携ができる可能性は高い。

近年の JICA による教育分野の主な支援は表 7-9 の通りである、

表 7-9 近年の主要な教育分野の支援案件

	Type of interventions	Remarks (see annex for details)
1	教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト (E-TEC)	技術協力プロジェクト (2017~2022 年予定) : 対象地域: プノンペン、バタンバン、全国
2	教員養成大学建設計画	無償資金協力 (2017 年): 対象地域: プノンペン、バタンバン
3	基礎教育、児童保護分野への協力隊派遣	JICA 海外協力隊及び草の根技術協力

7-6 JICA の協力方向性・具体的な協力アプローチへの提言

STEPS の枠組みを簡易的にカンボジアに当てはめた本現地調査の結果を踏まえ、また、実現可能性の高い短中期的な JICA の協力方向性を以下の通り提案する。

1. 現行技プロ（E-TEC）への活動追加の提案

現行の E-TEC で行っている教員養成大学（TEC）に、不就学者削減・退学抑止に関連するモジュールを実施する活動をパイロット活動として追加することを提案する。現在は、養成大学のカリキュラムにおいて、子どもの権利条約や児童保護、児童心理やカウンセリングなどに関するモジュールはない。関連する内容の講義は、**General Topics of Education** の中にまとめられており、週 1 回、講師が持ち回りで様々なテーマの授業を行っている。この中に、子どもの権利条約や退学予防といったトピックを明示的に組み入れることを試みる。教員養成大学在籍中から、子どもの学ぶ権利を理解し、不就学の現状・課題を理解することによって、教師になった後に、不就学者の削減・抑止に積極的に取り組むことが期待される。

また、TEC で学んだことを現場で実践し定着させるためには、校長の理解と強いリーダーシップが重要となるため、校長に対する研修も合わせて実施する。これらの研修を、E-TEC のサブコンポーネントとして実施することが困難な場合は、別の案件の立ち上げか、他ドナーとの連携を検討する。

2. 新規技プロ：「子どもの学ぶ権利とマルチセクトラルな連携に基づく不就学者削減プロジェクト（仮案）」

学校から退学してしまった子どもと一度も入学したことがない子どもを対象に、不就学者への学びの機会を提供し、対象者が最小限の学びの成果を習得することを目的とする。支援対象者の情報が公教育の学校現場にはほとんどないため、教育・青年・スポーツ省と社会開発省、労働職業訓練省の3省の連携による実施を想定する。

表 7-10 STEPS 共通アウトカムに向けた指標（新規の技プロが実施される場合）

指標	データ源とサブ指標
SDG4.1.1-(i)小学校 2～3 年生レベルの基本算数スキルの習得	1) 学びのロスへの対応として、学習改善による基本スキルの習得 2) 成績のモニタリング記録と補習受講の記録
SDG 4.1.2: 学年別・クラス別の就学	1) 管理され関係者に共有された出席簿
SDG 4.1.4: 不就学（退学）の割合（パイロット地域での退学の危険にあるこどもの数）	1) 退学した児童の数（目標値はゼロ） 2) 退学の危険にある児童へのカウンセリング数・回数 3) 学校（公教育に限らず）を継続した児童の数
SDG 8.7 児童労働の撲滅	学校でのカウンセリングと、SMC 等のコミュニティとの共同によって、 1) 発見した、児童労働に従事する子ども（数） 2) 児童労働を辞めた子ども（数） 3) 児童労働を辞めた子どもで、就学の機会を提供し、就学が定着したこども（数）

上記の具体的な活動（案）は以下の通りである。

No	形態：事業名（案）	具体的な活動（案）	期間/投入
1	<p>現行の技プロ：「教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト」</p> <p>*E-TECへの校長研修、教師研修の追加が難しい場合、新規技プロ：「学びの改善と学習環境の改善を通じた退学抑止プロジェクト（仮案）」</p>	<p>●支援対象：TECの学生（直接的な対象）</p> <p>1) 「教員養成大学設立のための基盤構築プロジェクト（E-TEC）」に不就学児童への対応に関する活動をパイロットとして追加 教員養成大学の General Topics of Education（週1回、講師が持ち回りで様々なテーマの授業を実施）に、「カンボジアの不就学の状況・課題、子どもの権利、子どもの保護、子どもの心のケア（カウンセリング）等」に関する2~3時間程度のモジュールをパイロットとして追加し実施</p> <p>2) 校長研修（学校管理、カンボジアの不就学の状況・課題、子どもの権利、子どもの保護、子どもの心のケア（カウンセリング）等）</p> <p>3) 教師研修（カンボジアの不就学の状況・課題、子どもの権利、子どもの保護、子どもの心のケア（カウンセリング）等）</p> <p>4) 校長と SMC の連携による退学予防の共通認識の形成、</p> <p>5) 学校実施計画への具体的な活動の反映</p> <p>6) 一人一人の児童に応じた学習計画の作成、実施、アセスメント、モニタリング</p> <p>7) 学校カウンセリングの試行</p> <p>8) 多様な学びの場の紹介</p> <p>9) 必要に応じて児童保護を管轄する他セクターとの連携</p>	<p>期間：2022年から4年間</p>
2	<p>新規技プロ：「子どもの学ぶ権利とマルチセクトラルな連携に基づく不就学者削減プロジェクト（仮案）」</p>	<p>●支援対象：①不就学者予備軍</p> <p>学校から退学してしまった児童生徒と一度も入学したことがない児童生徒を対象に、不就学者への学びの機会を提供し、対象者が最小限の学びの成果を習得することを目的とする。</p> <p>民主的な SMC の設立による学校運営の強化を通じて、<u>退学してしまった児童、一度も就学したことがない児童への就学機会の提供に貢献する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利・保護に関するマルチセクトラルな協力体制の構築、実施マニュアルの作成、 ・ SMC を含むコミュニティとの共同による不就学マップの作成 ・ 特定した不就学者への就学相談（児童保護セクターとの共同）、就学機会の提供 ・ NFE プログラム終了後の公教育入学・編入者の出席・成績モニタリング（再就学後の定着支援） 	<p>期間：2023年から4年間</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象地域の出生登録状況の把握と登録キャンペーン ・ 就学キャンペーン <p><u>児童労働撤廃</u>に資する活動として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SMC を含むコミュニティとの共同による不就学マップの作成を通じた児童労働の特定と防止、必要に応じた関係機関への通報 ・ 学校での成績モニタリング等を通じた児童労働、過度の家事労働等の見守りと防止 	
--	--	--

添付 7-1 面談先・訪問先リスト【カンボジア】

インタビュー・訪問機関	
Central Government	<ul style="list-style-type: none"> ● Ministry of Education, Sports, and Youth : MoEYS <ul style="list-style-type: none"> • Department of Primary Education • Department of Secondary Education • Department of Non-Formal Education • Department of Early Childhood Education • Department of Health Education • Teacher Training Department • Department of EMIS • General Department of Policy and Planning
	● Ministry of Labour and Vocational Training (MoLVT), Department of CL
	● Ministry of Social Affairs, Veterans, and Youth Rehabilitation (MoSAVY)
Local Government	<ol style="list-style-type: none"> 1. Battambang: PoE, DoE 2. Phnom Penh: PoE, DoE
School, SMC, PTA, HH	<ol style="list-style-type: none"> 1. Battambang (1 Primary & 1 Secondary in Urban area , 2 Primary & 2 Secondary in Rural area, in total 3 Primary & 3 Secondary) 2. Phnom Penh (1 Primary & 1 Secondary in Porsenchey)
DPs	WB、USAID、UNICEF
NGO	Aide et Action, SVA Cambodia
JICA Experts	<ol style="list-style-type: none"> 1. Ms. Matsuda, Expert of E-TEC 2. Mr. Takahashi, Project Leader for E-TEC

添付 7-2 主な参考資料リスト【カンボジア】

Government	
	Education Congress (April 2021) “The Education, Youth and Sport Performance in the Academic Year 2019-2020 and Goals for the Academic Year 2020-2021”
	MoEYS (August 2021) Directive on Small Group Learning and Teaching for Public and Private Education Institutions in Low Risk Geographical Area
	Education Strategic Plan 2019-2023
	Action Plan on Inclusive Education 2019-2023
	Cambodia Education Response Plan to COVID 19 Pandemic, 2020
	Cambodia Education Review 2019 (Education Research Council)
	Education Congress: the Education, Youth and Sport Performance in the Academic Year 2017-2018, and Goals for the Academic Year 2018-2019 (2019)
	Policy and Strategy on Information and Communication Technology in Education 2018
	Education Statistics & Indicators Community Pre-School 2018-2019
	Public Education Statistics & Indicators 2018-2019
	Private Education Statistics & Indicators 2018-2019
	Mid-Term Review Report in 2016 of the Education Strategic Plan 2014-2018 and Projection to 2020
	Policy Guidelines for New Generation School for Basic Education in Cambodia 2016
	Non-Formal Education Statistics & Indicators 2015
	National-Policy-on-the-Child-Protection-System
	Policy on Labour Migration for Cambodia, 2014
World Bank	
	Cambodia General Education Improvement Project (2020)
	Strengthening Pre-Service Education System for Health Professionals Project (P169629)(2020-2026)
	Cambodia-Secondary-Education Sector Support -PAD-03282017
	Community-based Childcare for Garment Factory Workers Project (2019-2021)
GPE	
	COVID-19 Response (2020-2021)
	Strengthening Teacher Education Programs in Cambodia (STEPCam) (2021-)
	SEA-PLM 2019 Main Regional Report: Children’s learning in 6 Southeast Asian countries, 2019
	Summative GPE Country Program Evaluation 2019
UNICEF	
	Cambodia COVID-19: Joint Education Needs Assessment 2021
	Why are Boys Leaving Lower Secondary School early in Cambodia?, Research Report, 2020
	Independent Evaluation of the Multilingual Education National Action Plan in Cambodia 2019
	A Statistical Profile of Child Protection in Cambodia 2018
ILO	
	Strengthening the evidence base on Child Labor through Expanded Data Collection, Data Analysis, and Research – Based Global Report (2008-2013)
DFID and USAID	
	USAID, Cambodia Technical Assistance for Coordination and Collaboration Early Grade Reading 2018
USDOL	
	Cambodians excel: Eliminating exploitative Child Labor through Education and Livelihoods (2012-2016)
	Strengthening the evidence base on Child Labor through Expanded Data Collection, Data Analysis, and Research – Based Global Report (2008-2013)
Others	
	OECD, Education in Cambodia: Findings from Cambodia’s experience in PISA for Development 2018

	OECD, Social Protection System Review of Cambodia 2017
	NGO Education Partnership, An Assessment of Early Grade Teaching Quality in Cambodia 2017

添付 A1 STEPS アウトカム指標「10の数学基礎スキル」（暫定案）の補足情報

ここでは、本報告書の表 4-2（SPEPS アウトカム指標「10の数学基礎スキル（暫定案）」）の検討にて参照した「Global Proficiency Framework（GPF）for Mathematics」の概観と、「10の数学基礎スキル（暫定案）」の選定基準と限界について提示する。

（1）GPF for Mathematics の概観

GPF for Mathematics は、教育 SDG4 の進捗モニタリングに対する国際的なタスクフォース（Global Alliance to Monitor Learning: GAML）によって作成された。SDG4.1.1 に応じ、初等教育と前期中等教育段階として1年生から9年生を対象としている。なお、GAMLのウェブサイト上ではPDF版とエクセル版があり、一部の内容（番号付け等）が異なるが、本調査では2020年12月に発行されたPDF版¹²⁶（120頁）を主に参考とした。

GPF for Mathematics では、表 A1-1 のとおり5つの「Domain（領域）」別に、「Construct（単元）」と「Sub-Construct（小単元）」を構成する「Key Knowledge and Skills」が各学年において徐々に習得される枠組みを提示している。

表 A1-1 GPF for Mathematics の構成概観

Domain	1: Construct	2: Subconstruct	3: Knowledge or Skill	4: Knowledge or Skills by Grade								
				G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9
Number and Operations	6	17	42	6	9	11	18	23	26	24	15	4
Measurement	3	5	20	4	6	5	8	9	5	8	8	7
Geometry	3	3	19	5	6	9	7	5	8	9	9	7
Statistics and probability	2	4	14	1	1	1	4	4	5	6	7	7
Algebra	3	6	19	1	3	4	5	6	7	10	10	10
TOTAL	17	35	114	17	25	30	42	47	51	57	49	35

¹²⁶ <http://gaml.uis.unesco.org/wp-content/uploads/sites/2/2021/03/Global-Proficiency-Framework-Math.pdf>

そして、「Knowledge or Skill」に関し学年別の最低限の習熟すべき項目を「Descriptors for the Three Highest Proficiency“」として提示している。更に、表 A1-2 の例のように、各学年の「Knowledge or Skill」別に習得度(Proficiency Levels) を 4 段階にわけ、上位 3 段階として”Partially Meets Global Minimum Proficiency“⇒”Meets Global Minimum Proficiency“⇒”Exceeds Global Minimum Proficiency“の判断基準を問題例も含めて説明してある。

表 A1-2: GPF for Math の “TABLE 5: DESCRIPTORS FOR THE THREE HIGHEST GLOBAL MIMIMUM PROFICIENCY LEVELS” (一部抜粋)

GRADE 2: MATHEMATICS – DESCRIPTORS FOR THE THREE HIGHEST GLOBAL MINIMUM PROFICIENCY LEVELS

Partially Meets Global Minimum Proficiency		Meets Global Minimum Proficiency		Exceeds Global Minimum Proficiency	
N: NUMBER AND OPERATIONS					
N1: WHOLE NUMBERS					
N1.1: Identify and count in whole numbers, and identify their relative magnitude					
N1.1.1a_P	Count in whole numbers up to 30.	N1.1.1a_M	Count in whole numbers up to 100.	N1.1.1a_E	Count backwards from 20.
N1.1.1b_P	Read and write whole numbers up to 30 in words and in numerals.	N1.1.1b_M	Read and write whole numbers up to 100 in words and in numerals.	N1.1.1b_E	N/A
N1.1.2_P	Compare and order whole numbers up to 30.	N1.1.2_M	Compare and order whole numbers up to 100.	N1.1.2_E	N/A
N1.1.3_P	N/A	N1.1.3_M	Skip count forward by twos or tens.	N1.1.3_E	Skip count backwards by tens.
N1.2: Represent whole numbers in equivalent ways					
N1.2.1_P	Identify and represent the equivalence between whole quantities up to 10 represented as objects, pictures, and numerals (e.g., when given a picture of 10 objects and other pictures of various numbers of objects, select the picture that has the same number of objects; associate a numeral with the appropriate number of objects).	N1.2.1_M	Identify and represent the equivalence between whole quantities up to 30 represented as objects, pictures, and numerals (e.g., when given a picture of 30 flowers, identify the picture that has the number of butterflies that would be needed for each flower to have a butterfly; given a picture of 19 shapes, draw 19 more shapes).	N1.2.1_E	N/A
N1.2.2_P	N/A	N1.2.2_M	N/A	N1.2.2_E	Use place-value concepts for tens and ones (e.g., compose or decompose a two-digit whole number using a number sentence such as $35 = 3 \text{ tens and } 5 \text{ ones}$, $35 = 30 + 5$, or using number bonds, determine the value of a digit in the tens and ones place).

(2) 「10の数学基礎スキル（暫定案）」の選択基準・方法と限界

<選択基準・方法>

- GPF の主に3年生までの Number and Operations から今後の学習にとっての基礎スキルになると考えられる項目を選択した。
- 国際的に広く行われている学力調査（TIMSS、EGMA¹²⁷）、及び本調査の事例国であるパキスタン（JICA のグローバルアジェンダ「誰一人残さない教育クラスター」の重点国でもある）において JICA や他ドナーの支援により実施されている数学テスト（ASER や AQAL¹²⁸のテスト）、JICA の数学専門家の意見などを参考とした。
- 児童の環境に応じた多様な解答方法（プリント、ミニ黒板、ノート、タブレット等）を念頭に置き、出題のしやすさも考慮した。
- 日本の教育協力専門家（数学専門家のみならず、学校運営専門家、教育政策アドバイザー、ジェンダー専門家等を含む）が理解し、カウンターパートと対象地域の子どもの学力を調査することを容易にするため、日本の小学校学習指導要領に従って東京都教育委員会が作成した「東京ベーシック・ドリル」の問題も事例として参考にした。

「東京ベーシック・ドリル」の算数ドリルの概要

小学校第1学年から中学校第1学年（1年生から7年生に相当）までの基礎的な学習内容を身に付けるためのドリルである。東京都教育委員会のウェブサイトから各学年と単元後とに、（1）問題、（2）答、（3）解説、（4）診断シート（3パターン）がだれでも無料でダウンロード可能である。「電子版」では、パソコン、タブレット端末等を使って問題に解答したり採点したりすることができる。

(https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/study_material/improvement/tokyo_basic_drill/about.html)

<限界>

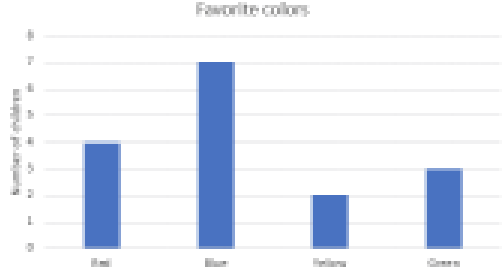

- 個人の問題の解き方やどこでつまづいているかなど細かい学習ステップを診断するためのツールではない。例えば、「解が100までの足し算」について、「繰上りができるのか」や「それとも別の解き方で答えを導き出したのか」は判断できない。こうした診断ツールや基礎項目の範囲やレベルも事業の目的に応じて異なるとは考えるものの、今回の提案はあくまでほとんどの基礎教育案件（学校建設を含む）に適応を提案するものである。

¹²⁷ GAML の「Mapping of SDG Indicators in Learning Assessments」 (<https://gaml.uis.unesco.org/dashboard/>) が示す通り、この他にも各種学力調査がリストがあるが、事例国パキスタンにおいても初等教育段階の児童に対して実施されたことのある TIMSS と EGMA に焦点を当てた。

¹²⁸ ASER は“Annual Status of Education Report”、JICA の技術協力を受けた「オルタナティブ教育推進プロジェクト」を示す。詳しくは、女子教育分野に係る業務完了報告書のパキスタンの事例を参照。



(3) 「10の数学基礎スキル(暫定案)」と”GPF for Mathematics”の対応表

No	「数学基礎スキル」	GPF for Mathematics における説明
1	1 から 30 までの数字の読み、書き	【G2: N1.2.1_M】 Identify and represent the equivalence between whole quantities up to 30 represented as objects, pictures, and numerals (e.g., when given a picture of 30 flowers, identify the picture that has the number of butterflies that would be needed for each flower to have a butterfly; given a picture of 19 shapes, draw 19 more shapes).
2	1 から 100 を比べ順番に並べる	【G2: N1.1.2_M】 Compare and order whole numbers <u>up to 100</u> .
3	解が 100 までの足し算(繰り上がりなし、繰上りありを含む)	【G3: N1.3.4_M (足し算の部分のみ)】 Demonstrate fluency with <u>addition</u> and subtraction within 20 and add and subtract within 100 (i.e., where the sum or minuend does not surpass 100), with and without regrouping, and represent these operations with objects, pictures, or symbols (e.g., $32 + 59$; solve an addition or subtraction problem presented by images of bundles of tens and ones; use number lines or skips on a hundreds grid to reason through or solve addition and subtraction problems).
4	引かれる数が 100 までの引き算(繰り下がりなし、繰り下がりあり)	【G3: N1.3.4_M (引き算のみ)】 Demonstrate fluency with addition and subtraction within 20 and add and subtract within 100 (i.e., where the sum or minuend does not surpass 100), <u>with and without regrouping</u> , and represent these operations with objects, pictures, or symbols (e.g., $32 + 59$; solve an addition or subtraction problem presented by images of bundles of tens and ones; use number lines or skips on a hundreds grid to reason through or solve addition and subtraction problems).
5	解が 100 までの掛け算(10 x 10 まで)	【G3: N1.3.3_M】 Multiply and divide <u>within 100</u> (i.e., up to 10×10 and $100 \div 10$, without a remainder), and represent these operations with objects, pictures, or symbols (e.g., $72 \div 8$; 6×9 ; solve multiplication problems by using a rectangular array or by repeating groups of the same number of objects; solve division problems by dividing a group of objects into a given number of equal groupings).
6	割られる数が 100 までの割り算(余りなし、100 ÷ 10 まで)	【G3: N1.3.3_M】 Multiply and divide <u>within 100</u> (i.e., up to 10×10 and $100 \div 10$, without a remainder), and represent these operations with objects, pictures, or symbols (e.g., $72 \div 8$; 6×9 ; solve multiplication problems by using a rectangular array or by repeating groups of the same number of objects; solve division problems by dividing a group of objects into a given number of equal groupings).
7	分母が 12 までで分子が 1 の分数	【G3: N2.1.1_M】 Identify <u>unit fractions</u> with denominators up to 12 (e.g., $1/5$; $1/7$; $1/8$; $1/10$) represented as objects or pictures (as part of a whole or part of a set) in fractional notation (e.g., shade $1/5$ of this shape; indicate $1/6$ of these objects when arranged in a 3×6 array).
8	時計の読み取り(30分区切り)	【G3: M2.1.2_M】 Tell time using an analog clock <u>to the nearest half hour</u> .

9	棒グラフの読み取り（4つまでの分類間の大小等の特徴を比較）	<p>【G2: S1.1.2_M】 Compare between categories of a tally chart, bar graph, or pictograph with up to four categories and a single-unit scale, using terms such as more than or less than (e.g., <i>Which color was chosen less often than green on this bar graph?</i>).</p>  <table border="1" data-bbox="622 363 1122 635"> <caption>Favorite colors</caption> <thead> <tr> <th>Color</th> <th>Number of children</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Red</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>Blue</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>Yellow</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>Green</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	Color	Number of children	Red	4	Blue	7	Yellow	2	Green	3
Color	Number of children											
Red	4											
Blue	7											
Yellow	2											
Green	3											
10	図形認識（回転された同じ形の認識）	<p>【G2: G1.1.9_M】 Recognize when a two-dimensional shape has been rotated or reflected (e.g., <i>when shown a number of shapes, identify those that are the same, even when some are rotated or reflected</i>).</p> 										

(4) 「10の数学基礎スキル（暫定案）」を測るための数学の問題例

「10の数学基礎スキル（暫定案）」を測るための数学問題の事例を、国際的に広く行われているテスト、JICA 事業で実施されているテスト、日本の指導要領に応じた問題集から紹介する。但し、これらの問題例は、本調査の限定的な範囲内において収集した情報に基づくものであり、日本や JICA の有する多数の数学問題集を指導順位や解答方法なども踏まえて整理したものではない。また、特に該当する問題例がない場合は空欄のままとした。なお、「Advanced」と記載した問題を正解できる者は、当該の基礎スキルは習得していることが前提となる。

国際的に広く行われているテスト（EGMA、TIMSS）からの問題例	パキスタンで実施されているテスト（AQALとASER）からの問題例	日本の指導要領に準じた問題集（東京ベーシックドリルより）からの問題例
数学基礎スキル1: 「1 から 30 までの数字の読み、書き」【G2: N1.2.1_M】		
	<p>Ex1: AQAL Entry Assessment</p> <p>(10) <input type="checkbox"/> لکھیں  میں چیزوں کی تعداد</p> <p><input type="checkbox"/> </p> <p><input type="checkbox"/>  G1: N1.1.1a_M</p> <p><input type="checkbox"/> </p> <p><input type="checkbox"/> </p>	

数学基礎スキル 2: 「1 から 100 を比べ順番に並べる」 【G2: N1.1.2_M】

Ex1: EGMA

Look at these numbers. Tell me which number is bigger?
[Repeat for each item]

(✓) 1 = Correct.

(✓) 0 = Incorrect or no response.

7	5	7	1	0
11	24	24	1	0
39	23	39	1	0
58	49	58	1	0
65	67	67	1	0

Ex2: EMGA

Task 3: Missing number

C2 & C3

Here are some more numbers. [Point to the box] What number goes here? [Repeat for each item]

(✓) 1 = Correct.

(✓) 0 = Incorrect or no response.

1

5	6	7	(8)	10
---	---	---	-----	----

2

14	15	(16)	17	10
----	----	------	----	----

3

20	(30)	40	50	10
----	------	----	----	----

Ex-advanced1 (100 以上 3 桁の問題) :TIMSS (2019, Less difficult)

MN11055: ORDER 3-DIGIT NUMBERS FROM SMALLEST TO LARGEST

Ex1: AQAL Package A-Endline Assessment

سوال نمبر 2: درج ذیل اعداد کو درست ترتیب سے لکھیں۔
(10 نمبر)

درست ترتیب

اعداد

0,5,6,7,4,3,1,8,2,9 1

60,52,55,57,59,54,51,58,53,56 2

				55					60
61							68		
	72				76				80
			84					89	
91				95			98		

数学基礎スキル3: 「解が100までの足し算(繰り上がりなしとありを含む) 【G3: N1.3.1_M】

Ex1 (繰り上がりあり) : TIMSS 2019 - Less difficult MN11017: $47 + 25 = ()$

Ex2(繰り上がりなしも繰り上がりありの例も両方):EGRA

$1 + 3 = (4)$	$7 + 8 = (15)$
$2 + 3 = (5)$	$4 + 7 = (11)$
$6 + 2 = (8)$	$7 + 5 = (12)$
$4 + 5 = (9)$	$8 + 6 = (14)$
$3 + 3 = (6)$	$9 + 8 = (17)$
$8 + 1 = (9)$	$6 + 7 = (13)$
$7 + 3 = (10)$	$8 + 8 = (16)$
$3 + 9 = (12)$	$8 + 5 = (13)$
$2 + 8 = (10)$	$10 + 2 = (12)$
$9 + 3 = (12)$	$8 + 10 = (18)$

$13 + 6 = (19)$

$18 + 7 = (25)$

$12 + 14 = (26)$

$22 + 37 = (59)$

$38 + 26 = (64)$

The child: used fingers/tick marks,
 used paper & pencil,
 solved the problem(s) in his/her head

Ex1(繰り上がりなし) : AQAL-Package A Endline Assessment

$76 + 22 = \square$

Ex2 (繰り上がりあり) : AQAL-Package B Midline Assessment

سوال نمبر 5: دنیے گئے سوالات حل کریں?
(10)

$\begin{array}{r} 11 \\ + 9 \\ \hline \end{array}$	$\begin{array}{r} 44 \\ + 48 \\ \hline \end{array}$
--	---

Ex1(繰り上がりなし) : G1: A-2

2 けいさんを しましょう。

① $3 + 5 = 8$

G1: N1.3.1_M

② $6 + 9 = 15$

G2: N1.3.1_M

③ $70 + 20 = 90$

G3: N1.3.1_P

④ $80 + 4 = 84$

G3: N1.3.1_P

⑤ $56 + 3 = 59$

G3: N1.3.1_P

⑥ $92 + 7 = 99$

G3: N1.3.1_P

Ex2 (繰り上がりあり) : G2: A-3

3 計算を しましょう。

① $34 + 18 = 52$ G3: N1.3.1_P

② $68 + 51 = 119$ G4: N1.3.1_M

③ $23 + 89 = 112$ G4: N1.3.1_M

④ $8 + 94 = 102$ G4: N1.3.1_M

数学基礎スキル4: 「引かれる数が100までの引き算(繰り下がりなし繰り下がりあり)」【G3: N1.3.1_M】

Ex-1(繰り下がりなし): EGMA

$4 - 3 = (1)$	$15 - 8 = (7)$
$5 - 3 = (2)$	$11 - 7 = (4)$
$8 - 2 = (6)$	$12 - 5 = (7)$
$9 - 5 = (4)$	$14 - 6 = (8)$
$6 - 3 = (3)$	$17 - 8 = (9)$
$9 - 1 = (8)$	$13 - 7 = (6)$
$10 - 3 = (7)$	$16 - 8 = (8)$
$12 - 9 = (3)$	$13 - 5 = (8)$
$10 - 8 = (2)$	$12 - 2 = (10)$
$12 - 3 = (9)$	$18 - 10 = (8)$

Ex2 (繰り下がりあり) : EGMA

$19 - 6 = (13)$	<input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="0"/>
$25 - 7 = (18)$	<input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="0"/>
$26 - 14 = (12)$	<input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="0"/>
$59 - 37 = (22)$	<input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="0"/>
$64 - 26 = (38)$	<input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="0"/>

The child: used fingers/tick marks,
 used paper & pencil,
 solved the problem(s) in his/her head

Ex-Advanced (発展問題 : 引かれる数が100を超える) : TIMSS 2019 (G4, Less difficult)

MN11019: $482 - 27 = (C)$

Ex-1(繰り下がりなし):AQAL-Entry Assessment

$$8 - 2 = [\quad]$$

Ex-2 (繰り下がりあり、なし) : ASER

Subtraction

85	67
$- 23$	$- 29$
73	47
85	67
$- 12$	$- 39$

Ex-1(繰り下がりなし):G1-A-3

③ けいさんをしましょう。

① $9 - 2 = 7$

G1: N1.3.1_M

② $10 - 8 = 2$

G1: N1.3.1_M

③ $13 - 7 = 6$

G2: N1.3.1_M

④ $90 - 40 = 50$

G3: N1.3.1_P

⑤ $86 - 6 = 80$

G3: N1.3.1_P

⑥ $76 - 5 = 71$

G3: N1.3.1_P

Ex-2 (繰り下がりあり) :G2-A-4

④ 計算をしましょう。

① $47 - 39 = 8$ G3: N1.3.1_P

数学基礎スキル 5: 「解が 100 までの掛け算 (10 x 10 まで)」 【G3: N1.3.2_M】

Ex-advanced1 文章問題(N.1.4.1 に相当) : EGMA
Problem 6

There are 5 seats on a bus. [pause and check]
There are 2 children on each seat. [pause and check]
How many children are on the bus altogether?

Ex-advanced2 発展問題(100 を超えている)
TIMSS2019 (G4, Less difficult)

MN11056: $7 \times 52 = (C)$

MN11136: $5 \times 25 = (1)$

MN11212: $512 \times 3 = (1)$

MP61273: $27 \times 43 = (D)$

Ex-advanced 1: AQAL-Package B Endline
Assessment

(5)

195	342
$\times 2$	$\times 7$

G5: N1.3.3_M

Ex 1: G2-A-5

5 計算をしましょう。

① $2 \times 7 = 14$

② $3 \times 4 = 12$

G3: N1.3.3_M

G3: N1.3.3_M

③ $4 \times 7 = 28$

④ $5 \times 9 = 45$

G3: N1.3.3_M

G3: N1.3.3_M

⑤ $6 \times 3 = 18$

⑥ $7 \times 8 = 56$

G3: N1.3.3_M

G3: N1.3.3_M

⑦ $8 \times 8 = 64$

⑧ $9 \times 6 = 54$

G3: N1.3.3_M


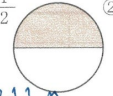
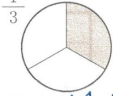

G3: N1.3.3_M

⑨ $8 \times 3 = 24$

⑩ $9 \times 2 = 18$

G3: N1.3.3_M

G3: N1.3.3_M

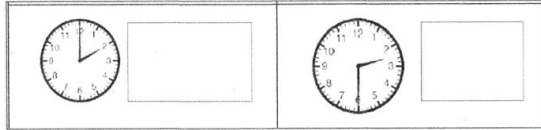
数学基礎スキル6: 「割られる数が100までの割り算(あまりなし)(100÷10まで)」 【G3: N1.3.2_M】		
<p>Ex-advanced1 (文章問題) :EGMA</p> <p><u>Problem 5</u>  There are 12 toffees. [pause and check] 4 children share the toffees equally. [pause and check] How many toffees does each child get?</p> <hr/> <p>Ex-advanced2 (あまりのある割り算) : TIMSS2019(G4, Less difficult)</p> <p><u>MN11134</u>: 23 DIVIDED BY 4 (B) <u>MN21067</u>: $23/5 = (B)$</p>	<p>Ex1: AQAL-Package B Endline Assessment</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">$8 \overline{)72}$</div> <div style="text-align: center;">$4 \overline{)96}$</div> </div> <p>Ex2: ASER Division</p> <hr/> <div style="text-align: center;">$5 \overline{)35}$</div> <div style="text-align: center;">$6 \overline{)72}$</div> <div style="text-align: center;">$3 \overline{)15}$</div> <div style="text-align: center;">$2 \overline{)40}$</div>	<p>Ex-advanced1 (あまりのある割り算) : G3-A-5</p> <p>5 計算をしましょう。(あまりあり)</p> <p style="text-align: center;">$56 \div 6 = 9 \text{ 残り } 2$</p> <p style="text-align: right; color: blue;">$G6: N1.3.3-M$</p>
数学基礎スキル7: 「分母が12までで分子が1の分数」 【G3: N2.1.1_M】		
<p>Ex1: TIMSS2019(G4, Less difficult)</p> <p><u>MN11032</u>: IDENTIFY THE PICTURE WITH 1/4 OF STARS SHADED (D)</p>		<p>Ex1: G2-A-2</p> <p>2 $\frac{1}{2}$、$\frac{1}{3}$、$\frac{1}{4}$ の大きさに色をぬりましょう。(れい)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>① $\frac{1}{2}$</p>  <p>$G3: N2.1.1-M$</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>② $\frac{1}{3}$</p>  <p>$G3: N2.1.1-M$</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>③ $\frac{1}{4}$</p>  <p>$G3: N2.1.1-M$</p> </div>

数学基礎スキル 8: 「時計の読み取り (30 分刻み)」

Ex1: AQAL-Package A Midterm assessment

(5 نمبر)

۲۔ گھڑی میں وقت دیکھ کر لکھیں۔



Ex-advanced1 (分刻み) : ASER

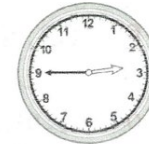
Q1: What is the time in this clock?



Ex-advanced1 (分刻み : G2-A-7

7] なんじなんふんでしょう。

①



G4: M2.1.2-M

2じ45ふん

②



G4: M2.1.2-M

4じ5ふん

③



G4: M2.1.2-M

11じ55ふん

数学基礎スキル9: 「棒グラフの読み取り (4つまでの分類間の大小等の特徴を比較) 【G2: S1.1.1_M】

Ex-advanced 1 (情報整理力を含む) : G2-A-11

11 すきなくだものをしらべました。ひょうやグラフにせいりしましょう。

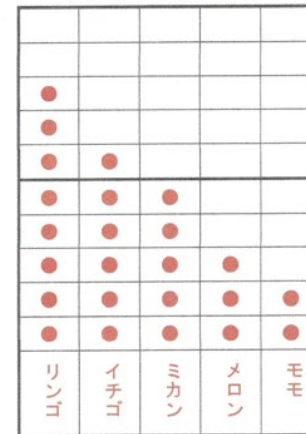
リンゴ	リンゴ	ミカン	イチゴ	リンゴ	イチゴ
リンゴ	ミカン	メロン	リンゴ	リンゴ	イチゴ
イチゴ	リンゴ	メロン	モモ	イチゴ	リンゴ
モモ	メロン	ミカン	ミカン	イチゴ	ミカン

①ひょうにせいりしましょう。

しゅるい	リンゴ	イチゴ	ミカン	メロン	モモ
数(人)	8	6	5	3	2

G2: S1.1.2_M

②下のグラフにせいりしましょう。
すきなくだものしらべ



G2: S1.1.2_M

(注) 数学基礎スキル10については、問題例の参照に用いたテストからは確認できなかったが、上記(3)で記載のとおり GPF に問題例がある。

添付 A2 開発コンサルタント等を対象にしたセミナー結果

セミナー概要

タイトル	ポストコロナにおける基礎教育協力：女子教育分野・不就学者分野・ICT 分野 オンラインセミナー
開催日時	2022 年 2 月 15 日 (火) 13:00～15:00
場所	MS Teams によるオンライン会議
開催趣旨	「全世界ポストコロナにおける教育協力検討のための情報収集・確認調査」 による女子教育分野・不就学者分野・ICT 分野の調査結果の情報共有を通じた 理解促進を目的に、主に開発コンサルタント等を対象に開催
プログラム	1: 開会の挨拶 2: 調査結果報告：株式会社 国際開発センター (IDCJ) ・三分野共通提案 ・女子教育分野 ・不就学者分野 (児童労働含む) ・ICT 分野 3: 質疑応答 4: 閉会のご挨拶：独立行政法人 国際協力機構 (JICA)
参加者	コンサルタント JICA 関係者 (合計 100 名程)

1: 調査結果報告の要点

報告書本章に沿って、調査結果および提言に関して調査チーム (IDCJ) から発表。

2: 質疑応答の要点 (参加者の発言内容を簡略に記載)

<三分野共通>

参加者によるコメント：本調査で重要な点は、日本は現場に寄り添った支援をしてきているが、日本の教育支援が見える化していく必要があるということ。見える化に当たり、国際的に使われているツールをわかりやすくし、算数学力を身に着けていることを示すツールを検討していくことは意義がある。私たち実施者の意識を高めるということにおいても、何か共通のツールでレビューしていくことは重要であると思う。

<女子教育と ICT>

質問：ICT に関し、女子が不利になるという説明があったが、ICT 活用への協力におけるジェンダー配慮について何か示唆があるか。

回答：スマホなどのデバイスの保有率は女性が低いというデータも事例国であったことを踏まえると、ICT を活用した教育への支援の際には女子、女性教員が不利にならないよう配慮が必要である。そのためのチェックリストとして、UNICEF の報告書の Reimagining Girls' Education: Solutions to Keep Girls Learning in Emergencies (2021) のなかで、” 2. Strengthening gender-responsive distance education provision and learning outcomes” において、Key Considerations, Promising, Practices and Checklists が提示されている。Low tech, high teach と事例も紹介されており参考になる。

また、本調査の事例国モザンビークで収集した情報によると、北部紛争地域で、治安が悪いと家庭の判断で女子を学校に送らないケースがある。したがって、世界銀行が紛争地域の女子への支援を小学校に Distance Learning Center を設けて展開する予定である。

<不就学者>

質問： 点在する不就学の子どもたちへ JICA からの支援として直接アプローチする場合は、どのような形になるか。費用対効果を考えたとき、案件化が難しいのではないか。

回答： JICA 支援ではないが、本調査の事例国における例としては、ガーナの Complementary Basic Education、カンボジアのコンソーシアムで行われているように、現地の NGO を活用した支援の形がある。不就学児童を特定することも大変であるが、特定後にその子どもたちをどう支援するか、多様なアクターの連携が必要であるが、JICA 支援としても可能性はあると思う。

コメント： 不就学児童への JICA 支援の例として「パキスタン オルタナティブ教育推進プロジェクト」（ノンフォーマル教育支援）がある。アプローチとしては、短期間で学べること、学びのニーズに合っていること、総合的な学び方であることが大切であると考えられる。また、不就学児童に対しては ICT を使ってアウトリーチすることも考えている。算数、理科、社会という教科別の学び方ではなく、それらを統合する。（例えば、中学生くらいの年齢層には、仕事に結びつくスキルと統合していくことが必要とされている。）特に昨今は ICT が使われていく中で学び方が変わっていくため、不就学の子どもたちが、アクセス格差等により更に取り残されていくことを防ぐことが大切である。

コメント： 不就学児が色々な所にいるなかで、どのようにアプローチしていくか、他のドナー、先方政府、NGO も含め悩んでいるということはパキスタンにも当てはまる。ノンフォーマル教育を提供していく上で、政府の政策とツールが整備され、NGO も使うことができ、次のステップとして就学の修了証書がもらえるといったような、複数のアクターが取り組んでいることに対する仕組みづくりの部分に JICA は協力している。このように、不就学児への JICA のアプローチとしては仕組み、政策、ツール作成への支援があり得ると考える。

【ICT】

質問： パプアニューギニアの教育における ICT 活用に関する JICA 協力の提案に関し、パイロット地域での活動を全国へ展開する際に生じ得る地域格差に対し、どのような対策があるか。

回答： ひとつの鍵はオフラインである。各学校でイントラネット或いはオフラインで、授業のなかでは最低限の ICT を使う。スマートフォン、バッテリー式のプロジェクター、バッテリー式のモニター、バッテリー式のスピーカー、ソーラーパネルを各学校の中で完結し、それらの機器の維持管理をするために学校運営活動への支援を行うことが一案である。

質問： 学校に行けていない状態の子どもたちを対象としたコンテンツが使われている例はあったか。

回答： 事例国における学校に行けていない子ども達にとっては、媒体としてはラジオ、テレビが主流であった。しかし、ラジオ、テレビも時間が決まっているのであまり使っていないという回答であった。WhatsApp の活用例は、学校と保護者の連絡や教材の共有手段としても広がっているようであった。

3: 閉会挨拶の要点

JICA 基礎教育グループ次長 :

- コロナ禍での現地渡航含め、成果品をまとめていただき感謝している。本調査で STEPS の活用等具体的な提案を頂いている。他方、一度に実施中の全案件に適用することは現実的ではないので、例えば、女子教育であればパキスタン、Out of school children であればヨルダン、ICT に関しては PNG や技術協力だけではなく資金協力も含めた形で、可能性を追求したい。先方政府、専門家やコンサルタントチームとの協議もあるが、確実に調査だけではなく実現にもっていきたいと考える。ポイントとして、JICA も色々やっているが、何をやっているかが少し見えにくいこともあり、全案件わかりやすい成果の見せ方には力を入れていきたい。
- ポストコロナに向け、私たちがどう対応していくかという所に関し、やはり今後、教員や学校の役割というのは変わっていくだろうと認識している。本日のセミナーは、昨年9月に行われた教育協力ウィークのフォローアップにも位置付けられる。関係者間の知見の共有をして最終的には途上国での結果に還元するということでもっていききたい。本日のセミナーはその契機となるものであり感謝している。

JICA 基礎教育グループ前次長 (現セネガル事務所長) :

- ポストコロナということで、教育の在り方そのものが変わっていく可能性があるというなかで、JICA として何ができるのかを検討していくきっかけになった。今回のテーマとして女子教育、不就学児童への対応、ICT という分野を提示したが、これだけに限られるものではないが、こういう側面がキーとなるのではないかということでテーマ設定をした。JICA の事業の中で女子教育を目指す案件、不就学児童縮減を目指す案件を形成していくことにとどまらず、全ての案件の中で少しずつでも、こういった取り組み、側面を視野に入れて事業を実施していくことが必要だと思う。また、JICA の事業だけで解決できる問題でもなく、まさに国際機関、NGO のみなさん、民間企業のみなさん等と一緒に取り組んでいくべき課題だと思う。ポストコロナという時代における教育協力のあり方の検討と Collective Impact の追及は、それぞれ別々のベクトルで始まった話かもしれないが、ひとつの方向に向かって統合されていくという意味で、ある意味良いタイミングなのではないかと思う。これを機会に教育協力というものを関係者の皆様に引き続き発展させていただければ嬉しく思う。来月からは現場の方で、教育に限らず事業を担っていくが、是非、コンサルタントの皆様、或いは他の皆様、それぞれの持ち場で引き続き取り組んでいただくとともに、こういった場面で是非それぞれの持っている知見、経験を共有することで、機運を盛り上げて頂ければと思う。

添付 B1 主な参考文献リスト（第 1 部に関する資料）

OOSC, dropout, and child labor as main topics

<OOSC and dropout>

- UNESCO National Education Responses to COVID- 19: Summary report of UNESCO’s online survey. 2020
- UNESCO WHAT HAVE WE LEARNT? Overview of findings from a survey of ministries of education on national responses to COVID-19. 2020
- UNESCO COVID-19 Education Response, How many students are at risk of not returning to school? Advocacy Paper 30 July 2020
- UNESCO, UNICEF, and World Bank (2021) “The State of the Global Education Crisis: A Path to Recovery.
- UNICEF Raising Learning Outcomes: the opportunities and challenges of ICT for learning. 2018
- UNICEF, The Out-of-School Children Initiative (OOSCI), Formative Evaluation, 2018.
- UNICEF, Early Warning Systems for Students at Risk of Dropping out, Policy and Practice Pointers for Enrolling All Children and Adolescents in School and Preventing Dropout, 2018.
- UNICEF, Reimagining Life Skills and Citizenship Education in the Middle East and North Africa, 2017
- UNICEF, Improving Education Participation, Policy and Practice Pointers for Enrolling All Children and Adolescents in School and Preventing Dropout, 2017.
- UNICEF/UIS, Monitoring Education Participation: Framework for Monitoring Children and Adolescents who are Out of School or at Risk of Dropping Out, 2016.
- UNICEF/UNESCO, Global Out-of-School Children Initiative, 2015
- UN, Policy Brief: Education during COVID-19 and beyond, 2020
- UNHCR/WB, The Global Cost of Inclusive Refugee Education, 2021
- UNICEF Cash and voucher assistance targeting for education outcomes.2020
- World Bank Realizing the Future of Learning: From Learning Poverty to Learning for Everyone, Everywhere. 2020
- World Bank. Ending Learning Poverty: What Will it Take? 2019.
- WB/UNESCO/GER, Education Finance Watch 2021
- World Bank. Cost-effective Approaches to Improve Global Learning Levels. (Oct 2020)
- World Bank. World Development Report. WDR 2018

<Education, COVID-19>

- “Innovations in phone-based assessments to support learning” (World Bank Group, Center for Global Development, July 2020)
- World Bank. World Bank’s Education Response to COVID-19. (Dec 2020)
- World Bank. COVID-19: Pandemic Shocks to Education and Policy Response. (2020)
- UNESCO. “Pandemic-related disruptions to schooling and impacts on learning proficiency indicators: A focus on the early grades”. (March 2021)

<Child labor and Child protection >

- Global March, Impact of COVID-19 on child labour: insights from civil society,
- ILO/UNICEF, Child Labour Global Estimates 2020, Trends and the Road Forward (2021)
- ILO/UNICEF (2020) COVID-19 and Child Labour: A time of crisis, A time to act
- ILO (2020) COVID-19 impact on child labour and force labour: The response of the IPEC + Flagship Programme
- ILO/OECD/IOM/UNICEF, Ending child labour, forced labour and human trafficking in global supply chains, 2019
- ILO (2019) National Child Labour Survey Report Timor-Leste,
- ILO, Marking progress against child labour, Global estimates and trends 2000-2012, 2013
- ILO/UNICEF/WB, Child labour: trends challenges and policy responses, 2010
- ILO (2017) Global estimates of labour: Results and trends, 2012-2016
- UCW (2006, 2008 revised) Child labour and Education For All: an issue paper
- UNESCO/UNICEF (2016) Monitoring Education Participation, Framework for Monitoring

Children and Adolescents who are Out of School as Risk of Dropping Out
 UNESCO/UNICEF (2005) Children Out of School: Measuring Exclusion from Primary Education,
 -UNICEF, Child labour and school attendance: Evidence from MICS and DHS surveys, 2008
 -UNICEF. COVID-19 A threat to progress against child marriage 2021
 -UNICEF. Child Marriage, Latest trends and future prospects 2018
 -WB, Effects of Public Policy on Child Labor: Current Knowledge, Gaps and Implications for Program Design, 2017
 -WB, Short- and Long-Term Effects of a Child-Labor Ban, 2016
 -WB, Understanding Child Labor Beyond Poverty: The Structure of the Economy, Social Norm and No Returns to Rural Basic Education, 2013
 -World Bank. The Role of Identification in Ending Child Marriage: Identification for Development (ID4D) 2016
 WB (2004) Child Labour, Education and Children's Rights, Social Protection Discussion Paper Series,

Website for OOSC, Child labor, and Child Protection

-J-PAL on gender (<https://www.povertyactionlab.org/sector/gender>)
 -ILO
<https://www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/child-labour/lang--ja/index.htm>
<https://www.ilo.org/ipecc/ChildlabourstatisticsSIMPOC/lang--en/index.htm>
 -Open EMIS (<https://www.openemis.org/solutions/oosc/>)
 -UNESCO
<http://uis.unesco.org/en/glossary-term/out-school-rate-1-year-primary-primary-education-lower-secondary-education-upper>
<https://learningportal.iiep.unesco.org/en/glossary/dropouts>
 -OCHA
<https://reliefweb.int/report/world/20-reasons-why-2020-there-are-still-260m-children-out-school>
 -UNICEF
<https://www.unicef.org/rosa/what-we-do/out-of-school-children>
<https://www.unicef.org/mena/press-releases/hajati-cash-assistance-effective-keeping-vulnerable-children-school>
<https://www.unicef.org/protection/child-labour>
 -World Bank
<https://www.worldbank.org/en/region/mena/overview>
<https://www.worldbank.org/en/topic/education/brief/learning-poverty>
<https://www.worldbank.org/en/topic/education/brief/what-is-learning-poverty>
<https://www.worldbank.org/en/topic/education/brief/ending-learning-poverty>

添付 B2 不就学者（児童労働を含む）に関する本邦 NGO・企業の 途上国における取組み事例

本邦 NGO や民間企業は、教育が主たる目的の事業や子どもの人権保護を目的とする事業を通じて途上国の SDG4 および SDG8.7 に貢献している。日本の教育協力 NGO ネットワーク (JNNE) の調査¹²⁹⁾によると、事業対象地域はアジアが中心で、低所得国を主な対象としている。分野は初等・前期中等教育の改善、格差解消、スキル改善に貢献している。

NGO は自主財源による事業も展開しているが、日本政府予算を得ての事業もある。表 B2-1 は JICA の、表 B2-2 は文部科学省の、表 B2-3 は NGO の独自事業（日本政府予算を得ての事業を含む）の各種プログラムにおいて、不就学者、児童労働撤廃を主な目的とするプログラム例である。

表 B2-1 JICA 民間連携事業を通じて不就学関連の支援実績のある日本企業

公示年度	事業名	製品・サービス名	提案法人名	対象国
1) アクセス：特別な支援が必要な児童への取組み				
2013	音声ペンの活用を通じた教育事業に関する案件化調査 【案件化調査（中小企業支援型）】	肉眼では見えないドットコード「GridOnput（グリッドオンプット）」及び専用スキャナー（主として音声ペン）	グリッドマーク株式会社、株式会社日本開発サービス共同企業体	バングラデシュ ミャンマー
2015	難聴者聴覚検査・診断機器普及促進事業 【民間技術普及促進事業】	聴覚検査・診断技術、検査・診断機器取扱技術、補聴器処方・アフターフォロー技術	リオン株式会社	ベトナム
2017	読書障害者用 DAISY 図書製作ソフトウェア普及促進事業 【民間技術普及促進事業】	読書障害者用マルチメディア図書（DAISY）製作ソフトウェア「PLEXTALK Producer」	シナノケンシ株式会社	エジプト
2017	タブレット型視機能訓練器による弱視の子どもたちの視力回復プロジェクト案件化調査 【案件化調査（中小企業支援型）】	ホワイトスクリーン技術による、患者へのストレスや副作用が低減され従来より短期間で回復するタブレット型の弱視訓練器	ヤグチ電子工業株式会社	インド
2018	弱視の子どもたちの視力回復に向けた普及・実証・ビジネス化事業 【普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型）】	〔ステレオテスト〕飛び出している絵柄を当てるだけで小児弱視のスクリーニングを行える医療機器。〔オクルタブ〕特殊なタブレットにより、両眼を開けた状態で弱視訓練を実施できる医療機器。〔オクルーダー〕在宅訓練時に補助的に使用する使い捨て医療機器。	ヤグチ電子工業株式会社	インド
2) クオリティ：教育の質向上				

¹²⁹⁾ http://www.jnne.org/doc/contribution_of_japanese_ngos_to_sdg4_ver2.pdf,

2018	地方学校教員の能力向上及び教育格差是正向け学習管理システム(LMS)に係る普及・実証・ビジネス化事業 【普及・実証・ビジネス化事業(中小企業支援型)】	公立学校教員対象の教授法プログラムや小中学生対象の数学用教材を提供。公立学校の校舎を借り、放課後に教育システムを導入した小中学生のための塾を開講。	株式会社デジタル・ナレッジ	ウズベキスタン
------	--	---	---------------	---------

表 B2-2 は、2016 年度から 2020 年度までの海外展開推進事業 (EDU-Port ニッポン) のうち不就学に関わる事業である。

表 B2-2 海外展開推進事業 (EDU-Port ニッポン) を通じた不就学支援事業

1) 就学前教育、非認知・ライフスキル	
特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン (2020 年度 EDU-Port 応援プロジェクト)	対象国：ヨルダン 事業名：ヨルダンにおける日本型特別活動を通じたシリア難民及びヨルダン人児童のライフスキル向上事業 概要：多数のシリア難民を受け入れているヨルダン北部のイルビドにて実施している補習授業プログラムの一環として、日本型の特別活動(学級活動、クラブ活動、学校行事)を応用した、日直活動、レクリエーション活動、遠足・文化祭などの行事を通じて、シリア難民及びヨルダン人児童のライフスキルの向上、レジリエンス(困難に対応する力)の強化、異なる国籍間での差別意識の軽減・社会的結束の促進に貢献する。
特定非営利活動法人 MIYAZAKI C-DANCE CENTER 2018 年度 EDU-Port 公認プロジェクト 個別枠	対象国：ラオス 事業名：ラオスのインクルーシブ教育を推進する「表現運動」(学校体育領域)の輸出 概要：日本の「表現運動」(学校体育領域)は、自分とは異なる「からだや動きの個性」を積極的に価値づける、インクルーシブ教育にとってきわめて有用かつ有効な領域である。本事業では、インクルーシブな身体活動を研究している金沢星稜大学、ラオスで障害者支援を行っている NPO 法人アジアの障害者活動を支援する会と連携し、インクルーシブ教育を推進しようとしているラオスに「表現運動」を輸出することにより、インクルーシブな学校教育・地域社会の形成に寄与する。
2) クオリティ：質の向上	
株式会社スプリックス (2020 年度 EDU-Port 応援プロジェクト)	対象国：ベトナム 事業名：日本型教育コンテンツ共有プラットフォーム「フォレストネット」のベトナムでの展開 概要：「フォレストネット」は、日本の教員が諸コンテンツ(授業や学級経営などに関わるコンテンツ、動画、板書例、学習指導案、授業記録、配布物データなど)を他の教員と共有するプラットフォームである。ベトナムの教員及び教員を目指す学生が「コンテンツの受け手」となれるように、これらのコンテンツを現地語に翻訳する。加えて、彼/彼女らが「コンテンツの出し手」として、自らが作り出したコンテンツを他の教員に共有できるようベトナム版「フォレストネット」を構築する。
国立大学法人香川大学	対象国：カンボジア 事業名：カンボジアにおける学校保健室を基盤とした日本型保健教員養成モデルの開発事業

2018年度 EDU-Port 公認プロジェクト 個別枠	概要：カンボジア教育青年スポーツ省が行う教員養成課程のうち「保健」教員養成を支援する。日本の養護教諭の養成と職務に関する来日研修、渡航指導を中心に実施する予定である。
3) 学校運営強化、コミュニティの参加	
特定非営利活動法人 1万人井戸端会議	対象国：エジプト 事業名：エジプトにおける教育イノベーション創出事業～日本式公民館の運営および社会教育の学びを通じて～
(2019年度 EDU-Port 公認プロジェクト)	概要：沖縄県那覇市に位置する繁多川公民館が実践してきた社会教育のノウハウを活かし、エジプトにおいて、「地域社会との連携」や「コミュニティラーニングの促進」をテーマに、学校教育と社会教育をつなげる教育イノベーションの創出を目指す。さらに、学びを支える指導者育成システムの構築および公民館運営の実践を通じて、課題解決に寄与する。
一般財団法人地域・ 教育魅力化プラット フォーム	対象国：ブータン 事業名：「学校を核とした地域創生」海外展開モデル事業～ブータン王国での学校魅力化プロジェクト～ (2017年度はEDU-Port 応援プロジェクト)
(2018年度 EDU-Port 公認プロジェクト 個別枠)	概要：課題先進地である離島・海士町ではじまり、現在は島根県をはじめ全国に広がっている「学校を核とした地域創生（学校魅力化プロジェクト）」を、ブータンで展開する。学校と地域の協働による「地域の次代を担う人づくり」を地域課題解決型学習や地域系部活動、21世紀型寺子屋等の展開を通して推進する。同時に都市部から地方への新たな人の流れを創出することを目指し、持続可能な地域づくりにも寄与する。

表 B2-3 は、不就学者や児童労働撤廃を含む子どもの保護を中心に途上国支援を行っている日本の代表的な NGO とその活動内容である。

表 B2-3 不就学支援、子どもの保護を海外で実施する日本の NGO

児童労働ネットワー ク(CL-Net)	加盟団体：約 20 概要：日本から児童労働問題の解決に貢献することを目指す、NGO、労働組合などが加盟するネットワーク。国際機関、政府、企業、労働組合、経済団体、NGO、市民等が日本において連帯・協働し、児童労働問題の解決に貢献する。
ACE	対象国：ガーナ、インド 概要：ガーナ 2 州（Ashanti と Ahafo）で児童労働撤廃に取り組み、コミュニティによる就学支援も行われている。
国境なき子どもたち	対象国：カンボジア、ヨルダン 概要：ヨルダンにて特別課外授業を活用した退学防止支援を行っている。「ICA 草の根パートナー型：社会性育成を主眼に置いた特別活動実践と体制構築事業 2018-2021 年」を実施。
SVA Cambodia	対象国：カンボジア 概要：図書館を起点とするラーニングセンターの運営能力の支援、識字教室等の実施支援、幼児教育促進支援を実施している。「JICA 草の根技協：バタンバン州の公立幼稚園における幼児教育・保育の質の改善事業」を実施。
Save the Children	対象国：カンボジア、ヨルダン、ガーナ 概要：「ヨルダン国子どもに対する精神保健・心理社会的支援（心理的緊急処置研修の開発実施）（2020-2021）の実施を通じて、ヨルダン保健省、教育省と連携し、子どもに接する教師やカウンセラーへ

	の技術支援を行っている。
World Vision Japan	対象国：カンボジア、ヨルダン、ガーナ
	概要：ヨルダンでは、学びの遅れを取り戻すための補習事業の支援を行っている。

添付 B3 不就学者支援に関する日本国内の政策・事例

日本は、江戸時代には寺子屋や藩校などの教育機関がある程度普及し、江戸時代後期には世界的に見ても識字率が高かったとされている。明治 5 年の学生に示された初等教育の基本方針に基づき小学校が設置されていく。明治 18 年の学齢児童の就学率は、約 50%となる。明治 33 年には授業料が廃止されし、明治 38 年（1905 年）には、95.6%となった。（以上、文部科学省、学制百年¹³⁰史）。第二次世界大戦後、義務教育は 6 年から 9 年へ延長され、高度経済成長期には 99%となり、それ以降、99%を越える状況が続いている。

しかしながら、現在の日本では、不登校児童数が増加するという課題に直面している。これに対処するため、2011 年度から文部科学省が毎年、不登校児童生徒数と不登校の理由について調査を実施している。この調査における不登校とは、次のように定義されている。

不登校児童生徒：

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/futoukou/03070701/002.pdf

1995 年からは、「心の専門家」として臨床心理士などをスクールカウンセラーとして全国に配置している。しかしながら成果に関する検証は十分に行われておらず、試行状況が続いている。

以下は、日本で現在実施されている不登校児童に関する主な取組である。

■ 出席のモニタリングと通知制度

日本では、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）において、児童生徒が引き続き 7 日間出席せず、出席状況が良好でない場合で、保護者が正当な事由なく児童生徒を出席させないときにおける校長から市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会への通知等の手続を規定している。文部科学省は 2011 年に「義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について（通知）」を發出しており、2013 年に「居所不明の児童生徒に関する教育委員会の対応等の実態調査」が実施された。この調査では、居所不明になった理由として家庭内暴力が大きな理由として挙げられた¹³¹。

■ 不登校児童生徒の調査

不登校児童生徒数と不登校の理由については、2011 年度から文部科学省が毎年調査を実施している。不登校児童生徒数は調査開始以来増加していたが¹³²、コロナ禍でさらなる増加が見られる。2020 年度の不就学児童生徒の割合は、小学校で約 1%、中学校で約 4%。総数では 19 万人を超えた。なお、この調査では、長期欠席者の理由として、病気と経済的理由は不登校とは別に集計をしている。長期欠席者数の合計は 2020 年度で 28 万人を超えている。

■ スクールカウンセラーの設置

文部科学省は、1995 年から「心の専門家」として臨床心理士などをスクールカウンセラーとして全国に配置している。1995 年度は 154 校に配置されていたが、2020 年度は約 3 万人が配置されている。スクールカウンセラーの設置前後の比較において（2001 年と 2004 年）、

¹³⁰ https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.htm

¹³¹ 「居所不明=不就学」ではないことに注意が必要である。

¹³² 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」平成 23 年度より毎年実施

不登校児童生徒数、学校内暴力行為発生件数、いじめ発生件数において減少が報告されている¹³³。

■ 多様な場（フリースクールや夜間中学校など）の必要性についての議論の高まり

2016年の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月14日法律第105号）」により、学校への登校にとらわれない多様な場（フリースクールや夜間中学校など）の必要性についての議論が高まっている¹³⁴。2015年8月に公表された「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査（平成27年8月）」によると、2015年3月時点では、民間団体・施設に通う子どもの人数は約4,200人である。

■ 資格認定制度

卒業認定については、中学校卒業程度認定試験と高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）が設けられている。

中学校卒業程度認定試験(中卒認定)とは

中学校卒業程度認定試験とは、学校教育法第十八条の規定により、病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子等に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格した者には高等学校の入学資格が与えられます。

受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する方が受験できます。

- (1) 就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、令和3年3月31日までに満15歳以上になるもの
- (2) 保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、令和3年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの
- (3) 令和3年3月31日までに満16歳以上になる者(1)及び(4)に掲げる者を除く。
- (4) 日本の国籍を有しない者で、令和3年3月31日までに満15歳以上になるもの

試験科目と内容

試験科目は、中学校の国語・社会・数学・理科・外国語(英語)の5教科です。試験の内容は、いずれの科目も、これらを現在の中学校で履修した場合と同程度ですので、教科書などを参考に準備してください。
なお、過去の試験問題については、以下のリンクから御確認ください。

出典：文部科学省 web

¹³³ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/attach/1369863.htm

¹³⁴ 「不登校に関する調査研究協力者会議フリースクール等に関する検討会議合同会議（第20回）（令和元年6月7日）」の配布資料